



第一二五圖  
「おきな」の舞ひ(大入系下津具)

此場合の舞戸は「ひのねぎ」の場合と同じく街道の氣持である。竈を巡つて來ると、其處へ檢めの役即ち「もどき」が出て、軽く扇で肩を打ち、問答即ち御禮の事から引續いて、長い長い身の上語りがある。此身の上語りが「おきな」の特色で、それが終つて一ツ囃して給へで舞ひとなり、一通り舞戸の五方を舞つて引込む事は「ひのねぎ」と同じである。尙此場合の「もどき」を、別に相問(あいもん)又は「こ」とり」とも言うて居る。



第一二六圖  
「もどき」役(振草系古戸)

「おきな」の語り 「おきな」の特色である身の上の語りは、竈の前で「もどき」との間に問ひ交はされるのであるが、之は「ひのねぎ」又は「みこ」の立住ひ所を語るに對して、生立ちから

婿入りの次第を聞かせるのである。語りの形式は土地に據つて區々であるが、振草系は一樣に話し即ち物語り風であるが、大入系は幾分韻を帯んだ謠ひ風の處がある。而して「もどき」が之を一節毎に受けて復誦する場合と、二人が同時に唱和する形式とあるが、一方には又語るの「おきな」で、「もどき」は問を掛けるだけで、單なる問役の場合もある。

次に物語りの内容であるが、之は前にも言うた如く、「おきな」の身の上話であるが、その外形は單なる過去の物語りとか昔話ではなく、之を最もらしくさうして悉く意表に出て人を笑はせる性質のものである。而して現在各所に行はれて居たものは、物語りとして豫め順序と區分があつたのであるが、それが各所異つて居たのは、久しい口授傳承の間に、前後の轉倒と錯誤が生じた事も勿論であるが、一ツには技藝としての重要な要素である、面白く可笑しい事の當然の歸結として、物事を正しく秩序立てぬ事、早く言へば逆に逆にと言ふ、さうした形式の影響もあつたのである。従つて之が順序と區分はさして重要でなかつたので、祭文の詞章等とは別である。然し各所を通じて、詞章として全體の梗概は略ぼ似たものである。以上を前提として、先づ振草系の古戸(ふつと)に行はれて居たものを見ると、全章を左の三段に分つて居る。

第一 御禮のこと

面形に據る舞

- 第二 生れ所の話
- 第三 掣入り話

以上の中、第一の御禮のことは、前の「ひのねぎ」「みこ」に於けると同一のもので、之は語りに入る一種の前提をなすものであつた。従つて身の上語りの内容には關係ないものである。次に同じ系統の下粟代は之を左の四段に分つて居る。

- 第一 御禮のこと
- 第二 生れた時の話
- 第三 都入りの話
- 第四 掣入りの話

即ち古戸が第二を生れ所の話として居るに對して、之は生れた時の話となつて居り、別に都入りの一條がある。然し之は一ツの順序區分を示したに過ぎぬもので、内容に於ては大した相違はない。一面から言うと、之は「もどき」の間ひ方に據つて斯く區分が出来たとも言へる。而して此區分は更に細かく分れて居た場合もあるらしく、花祭りと縁の深い黒倉田樂の「おきな」即ち四寸の鍵取りの語りは、左の如く全章を九番の物語りとして居る。

- 一番 七社の氏神様御禮

- 二番 庄屋萬所まんどころ。くもおとな衆じゆう。御禮
- 三番 笛造。樂造へ御禮

以上御禮のこと

- 四番 生れ所
- 五番 立住ひ所
- 六番 掣入り
- 七番 古話ふるばなしし
- 八番 都入り
- 九番 ……………

以上身の上話

黒倉田樂に於ける區分は、事實上表題と、内容が悉く一致せぬ場合もあり、然も第九番には表題が無かつた點から考へると、或は記憶の便宜上斯く區分を設けたとも考へられる。之に對して物語りの内容には何等區分を設けなかつた土地も、全體を一續きに語る譯ではなく、それぞれの場合に「もどき」が相の手を入れて居たから、結果に於ては總て同一であつた譯である。

之を一方大入系の各地に就いて見ると、全章を略ぼ左の四段に分けて居る。

## 第一 御禮

## 第二 生れ所

## 第三 打上りの事

## 第四 鎌倉入り

即ち各番の稱呼が異つて居たのである。之は形式としては或は一倍古かつたかと考へられるが、更に古戸田樂の「さんばそ」即ち黒尉の語りは、全體の形式に於ても用語に於ても、一層古い形を遺して居た事を附加へて置く。

詞章の傳承 「おきな」の詞章は、役に當る者が總て暗誦して居て、「もどき」の問ひに應じて次に語つたのであるが、其内容は相當長編であるから、久しい年代の間には、口授のみに據つて來たとはいふに難い節もある。而して現在に於ては多く手控へを用意して居たのであるが、然し一方には全然之がなかつた土地もある。(或は或時代存在したかも知れぬが)前言うた古戸等は其例で、何處にも保存されぬのである。現在同所には近在に響いた語りの上手があつて、實は手控への必要もさ迄に感じて居ない。一方手控へのあつた土地でも全然それに頼つて居た譯ではなく、同じ振草系中在家(なかんせき)等も、最近亡くなつた「おきな」役の老人などは、手

控へには少しも頼つて居なかつたやうであるから、此事は何れとも言へぬのである。

之を要するに全體的には、一部之に興味を持つ者に據つて保存されて居て、口移しの傳承は未だ生きた存在と言ふ事が出來たのである。

詞章と口傳書 詞章は役の者が心得て居て、其者一代は年々繰返して居たから、一部語句に前後は生じて、どうやら保存されて居た譯で、役を後の者に譲る場合、其者に口授すれば宜かつたので、傳承の續く限り、口傳書或は手控への必要は無かつた譯であるが、祭祀は年一回であり、人間の運命には思ひ設けぬことが多かつたから、之が手控へ口傳書も一面重要なものである。其爲の動機から作製されたかどうか判らぬが、大部分の土地に、一種位は用意されてある。多分備忘の意が最初であらうが、不思議に他の祭文歌謠に於ける如く、古いものが尠なかつた。自分が見た經驗では、大入系の御園、下津具等に傳へて居たものは、その紙質保存の状態等から判断して、相當古い時代の作製と思はれるが、年代の記載がないから之等は確實な事は判らぬ。此點に於て最も古いと斷定の出來るものは、前記黒倉田樂に用ゐられたもので、同所の金田九郎兵衛なる人の筆録に成る文政五年の奥書あるもので、其他のものは何れも明治初年前後に作製されて居た處を見ると、之が筆録は相當後世とも言へるのである。而して此口傳

書又は手控への一ツの特色は、他の口傳書と異つて、禰宜屋敷等には殆ど保存されて居なかつたことで、嘗て之を勤めた者の屋敷に多く保存されてある。眞に當然の事ではあるが、此事實も雖て口傳書の保存と散逸に影響した點であつて、之等は禰宜屋敷等に比して一般に社會上の地位も低かつた關係もあり、以前にあつては、筆録等も比較的容易でなかつた事、従つて後の保存も充分に行届かなかつた點等が、他の口傳書手控へに比して、一段と尠く且取扱ひも劣つて居たかと考へられる。

古戸の例 「おきな」の次第の説明に兼ねて、振草系古戸の現在のものを擧げて見る。之は口傳書等の文字の影響がない、事實上の聞き書きである事に意義を認めて、特に選んだので、二三意義不明の個所もあるが、總て聞いた儘である。従つて之は勿論一形式を示したに過ぎぬもので、殊に「もどき」の問ひは、年に據り役に據つて、適宜按配されたので、同一の土地に於ても年々同じとは言へなかつた。殊にこの次第は、共に同所の佐々木祐助の口授になるもので「もどき」「おきな」が同一人の關係もあつて、兩者の間が兎角妥協的の嫌ひがないではない。此事は前の「ひのねぎ」の問答に於ける静岡縣地内山室の事實の如く「おきな」が「もどき」に對して反目を帶んだ形式が寧ろ一般的であつた。而して本口傳は、記録として或は冗漫の嫌ひはあるが、物語

りとそれに伴ふ場面を併せ窺ふ意味で、全部を記載する事とした。

### 第一 御禮の次第

「もどき」は平服に「ゆはぎ」をはふり。手に扇を持ち。「おきな」の肩を打つて問ひに入る。

もどき

やれ爺様ぢいさま毎年よくお出で下されありがたくござります。相も變らずお壯健ちぢやでお目出度う。

おきな

いやどうもはや誠に毫碌ちぢしてのう。それに今年は特別寒いで。まあ止めいかと思つたが。毎年來つて居る道だし。花(花祭りの事)も好きだしせる譯だで。又出て來たい。

もどき

それはお爺御苦勞だ。

おきな

さあ夜も明けるし。かうして居つちや花屋へ遅くなるで。ちつとも早く行かにやならんで。なあ。

もどき

そりやお爺。花屋へも忙しいすが、かうして多勢の人が(見物を指さして)「おきな」が出て来ると言つて。迎ひに出て居る所だ。この衆に一々禮を言はにやあ。此處が通つて行けぬぞえ。それにお爺がかうして来たのも。一人で来たと思ふと大きな間違ひだぞえ。

おきな

なあになあに。俺は一人で来た。

もどき

いやさうちやねえだ。これには「ひのねぎ」といふ大切なものがあつて。その御影でお爺は出て来たぞえ。

おきな

そりやお困るが。花屋へも忙しで。それやお禮も言はずが。何て言やお好いだのう。

(此時他の土地では、前の「ひのねぎ」の場合の如く、松火を見せる事がある。)

もどき

そりやお世話は無えだ。俺が教へてやるで。早速言つて通らつせ。

おきな

それやお何て言ふだ。

もどき

「ひのねぎ」にお禮を申と。かう言やおそれで宜いだ。

おきな

それやお早速。「ひのねぎ」にお禮を申。(禮をして)さあ行くだ行くだ。

もどき

成程い、禮だ。したがお爺。まんだ中々行けぬぞへ。これで目にかゝらん所に。くもおとな衆と言ふ方々がお居る。それに禮を言はにや通れぬ。

おきな

そりやお困るが。行けぬとせりやお仕方がねへだ。禮も言はずが。教へてくれにや言へんだ。

もどき

それやお早速教へすが。くもおとな衆にお禮を申と。かうだ。

おきな

くもおとな衆にお禮を申。さあ忙しいで行くだ。

もどき

いやまだ中々行けぬ。それで此のくもおとな衆に相添つて、女藤衆といふがお居でる。それにお禮を言はにやあ通れぬ。

おきな

女藤衆と聽いちやあ年は老つても悪く無えで。早速禮も言はずが。教へて貰はにやあ言へんで。

もどき

くもおとな衆に相添つて。かみおい女藤衆に御禮を申と。かうだ。

おきな

くもおとな衆に相添つて。かみおい女藤衆に御禮を申。さあ行くだ。花屋で待つて居るで。

もどき

まんだお爺行けぬぞえ。之にやあ舞臺ぶたい(太鼓)といふものがあつてお爺は出て來た譯だ。それで唯では行けぬだ。行けると思つたら出かけて見さつせ。

(此處で「おきな」が前に出ようとするが體が動かぬ「おきな」不審な面持で)

おきな

こりやあちと勘考が違つた。ほんに行けぬわい。

もどき

喃なんさうすら

(もどき樂座に向つて、此隱居様中々頑固だ。一ツやつておくれと相圖をする。樂座の者が太鼓を少し打つ。すると「おきな」の體が軽く動く。そこで感心する身振りがある)

もどき

なうお爺。それで御禮を言つた方が宜いすら。

おきな

成程さうだ。こりやあ不思議なもんだ。早速禮を言はず。

もどき

舞臺にお禮を申とかう言ふだ。

おきな

舞臺にお禮を申。さあ行くだ。

もどき

まんだ中々行けぬぞえ。舞臺に相添つて笛造ふえぞうといふ者があつて。お爺はその調子で此所へ出て来ただ。禮を言はにやあ行けぬ。

おきな

まあ面倒くせへ困つた事だなあ。

もどき

なあに悪い事は言はんで。

(もどき笛役に向つて。一ツ聽かせておくれといふ。笛役少し吹く。「おきな」の手足急に軽く動く)

おきな

成程こりや好い調子のもんだ。それちや早速禮を言はず。

もどき

舞臺に相添つて笛造に御禮を申。かう言ふだ。

おきな

舞臺に相添つて笛造にお禮を申。さあ行くだ。

もどき

まんだ中々行けぬぞえ。

おきな

そりや困る花屋へ急くだで。

もどき

なあにさうはいかぬ。之だけ多勢の人が。宵から「おきな」が來ると言つて待つて居る處だ。此衆に一々禮を言はにや行けぬだ。

おきな

何が待つて居るところぢやあ無え。(見物を見渡して)こんな鼻くそ野郎共が邪魔ばかりせりやがつて。禮どころかい。

もどき

なあにさうちやあ無え。そりやあお爺はさう言ふが。みんなお取持ちで来て居る處だ。悪い事は言はんで。早く禮を言はつせ。

おきな

禮を言ふのも大儀だが、行けんとせりやあ仕方が無え。然しこんな多勢の人へ一々禮は困つたもんだなあ。

もどき

なあに譯なく言へる事があるだ。教へてやる。

おきな

それちや教へて貰はず。

もどき

せう座まん座まゐる五百けん。づらありと御禮を申。かう言やあ一々禮を言つた譯になるだ。

おきな

せう座まん座まゐる五百けん。づらありと御禮を申。さあ行くだ。

もどき

まんだ中々行けぬ。之でみんながお爺の生れ所を聞き度いつて待つておるで。それを一通り言つて貰ふだ。

おきな

まあ困つた事だなあ。生れた所なんざあ誰にも判つた事だが。さう言つて此「おきな」も格別異つた所から生れた譯ちや無えだで。

もどき

生れた所は同じでも。育つた所も聞き度いと言ふだで。早速語つておくれ。

おきな

それちや花屋でも待つて居るだで。早速語つてやつて貰はず。

以上御禮

之より語りに入るのである。尙御禮に就いて、「おきな」が禮を言ふ度「もどき」が、一々成程好い禮だというては、見物に披露するのである。



おきな

此おきなと申するは  
遠き天笠須彌山の山の麓にて生れたるおきなにて候  
十三尋の竹の王とも脊比べ申たり  
三十三尋の木の王とも脊比べ申たり  
峯七ツ谷七ツ十四の山をも這ひ越えたる  
藤の王とも脊比べ申たり  
西王母の園の桃千年に莖立ち  
二千年に花が咲き  
三千年に一度實なりなりこだれた  
優曇華の花を  
ごゆはい三度手に取り食べ頂いたるおきなにて候  
近江の湖が七度桑原となり  
八度竹の林と成つたをも

おぼえたるおきなにて候

之より久しい事は覚え候はず

もどき

成程久しい事を覚えて居たものだ。それ程久しい事を覚えて居たなら。一度や二度生れては居らまい。

おきな

成程一度や二度生れては居らん

此おきなと申するは一度に限らず

二度に限らずらい三度まで生れたおきなにて候

折しも六月の事なれば

立白二ツの間に小麥から三把敷き

いがあこがあざんぶりと生れたおきなにて候

あるお方の褒めやうに

扱もよい子や

頭を見ればはちつむり  
 額を見ればでびたい  
 眼を見れば猿まなこ  
 鼻を見れば龍王鼻  
 頬を見ればたり頬  
 口を見ればわにぐち  
 首を見れば大猪首  
 肩を見ればきり肩  
 腕を見ればぎつちようかひな  
 胸を見れば鳩胸  
 腹を見れば大腹  
 腰を見れば蟻腰  
 尻を見れば焙烙尻  
 股を見れば太股

脛を見ればとうの脛  
 足を見れば鍛びら足  
 どことつて良いところ無い  
 正二月の味噌玉のやうな御子と褒めたものよ  
 なにおきな母も腹を立つまいことがあつてこそよ  
 腹をたつた程に立つた程に

もどき  
 それは又何と立つたものよ

おきな  
 檀特山須彌山の山を  
 罌粟粒程腹を立つたものよ

もどき  
 扱々いかい事腹を立つたものだ  
 おきな

面形に據る舞

又或御方の寝めやうに

扱も良い子やよい子や

玉も玉あまたの玉

火とる玉水とる玉

妙理寶珠の玉のやうな御子と寝めたものよ

おきな母も喜んで

白髪三筋に鬚かいて

前齒二枚に鐵漿つけて

國國司の主となると喜んで候

鶴の子は生れて千日と申すには

國の果てを見んとのたまふ

龜の子は生れて千日と申すには

海の果てを見んとのたまふ

此おきなと申するば

鶴龜に劣らじや

都を見んと思ひ立つて候

我千代を打立つて

うっかけ引かけ行程に

田舎の宿へざつと著き

此處は何處だと問ふたれば

田舎の宿と答へて候

ある奴の吐きやうに

田舎も脊中も一ッだと吐く

何が田舎も脊中も一ッだらず

田舎はいなか脊中はせなかと答へて候

田舎の宿を打立つて

うっかけ引かけ行く程に

堀川の宿へざつと著き

面形に據る舞

此所は何所だと問ふたれば

堀川の宿と答へて候

又ある奴の吐きやうに

えつたもほつたも一ツだと吐く

何がえつたもほつたも一ツだらす

えつたは穢多ほつたは堀田

堀川の宿とも答へて候

堀川の宿を打立つて

うっかけ引かけ行く程に

鎌倉こまへの宿へざつと著き

駒のいはらに七日の逗留休息して見て見れば

まつこの如くに(四邊を指さして)

よしくしやいちんちくちといふ

何をいふかと問ふたれば

熊野へ御神樂參らするが

舞臺も無いが笛も無い

何にも無いといふ處だまでよ

なにが此おきなも稚兒や若衆の事なれば

かんちくの横笛

錦の油單をつゝばづし吹いたものよ

もどき

ふう。それは又何と吹いたものよ

おきな

つつつひつつつひつうつきひと吹いたものよ

其かたはらを見てやれば

胴のやうなものを横に置いて

たつくりのやうな物で

びたりびたりと打つ

面形に據る舞

あれは何だと問ふたれば

神の前での舞臺遊びと答へて候

其かたはらを見てやれば

兎の糞のやうな物を引繫いで首にかけて居る

あれは何だと問ふたれば

神の前でのじゆじやう數珠とも答へて候

其かたはらを見てやれば

朽の皮のやうな物ひつ繫いで

がんざりがんざりとする

あれは何だと問ふたれば

神の前での舞鈴と答へて候

そのかたはらを見てやれば

ふるごしんめう(古腰布)のやうな物をひつつないで

びらりびらりとする

あれは何だと問ふたれば

神の前でのゆはぎ御戸帳と答へて候

なう之でよかつつら

もどき

なるほどよかつた。時にお爺は都入りといふことをした事もあらず。それを話して聞かせ  
ておくれ。聞きたいものだ

おきな

都入りなんといふ事は知らぬ

もどき

其年になつて。都入りといふ事を知らぬといふ事があらずか

おきな

そんな事は知らぬ知らぬ

もどき

都入りといふを知らぬか都入りといふは簀入りの事だ

面形に據る舞

おきな

うむ其掣入りの事か

掣入りの事ならした事もあつた

もどき

それを話して聞かせておくれ。聞きたいものだ。

おきな

此おきなど申するは

八十四五より十四五迄

掣入りもせなんだ

掣入りもせでもなるまいが

牛も無いが鞍も無い

弓も無いが矢壺も無い

何にも無いといふ處だ迄よ

なにが借牛に借鞍を置き

借弓に借矢壺をかりかたにおつ著けて

しつちぼうしつちぼうというて行くだ迄よ

或峠へ出たれば

兎が晝寝をして居たものよ

之は射からかいて

勇殿へよき土産と思ひつき

なにが借牛に借鞍

借弓に借矢の事なれば

弓の心も知らず矢の心も知らず

天へあてがい地へあてがい

宜かんころをへなくへたと射てやつたれば

兎の下腹へあたり

兎が起きて尻くらへ観音と吐いて失せたものよ

南無三寶しまうたと思ひ

なにかまた借牛に借鞍

借弓に借矢壺をかりかたにおつ著けて

しつちぼうしつちぼうというて行くだ迄よ

なにか或川原へ出たれば

十七八なる女藤が

洗濯をして居たものよ

なにか此おきなも稚兒や若衆の事なれば

一首かけたものよ

もどき

ふう。それは又何と掛けたものよ

おきな

もうちつとせうやごんしよ

もうちつとせうやごんしよとかけたものよ

なにかこの女藤も心ある女藤なれば

歌の返歌をかやいたものよ

もどき

ふう。それは又何と返いたものよ

おきな

うちくる波ももくづなる

おきなもそんな事をいはうより

月に六齋牛の尻をぶつた、けと吐いたものよ

なにか持つたる韃をおつとりなをし

しつちどうと喰はせたものよ

なにか此牛もおどけ牛の事なれば

とんだ程に跳んだ程に

もどき

ふう。それは又なんと跳んだものよ

おきな

而形に據る舞

がんさりがんざりと跳んだものよ

或道端を七八間踏搔いて

馳けた後を見れば

山の芋が四五六十本程

梁杭立ちに立つたものよ

これう扱ぎからかいて

舅殿へ宜き土産と思ひつき

なにが扱いだものよ

もどき

ふう。それは又なんと扱いだものよ

おきな

ごぼうりごぼうりと扱いだものよ

引搔き集めてどうぞく結へ

牛の中荷にどうと置き

舅殿へ行くだ迄よ

舅の太夫喜んで

兄の次郎弟の太郎

三男の三郎四郎五郎喜んで

天竺の天のが御酒を搔下し

鞆引きのかいり樽にて給はりて

吾家へ歸り一家一門呼びあつめ

座を車座につくり

十二月せうおしならひて

長柄の銚子をこき出し

しひて四十杯はじて八十杯

目へ注ぎ鼻へ注ぎ

千秋樂や萬歳樂

一ツ囃いて給へ宮のさむらう



之より舞ひに入るのである。尙「おきな」の語りに就いては、別に口傳欄に、三四の土地のものを採録した。

## 獅子舞

舞ひの最後 獅子舞は舞戸に於ける最後のもので、即ち舞ひの殿である。朝鬼が終ると、拍子が變り直ぐ獅子の出となるのである。獅子の出には囃し又は鼻垂しともいふ面形を著けた役が、幣束を持って出で、之を神部屋から迎へ出すのである。



第一二七圖 獅子舞(大入系上黒川)

湯をはやす 獅子舞も又一種の湯ばやしと考へられて居て、舞戸に出で、竈を一巡して来て、其處で神座から湯束(ゆたぶさ)を與へられ、口に唾へて釜の中の湯を、舞戸から神座、一般見物に振掛けるのである。振草系の各地では、其儘囃し面が神部屋へ連込んで終りになるのであるが、大入系では、湯をはやした後に、竈の前に寝かして、此處で虱を取る真似をする。即ち虱取りの次第があつた。

ニツ獅子 獅子舞の獅子頭は各所共、一個であるが、土地に據つて(大入系三澤)二個で、之を雌獅子雄獅子というて居る。さうして之は舞戸では行はず、座敷の上で舞ふので、此舞ひを別に「こわり」と謂ふ。

尙三澤には、竈祓ひの獅子といふのが別にある。「さかき」の舞ひの直後で、女の衣裳を著けた者が一人で被り、手に鈴と扇を持つて舞ふ、後から素面の才藏が幕を持つて「さ、ら」で囃しながら舞戸を一巡し、竈の前で五方を舞つて終りになる。別項に言つた、職業者の神樂組の獅子舞の形式に似て居る。此後に「おかめ」と稱するお多福面の舞ひがあるが、之も神樂組の「おかめ」と似たもので、手に幣と鈴を持つて、獅子舞から一續きのものである。尙此獅子と「おかめ」は、拍子も他と全然異つた所謂太神樂の拍子である。

## 魚釣りと「なかとばらひ」

此ニツの次第は、現在大入系の上黒川と、古真立とに傳へて居る行事で、共に狂言の名残りを傳へたと思はる、所作事である。上黒川は久しく中絶して居たのを、最近に至り復活せしめ

たもので、一方古真立の「なかとばらひ」は、例祭には行はず、一力花即ち臨時の場合に限つて行つて居たのである。

魚釣り 魚釣りは、太夫と才藏の二人で、五色の淵に疑した見物席に絲を垂れて魚を釣るので、太夫の鈍俗と、才藏の才覺を現はしたもので、釣り上げた魚(太根にて作る)を當夜參會の客人衆に、それぞれ振舞ふといふ筋である。其間にいろ／＼滑稽な所作をして見物を笑はせる。

故老の説に聽くと、之も古い神樂次第に行つて居て、釣上げた魚を奉納金の多少、又は平素の生活振りに據つて、憚る處なく分配の多寡を披露の事があつたといふ。

なかとばらひ 之は一に「へほり禰宜」とも言ふ。太夫と才藏と商人(かきんど)の三人が、偶々上方街道で道連れになり、太夫が田舎出の上に烏帽子直衣も持合せぬ裸太夫殿で、長刀は腰に帯んで居るがさつぱり威容が揚らぬ處から、才藏が才覺を用ゐて、商人から烏帽子直衣、それに布施袋を手に入れ、天晴な太夫に仕立るといふ筋である。格別臺本がある譯ではなく、總て以前の型を追つて演出して居るだけで、衣裳等も定つて居る譯ではない。全體が滑稽に、見物を笑はせる事を主眼として居る。然し太夫だけは顔を幾分扮飾して、墨で髯など描いて居る。最初の出は、上方街道の心持で、舞戸を巡りながら、

烏帽かりそまいた

直衣かりそまいた

禰宜をしたものよ

など、太夫と才藏でやつて、其度に「へほうり」と繰返してゆく、商人は後から、同じ街道を往く氣持である。尙別に

上方街道筆で書くとも及ぶまい

等の臺詞がある。蓋し「へほり禰宜」は、此「へほうり」から言うたものである。

扱才藏が太夫の爲に、商人が腰に吊して居る烏帽子(藁製で一般に「やす」といふ)を買ひ與へんと苦心するが、懷中無一文で何等の代償が無い。そこで商人に交渉して、萬事都入りの上で償ふ條件で話が纏る。其代り「いかさま」太夫でない事を證明する爲に、太夫の前で四方立(はうだて)(東方立てともいふ禰宜の作法の一ツか)を行ふ事となる。太夫一向辨へて居らぬが、萬事承合して次の如き文句を唱へる。

東方に とうない入道(ひょうだう)

南方に なむない入道

魚釣りと「なかとばらひ」

西方に さかなか入道

北方に ほうない入道

之で烏帽子を先づ手に入れ、次は直衣である。今度は十干祭りをやらせる事となる。太夫之又心得が無いが、兎に角請合つて、次の如き文句を並べる。

申きのえ きやにつか 丙ひのえ もえぐひ

庚かのえ かまづか 壬みづのえ ひしやく

戊つちのえ ぼとうり

之で直衣を手に入れ着用する。直衣は實はぼろ／＼の古著で見物を笑はせる。然し之でやつと裸形を防いだ譯だ、扱て天晴の太夫殿に成り済したが、未だ大切の布施袋が無い。其處で又才藏が才覺して之も手に入れ、太夫を真中にして商人と才藏が烏帽子を兩方から擱んで、太夫の頭へ被せては取り、之で餅搗きの真似をして、左の十二ヶ月の歌を唱へるのである。

正月のみたま(ぐわさん共)の餅もつく つく／＼餅のつくもうち(以下下の句は同一)

二月のなら(初午共)の餅もつく .....

三月の雛ひいなの餅もつく .....

四月卯月の餅もつく .....

五月菖蒲の餅もつく .....

六月祇園の餅もつく .....

七月しよりよ(精霊)の餅もつく .....

八月たなま(はうざう共)の餅もつく .....

九月くんち(節句共)の餅もつく .....

十月亥の子の餅もつく .....

霜月大師の餅もつく .....

師走年取りの餅もつく .....

現在の次第では、充分意義の酌み難い點が多いが、何分傳承者は一二名で、以前の儘を知る事の出來ぬのは又已むを得ない。因に此「へほり禰宜」は明治初年迄は、同じ大入系の三澤上黒川等も行うて居り、現に上黒川では、昭和三年再興したが、一層簡略化して居る。尙黒倉田樂に於て、次第の第八番に行ふ「えとくり」は、此場合の十干祭りと同様の文句を唱へる(幾分異なる點もあるが)事から判断して、二者の間には、關聯があるらしい。

## 舞踊の記述の後に

一

舞踊の記述に於て、之を形式の上から区分した中に、青少年の舞、面形に據る舞の文字を用いた事は、如何にもぎこちない、事實にそぐはぬ感があるが、他に適當な稱呼が索められなかつた。稚兒(わかご)の文字は、祭文にも多く用ゐられて居て、現今のやうに、幼少者に限られた意味でなかつたらしいが、現在では一般に花の舞即ち稚兒(ちご)の舞に當る者と考へられて、青年者即ち若者を併せた意にとり難い。長野縣地内の、新野の雪祭りでは、之に當る者を「ごだつ」と言うて居る。「ごだつ」は後立とも譯すべきもので、後繼者を意味して居たから、跡繼ぎ、世嗣ぎの候補者の意であるから、或は若者の舞としても宜い譯であるが、さうすると幼年者との區別が不明瞭に陥る感があるので、寧ろ現代的に、青少年とする方が、反つて意味を誤る事が尠いと考へたのである。

青少年の舞に對する面形に據る舞は、之又奇怪な稱呼であるが、之は舞ひとは言ひ條、若者即ち青少年の舞とは意義も別で、面形に表現された資格の敷衍説明とも言はるべきもので、神舞ひとでもする方が、或は事實の意義に近かつたかと思ふが、之には一部に鬼舞ひ等の稱があるから、總括して言ふ場合、やはり適當でない事と、且一般に普及されて居る稱でもないから、斯く凡稱を用ゐたのである。

尙舞ひの種目に加へたもの、中には、果して舞ひと言ひ得るかどうか疑はしいものもあるが、之も便宜上手振りのあるものは總て差加へた。

二

舞踊の記述には、舞ひの形式順序及び型を基調とする事として、之に衣裳、拍子等の補足は已むを得ぬとして、時に感想から場面の状況等迄加へたのは、唯さへ生硬不徹底な記述を更に難澁ならしめた憾があるが、實を言ふと、ある限りの資料を以て、説明を補はんとした爲に、後で考へると愚策此上ないものが出来てしまった。本來一地の型を精確に記述して、他の土地ものを別に補ふか、或は一纏めにした方が反つて印象が強かつたかと思ふ。

次に舞の手は土地毎に巧拙があり、更に同一地内でも、人に據つて差等があつた事は言ふ迄もない。而して先人の型を忠實に踏襲せんとしたものと、之を適當に按配處理せんとしたもの、中には一見識を示さんとするさへあつて、之を單に土地を標準に、彼處はどう、此處は斯うと決めるのは矛盾であり、事實に忠實なものでなかつた。古い型を忘れて居るとした土地でも、中には辨へて居ながら、唯沈黙して居た者もあつたのである。然し土地に據る巧拙は一般にも認めて居た事實がある。振草系では古戸（ふつと）大入系では三澤等が代表されて居て、之は古い神樂の時代からの定評であつた。殊に古戸は、附近から一に「狂言花」と言はれた程、舞の手が巧緻であつた。「狂言花」の意は、狂言即ち演劇の如き花祭りといふ意である。

## 三

舞の手が勝れて居るとか、時に藝術的などの文字を用ゐたもの、元來が民間藝のことで、之を都會の洗煉された技巧とは根本に於て比較すべくもない。従つて之を觀察する上にも、全然別の立場からは入る必要がある。ぎこちない、下品なところに、却つて古い面影も窺はれ、本來の面目も又そこに輝いて居たのである。此方が捉はれた概念を根據にして、嚴肅味を缺いて

居るから、本來の意義を忘れたらうの、型が崩れたのと速斷したものが、却つて以前の姿を多く傳へて居たのかも知れぬ。形の均整とか服裝の整頓等に引摺られ勝な心持から踏止まつて、真相を観るべきであるが、兎角此種の用意が足りなかつた事を告白する。

舞ひに對する口傳を書いたものがたつた一ツある。下津具村の禰宜屋敷に保存されたもので、年代は不明であるが相當以前のものらしい。他の行事次第、祭文歌謠の類の口傳書は各所に保存されて居たに對して、此種のもは殆ど無かつたのである。

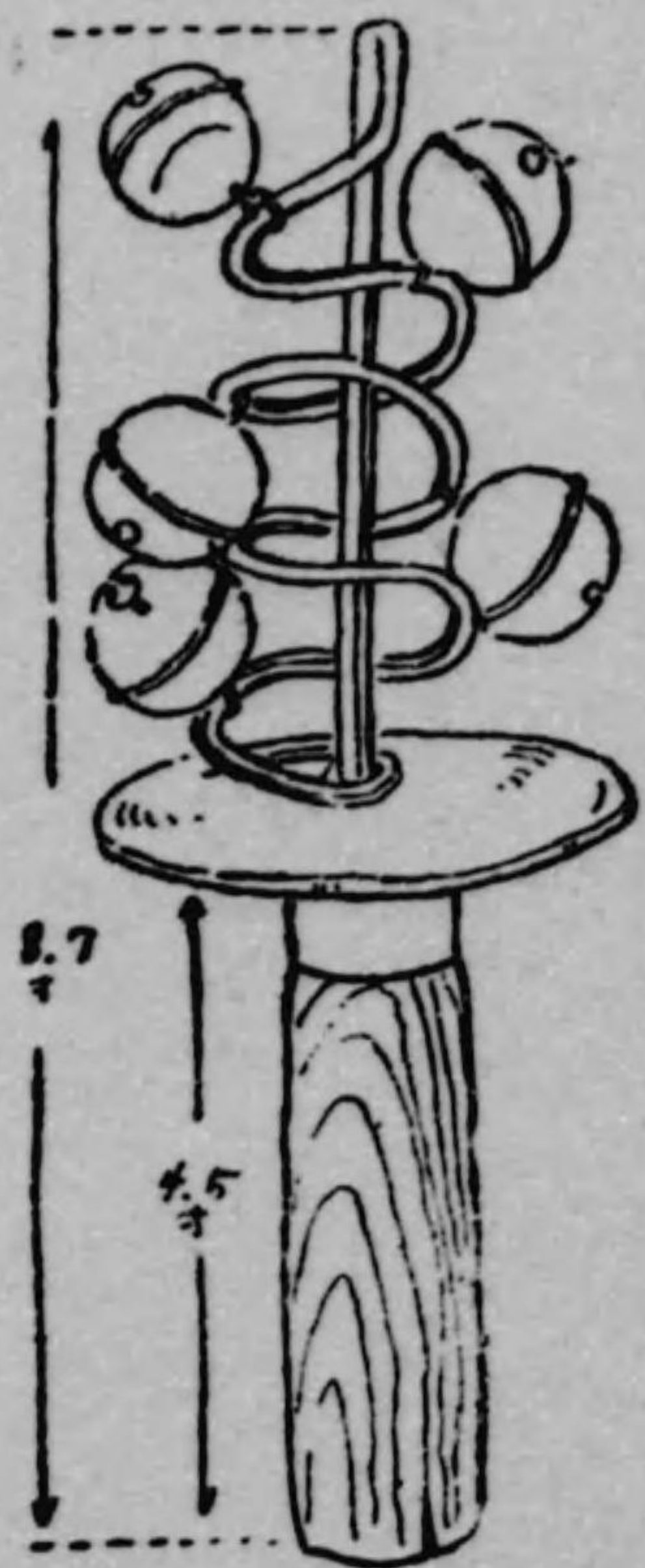
該口傳書は重要行事を漏れなく説明したもので、偶々舞ひにも觸れて居たのであるが、他の口傳書の例に漏れず、之のみでは、何等實際に觸れることは出來ぬ、極めて抽象的なものであるが、或時代即ち現在でなかつたものを知る上には好資料と言へる。而して現在同所に行はれて居たものと、大體に於て順序に變化のなかつた事も、之に據つて知り得るのである。

## 六 音楽と歌謡

祭りの基調　音楽即ち拍子と歌謡は、舞ひを初め神勸請等の場合、その基調をなすもので、舞ひと神勸請を祭祀の根本とする限り、音楽と歌謡の地位は自づと諒解されるのである。而して音楽歌謡の關係は密接ではあるが、さう言うて之を同時に取扱ふことは、不可能であるばかりでなく、それぞれの意義と立場を、公平にする所以でないと信ずるから、以下別個に述べることにする。

### 楽と拍子

拍子　祭りに用ゐられた音楽は、楽(がく)又は拍子と言うたのであるが、單に楽と言へば太鼓を意味して居て、笛を拍子と言うたから、楽、拍子それぞれ別の譯であるが、一般には寧ろ拍



第一二八圖 鈴の一種(振草系足込)

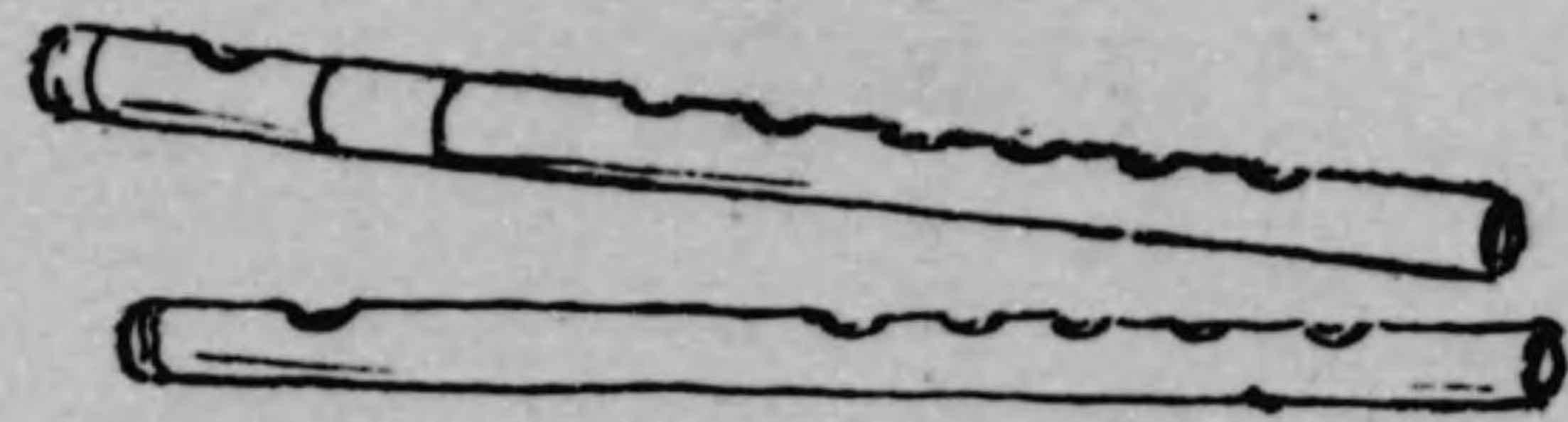
子の名で代表されて居たやうであるから、以下便宜上兩者を總て拍子の語を以て呼ぶ事とする。

拍子に用ゐられた樂器は、前にも言

之に當る者を樂は「がくさう」笛は「ふえさう」とも言うた。其他樂器の一ツとしては、鈴がある。鈴は舞ひの場合には、舞人自身が持つて、所謂樂座のものではなかつた。

太鼓は所謂大太鼓で、胴の直径一尺六寸内外のものを使用して居る。然し行事に據つては、別に締太鼓の類の小形の物を使用する場合もある。

笛は横笛で、一に伊勢笛と稱するものを多く用ゐて居る。之は伊勢參宮の折に購めて來た物で、音孔即ち「うたぐち」は八個である。現今では伊勢參宮の折、笛太鼓を土産に購め來ることは餘り見掛けなくなつたが、以前は必ず之を土産とする風があつたのである。従つて近年は伊勢笛の良好の物が獲ら



第一二九圖 地笛

れぬので、地笛(ちぶえ)を多く使用する傾向がある。地笛は村人各自の製作に成つた物で、之は音孔が六個で又は七個ある。或は以前は此種の物が行はれたかと思ふが、之も土地に據つてそれぞれ里風があつたのである。

尙樂座に於ける笛の數であるが、之は格別規定は無い。人員の都合で多い程賑やかではあるが、三人乃至六人迄の程度である。

次に鈴であるが、之は何れも鐵製で、形から言うて二種類行はれて居たやうである。一は錫杖式の物、一ツは鈴玉の附いた物で、現在では多く此鈴玉式のものを使用して居る。尙鈴は神勸請の場合は重要なもの、一ツで、従つて舞子が之を持つ事は、之に據つて一種の調子を取る一方に、舞ひ本來の意義にも關係すると言へる。

拍子の区分 拍子は、總て行事に據つて區別された譯であつて、儀式と舞ひを通じて、一般に行はれて居たのは左の三種である。

二拍子 三拍子 四拍子

以上の他、舞ひの場合には土地に據つて、各種の區別がある。例へば次の如きものである。

呼出し

樂と拍子

おちらはり

鬼拍子

湯ばやしの拍子

五拍子

十六拍子

ちうひ(舞拍子)

獅子舞の拍子

以上土地に據つて區々であるが、多くは名稱の相違で、基本は總て二拍子と三拍子である。

**二拍子** 神下し湯立て等の純儀式の場合は總て二拍子である。而して舞ひの場合にも總て儀式と考へられて居たものは之である。由來拍子は土地に據つて、それぞれ土地風があつたのであるが、二拍子に限つて音節が單純の爲か各所殆ど同一である。今一般に行はれて居る笛の口拍子を三四記して見る。

一 ツーフヒツフヒ ツヒ、ホツヒ、

二 テーホヘテホヘ テホ、ヘテホヘ

三 テーロレテロレ テロ、レテロレ

尙二拍子の口拍子は此外各種の形式が行はれて居たので、口拍子としては之が最も多い。

**三拍子** 三拍子は總て舞ひの場合に限られて居て、然も一般に三ツ舞の拍子と考へられて居たが、勿論他の舞ひにもある。二拍子に比して一段複雑で、音節に所謂「ゆすり」が多いと考へられて居る。従つて之は土地に據つて幾分づ、調子が異つて居る。口拍子は次の如くである。

一 ツーフ、ウ フーフツーフ

ツフ／＼／＼ウー フ／＼／＼フーフ

二 チーヒイ／＼／＼ ヒリ／＼／＼ツーフ

ヒリ／＼／＼ヒー ツーフ、フーフ

以上の中一は振草系中在家、二は大入系下津具の口拍子に據つたのであるが、之は口拍子としては二拍子の如く適切にはゆかぬやうである。

**四拍子** 四拍子は四ツ拍子ともいふ。一般に四ツ舞の拍子と考へられて居るが、土地に據ると湯ばやしの舞にも使用する。口拍子は次の如くである。

一 ツヒ、フウツーフ ツヒチホツーヒ



チウツヒツーヒ ツーヒホツーヒ

二 ツーフ、ウーフ ツヒ、ツフ、

チーチフヒーヒ ツヒ、ツフ、

一は前と同じく振草系中在家、二は下津具のものである。

尙拍子としては前言うた「おちらはり」を初め五拍子鬼拍子舞拍子等、それぞれ異つて居るが、略ぼ二拍子三拍子が基本である。然し音階に對する鈍感と無智を以ては、之は如何とも手の出しようがない。

其内「おちらはり」は一種の口拍子で別に「おつるひや」ともいひ、「ねぎ」「みこ」の舞ひ等に用ゐられて最も華やかなものと考へられて居る。此場合樂と笛を一般に口拍子で真似て居る處を聽くと

オウチラハ、ヤドン、 フーッフーフ

又は單にオツルヒヤドン、等で、之は多く振草系である。

五拍子は舞拍子ともいひ「ちうひ」と謂うて居るものと殆ど同じで、一般の口拍子は

一 テロレー テロレ

二 ヘホヘー ヘホヘ

三 チウヒー チウヒ

四 フーフー フーフ

以上各種行はれて居るが總て二拍子で、鬼拍子も又之と殆ど同一である。尙舞ひの場合の拍子に就いては、歌謡とも關係が深いから、別に歌謡の條に併せ述べる事とした。

村々に個性 拍子は漫然聽いて居ると、何處も殆ど變りはなかつたやうであるが、土地毎に個性があり悉く異つて居たのである。従つて舞ひの場合も又歌謡の唱和にしても、皆人吾土地のものでないと、充分調子に乗る事は出来なかつた。それで偶々他所村へ行つて鬼舞ひなど所望されて出ても、勝手が違つて充分に舞ふ事が出来ぬとは屢々耳にする處である。今振草系と大入系を比較すると、振草系は何れかと言ふと音節は複雑であるが、一般に緩やかで低い、殊に太鼓に於てさうである。之に就いて土地の人の言ふ處を聽くと、調子を低くして舞子に充分餘裕を與へ、舞の手を充分に發揮させるといふが、鬼舞ひなどは、高く急調な大入系の方が反つてふさはしくも思はれる。

舞ひと拍子

舞ひの基調が音楽即ち拍子にあつた事は勿論で、例へば鬼の舞ひにしても、漫然

見て居ると唯滅茶苦茶に飛んだり跳ねたりするとか思へぬが、一舉一動總て之に據つて居たので、一方舞ひに當る者としても、總ての動作が其暗示に俟つたので、一步でもこの律外に出る事は出来なかつた。舞ひの高調に達した際に、鬼の一ツが新たに列に加はつた場合など、鉦を振つて體を小刻みに振つて居る光景を屢々見るが、之は拍子に乗る機會を索めて居るので、之に乗らぬ限り手も足も出なかつたのである。それで現在でも老人等は拍子を一種神祕なものと信じて居る。

#### 神々の來臨も拍子の誘惑

拍子が舞ひの基調で、一舉一動が總て之が暗示に據ると考へられて居た

事は、更に一步進めて、神々の上に當嵌めて考へる事も出来た。それで神々の來臨も又其誘惑に據るとなしたのである。従つて神勸請即ち神下しの根本が之にあつた事は、已に神下しの條に述べた通りである。此事實が一般傳承の上に認めらるゝ例は、現今でも振草系の二三の土地では、行事(舞ひ)が最も高調に達した刻限——殊に「さかき」や「まみ」の出の前後——場内警戒の任にある者が必ず鐵砲を打つ、之は天狗又は魔障の物を防ぎ退くとする、以前からのし來りを其儘行つて居たのである。現今は事實さうした現象はあり得ないと思はれるが、茲三四十年前迄は、其事が屢々繰返されて、鐵砲を打つ事は當然な業務と考へられて、一方祭祀が高調に

に達すると、きまつて天狗が來ると信じられて居た。例へば眞黒く見える遠方の山嶺などに一ツの灯となつて現はれ、それが初めは一ツ二ツであるが、見て居る中、拍子に連れて搖れ動いて、段々數が増へて果は峯から峯に連らなつて、恰も松火を振る如く拍子に應へながら近づいて來る。中に眞近に迫つたものは、猛烈な音響を立て、舞戸に飛來したと謂ふ、それで止むなぐ鐵砲を打つた。斯うして火焰の玉が飛來した光景を、眼のあたり見たといふ者が自分の遇つた中にも幾人かある。さうして續けざまに鐵砲が鳴つたと思ふと、四邊一面に散らかつて居た火の玉は忽ち退散して、初めの如く遠くの峯で尙諦め切れぬやうに、拍子に合わせて搖れて居たなど、言うて居る。

話は別であるが此地方の一般傳承に、深夜山中などで高聲を發したり笛を吹き火を燃したりすると、定つて魔障の者が來り臨むと信じられて居た事も、此間の消息を物語るものである。

呼出しの拍子 神下しの基調が拍子にあつた如く、舞ひの場合、舞戸に於ける「さかき」を初め其他の神々の出現も、又此法則に據ると考へた事は當然で、之が一種形式化したものが呼出しの拍子である。呼出しの拍子は、現在では仕度部屋に對する一種の相圖とも見らるゝが、之が一ツの神下しの譜であることは一般にも肯定して居る。それで口傳にも、神々の出現を先づ拍子

に依つて誘ひ促し、松火即ち火焰を以て之を導くとするのが、總て舞戸への出の順序である。従つて一個の伴鬼の出現にも、先づ神座に於て呼出しの拍子があり、神部屋即ち仕度部屋の口から、松火を以て迎へ出すことになつて居る。之に關聯した事であるが、振草系の「さかき」が、舞戸に出て來て、先づ竈の前から之を一巡して、神座の框に片足を掛け、中を覗き込みつ拍子を聴く身振りがあるが、之を一般傳承には、「さかき」が拍子に誘はれて、松火の導く儘に遂ひふら／＼と出て來たもの、扱あの音は何であつたらうと、初めて氣が附いて不審がる型だと言つて居るのは、意義は兎に角一面から其間の消息を裏書するものである。

以上の事實から「おきな」「ひのねぎ」等の神々も、總て此理法で現はれるとして居る。即ち樂の響きで體が先づ軽くなり、笛の調子で手足が自然に働くとする。然しさうすると、面形を着けぬ、即ち神でなかつた者の舞ひにも、呼出しの拍子があつた事は、一面から見ても理窟に合はぬと言へば言へたが、之は單に形式として一方の型を踏襲したものとも考へられる。而して之には、別に舞ひの次第を説明した歌謡が伴つたのである。

拍子と舞ひの關係は舞ひの實際から言つても、單に稽古の際は手捌き足の運びが未だ充分でないのが、扱神事として舞戸に立つと、拍子が不思議な魅力をもつて、次々の動作に運んでく

れると信じて居る。

## 歌 謡

うたぐら 花祭りの歌謡は之を總て「うたぐら」と言つたのである。「うたぐら」の語は歌詞其ものを言ふ場合と、之を音聲に據つて謠ふことの兩様の意に考へられて居るが、何れかと言ふと謠ふこと即ち唱和の方に意義が強かつたやうである。

## 歌詞の形式

短歌と長歌 現在「うたぐら」に用ゐられて居た歌詞には二ツの形式があつて、その一ツは五七五七七語の所謂短歌の形式で、神下し、刀立て、湯立てを初め其他舞ひの場合のものも總て之である。今一ツは七五調からなる長歌で、「とうこばやし」「さるこばやし」等のものである。

## 謠ひ方の區分

發聲によつて「うたぐら」は發聲上の形式から凡そ二様の區分がある。その一ツは或一方が前半を出し、後半を別の者が受けて附けるもの、今一ツは大體之と同様であるが、後半を更に前の者が受取つて結ぶのである。之を行事に據つて區別すると、第一は神下し湯立て等、總て純儀式と考へて居た場合である。然し之は實際には、兩者對立して行はぬ事もあつて、發聲から結び迄同一人に據つて續けられる場合もあるが、形式としてはどこ迄も對立的である。例へば短歌の形式で言ふと(神下しの歌)

アキスギテフユノシキトハケフカトヨ

之迄を出し、次に

ケフカトヨ

カゼモノドカデヤヘニサクハナ

即ち前半を一部分繰返し、引續いて後を附けるのである。次に長歌の場合で言ふと(とうごばやし)

ハルキテアキユクツバメドリ

と出すと

タンバノヨドロニスヲカケテ

と附けて、順次續けてゆくのである。

之に對して第二の場合即ち最初の發聲者が再び受取つて結ぶものは、一般に舞ひを對照とした場合である。而して發聲を「だし」といひ、受ける場合を「とる」又は「つける」と言つて、此形式に據るものを總て「とりうた」と言つたのである。尙此區分を、「しきうた」と「とりうた」に當嵌めて考へる事もあるが、「しきうた」の稱は發聲の形式から言つた名ではなかつた事は、事實の上に明かである。

#### 儀式に於ける歌詞

しきうた 歌詞はその使用される範圍に據つて、之を「しきうた」とさうでないものゝに區分する事がある。「しきうた」の「しき」は、時に季節の意にも考へられて居るが、言ふ迄もなく「しきばやし」等の「しき」で、儀式の意である。従つて之は總て儀式的に約束あるもので、一にかみうた(神歌)とも言ひ、神下し、湯立て、加持祓ひ等豫め歌詞に約束があるものである。之に對して一方さうでないものは、その使用の限界から言ふと、一般に舞ひの場合である。

以上の結果から「しきうた」とさうでないものは、用ゐらるゝ範圍に據つて、それぞれ歌詞に區別があつた譯であるが、然も實際に於ては、その限界は頗る曖昧である。勿論「しきうた」は、歌詞に約束があるには違ひないが、之を各所に就いて比較すると、内容に於て多くの異同があり、一方之を舞ひの場合に併せ用ゐる事も敢て不合理としなかつた。然も舞ひの場合に於ても一部約束ある歌詞は、之を「しきうた」の名で呼んだのである。

之を要するに「しきうた」は、形式的に約束あるものを言ふので、さうでないものとの區別は、一ツの假定に過ぎなかつたのである。元來歌詞は悉く「しきうた」で、其間に區別は無い筈であるが、後に行事の解釋等から區別が生じたもので、一方は舞ひといふ特種の動作があつた爲に、歌詞の方は一段軽く、第二義的のものに考へられて來たのである。此ことは延いて歌詞の消長と變遷を促し、聽てその取扱ひも次第に複雑化して來て、本來別のもの、如くにも考へるやうになつたのである。

#### 舞ひに於ける歌詞

歌詞の選擇は自由

舞ひの場合の「うたぐら」は、形式は總て「とりうた」で、一部分約束のあつた

以外は、歌詞に嚴密な制限は已になかつた。何れかと言へば「だし」の自由である。然も之に參與する者も「しきうた」の如く限られて居なかつたことから、單に「うたぐら」と言へば此場合を指すとも考へたのである。従つて所謂「うた」としての興味は之にあつて、問題としても此場合のものに最も多かつたのである。

歌詞の全部

舞ひの場合の歌詞は、選擇の範圍が限られて居なかつた關係上、神下し等儀式の場合のものを初め、祭祀に關係ある歌は、記憶にある限り用ゐられたから、聽て歌詞の全部とも言ふ事が出來た。然し記憶には限りがあるから、自づから程度があつた譯である。現に自分が此數年來、祭祀見物の折に、一部の土地で書出して貰つたものを比較して見ると、總て五ヶ所の中で、最も多い土地が六十六種で七十には届いて居らぬ。其他最も少なかつた土地が五十一種で、後は六十一乃至六十五種である。勿論此數字は、一ツの土地を單位として記憶の全部とするには無理であるが、一面の標準とすることは出来る。仍つて其他の土地に就いては未だ比較を試みぬのであるが、略ぼ之に準じて大した誤は無いと考へる。

七十種前後

之を一方村々に保存されて居る覚え帳の類に就いて見ると、數に於ては略ぼ同じで、何れも七十種前後である。中に一ヶ所振草系月の「うたぐら帳」が、九十六種を數へて群を

抜いて居るが、内容の一々に就いて見ると、其中の約十七八種は、他地方に殆ど行はれて居なかつたもので、然も事情あつて途中で加へたとも疑へるものである。それで之を別とすると、村々に行はれて居た歌謡の数は、之を七十種前後とする事は強ち無理な推測ではないらしい。而して一方此数字は何等か行事に關聯して根據を持つたものとする事も出来る。

歌謡唱和の時間 仍つて歌謡の種類を假に七十種として、一方實際に之が繰返された回数に合せて考へるとすると、それには先づ餘計な穿鑿であるが、舞ひと之に要した時間を一通り言ふのが便利である。舞ひの場合一種の歌謡を謠ひ了る時間は、土地に據つて調子に幾分の緩急があつて一律でないが、大體一種の歌謡に要する時間は四十五秒乃至五十秒で、之は調子の緩やかな二拍子も、急調な三拍子四拍子に於ても略ぼ同じである。之に次の歌に引繼ぐ間の時間を算入しても、一種一分と見れば充分である。

歌謡の繰返される回数 之に對して一方「うたぐら」のは入る舞ひを見ると、總て十三折り（土地に據り之に一二折りを増す場合もあるが）で、一折りに「うたぐら」の入るのは其中の一部分で、土地と舞ひに據つて之に多少の相違はあるが、假に地固めの舞を標準にすると、四十五乃至四十七回といふ處であるから、試みに四十五回として統計を取ると、悉く別の歌謡を用ゐるとす

花祭り「うたぐら」音譜

三拍子 (大入系下津具)

♩ = 約 92

Solo

mf エンロ スワ ノー ウ ミ ミ ナ ソ コ

ター ラ ス ロー ナー コ ダ マー

Tutti

f イ シ コ ダ マ イ シ ナ ニ ハ ト レ ド モ

Solo

mf ロー ソ ナ ハ ス ラ サ ジ ラ ニ ハ

ト レ ド モ ロ ソ ナ ハ ス ラ サ ジ ヤ ラ オ モ シ ロ

二拍子 (振草系中在家)

♩ = 約 60

Solo

mf イ セ ノ ク ニ タ カ マ ガ ハ ラ ガ

Tutti

f コ コ ナ レ バ コ コ ナ レ バ ア ツ マ リ

Solo

mf ター マ ヘ ロ モ ノ カ ミ ガ ミ ア ツ マ リ

ター マ ヘ ロ モ ノ カ ミ ガ ミ オー モー シー ロ

↑ 四分ノ一音下ル  
↓ 四分ノ一音上ル  
~~~~ ユスリ

花祭り「うたぐら」の音譜は、村の祭り場に於て採譜されたものではない。自分が手控へと記憶に據つて誦ひ、矢田部勤吉さんに採譜を御願ひしたものである。二拍子の方はさうでもないが、三拍子は矢田部さんの説を聴いて、初めて所謂三拍子の規格を備へて居ない事を知つた。二拍子の癖が多分に加はつて居るのである。或は自分の記憶の誤りかも知れぬが、二拍子の癖が加はつて居た事は、村に於ても一面の事實かと思ふ。

れば、全部で五百八十五種を要する勘定である。然も歌詞は事實は七十種しか無いとすると、不足の分は同一のものを繰返した譯である。斯く同一の歌詞が繰返される以上、何の歌を何回とする如き規定が無い限り、頻繁に繰返されたものと、忘れ勝ちのもの、あつたのは當然で、そこに各々の歌詞の消長と變遷があつた。事實村々で最も多く繰返されたものは、その中の三分ノ一内外のものである。

**歌詞の種類** 一ヶ所を標準としての歌詞の数は以上の如くであるが、一方之を祭りの行はれて居た大部分(約十七ヶ所)の土地に互つて、各々形式の異つたものを求めると、自分が筆録したものだけで五百餘種に上る。「うたぐら」の歌詞は、各所殆ど共通であるに拘らず、斯く多數に上るのは、勿論一部分宛語句の變化せるもの、多い結果である。仍つて此數字は、更に一々外形の異つたものに互つての蒐録を考へれば、未だ一小部分とも言へるが、一方之を系統觀に據る形式から言ふと、大體を網羅した譯でもある。

尙五百餘種の内容は、村々の口傳書覚え帳等にあるものから、直接耳にせるものを悉く集めたものである。其中口傳書覚え帳のものは、古くは元祿から安永、文化天保年間から、更に明治年間に及んで居るから、時代即ち時間的の變化と、一方地理的の異同とを併せ含んだもので

あつた。而して之等のものは、時代と地理上の隔りはあるが、其間互に聯絡と統一がある事は言ふ迄もない。

仍つて之等の雜然たる中から、當然同一形式と思はれるもの、例へば單に對照となる語句の一部相違に過ぎぬもの、一部の語句が當然唱和の際の誤と判るものを除き、一方變化の事實は明瞭であるが、形式及び内容の意義に於て、全然別個の形を成したものは之を獨立のものと看做して分類整理すると、百七十餘種が残るのである。勿論此數字中には、覺え帳から獲たもので、特種の儀式の場合に限られて居て、果して舞ひの場合に用ゐられたか否かを疑ふものが數種あるから、斯く曖昧な結果となるのである。

更に之を一々に就いて變化の跡を求め、嚴密に分類整理すれば、一層少ない數字を得る事は容易に諾かれるのである。尙之に就いて、五百餘種の歌詞が、以上述べた程度の分類整理で、約三分ノ一程度に至つた事實から、餘りに其間の開きが多いのに不審を抱かせられるが、之は歌詞の形式と唱和の實際を觀れば直に諾かれる事で、別に一ツの理由があつたのである。此事は分類の態度にも關係せる事であるから、一通り言うて置く。

#### 對歌の形式

歌詞を一通り配列して見ると、同一の形式と思はれるものが夥しくある。一部分

の語句又は對照を替へるのみで、殆ど意義を同じくして居る、之は早く言へば對歌とも言ふべきものである。之等のものを簡單に或一ツの變化と決めてしまへば問題はないが、一方諸ふ場合にもやはり之がある。諸ふ者自身には一種の習慣ともなつて居たのであるが、歌詞の存在と言ひ唱和の形式からも、之は對立的に繰返された事實を遺したものと考へられる。假に神下しの意を持つたものであれば、神々の對照を替へるだけで、形式は全然同一で、例へば次の如き場合である。

氏神は今ぞ御渡る長濱へ(七濱へ共)

葦毛の駒に手綱よりかけ

之に對して次に

神々は今ぞ御渡る長濱へ

九匹の駒に手綱よりかけ

後の歌の「九匹の駒」はやはり「葦毛の駒」と同一にしたものも勿論ある。然し之などは對照から言うても餘りに形式的であるが、更に

宮川をかひつれ上る鮎の子は



はなさきそろへて御前へまゐるら

宮川をかいつれ上る黒がらす

はがひそろへて御前へまゐるら

之などはどこ迄も對立的のものであつた。更に一方之を分類整理の立場から言ふと、次のやうな歌詞は、同一とするより他ない。

氏神の御前を飾るおしめ竹

うらさき榮えてやまとふえ竹

神々の御戸帳を飾るおしめ竹

うらさき榮えてやまとふえ竹

因に斯うした形式の行はれた事實に就いては、對照に據る後の變化もあるらしいが、別に一つの事實の考へられるのは、神座(かんざ)の歌に對する「せいと」の歌即ち一般見物の謠つた模擬歌(もじりうた)である。「せいと」の歌は現在では卑猥一片のものとなつて居るが、古くは現在のやうな形式ばかりでなかつたと考へられる。

次に今一つの事實は、歌詞の形式に二つの種類があつたとする傳承である。現在大谷の御神

樂(みかぐら)等にはその痕跡があるが、歌詞に「伊勢のはやし」と「ひがしのはやし」とあり、之を交互に繰返す事で、現在「伊勢」「ひがし」の歌詞の区分は判らぬが、斯うした事實の影響も考へに入れて宜いと思ふ。要するに歌詞に類似のもの、多かつた事には、その奥に働らいて居た各種の傳統の影響が思ひ合はされるのである。

### 歌詞の變化

口授に據るもの 歌詞の数が夥しい數に上つた理由は、前舉げた以外に時代と共に新しく採用されたものもあつたらしいが、最も大きな原因は、記憶の錯誤と、音韻上の變化に據る別形式の發生である。此事實には、前言うた類似歌詞の存在した影響もあつて、一部の語句を變改する事は、比較的自由に考へられて居た習慣性からも來たと言へる。例へば茲に一ツの歌があるとして、其歌の後半を、記憶の誤から最もらしい他のもので埋め合せると、其處へもう何れともつかぬ別のものが生れる。然も元の形式は依然何處かに残つて居たのである。最も記憶の誤と言うても、まるきしの錯誤もあり、或は別に他の理由があつたかも知れぬ。斯うして更に新しいものが、別のものと混交してゆくから、變化の過程には際限がない。

元々歌の意義が、一般の流行歌等とは異つて、元來單純に諒解されぬ語法に成つたものだけに、お互の記憶の便宜から、一部分の語句又は内容の概念に據つて、外形を捉へて置いたものが、之を謠ふ場合、いつか各人の有つ自由な語法や聯想の誘惑に據つて變つてゆく。然も新しいものが、音調も勝れて居り、意義も單純に納得出来れば、前のものより遙かに魅力を加へて傳播したのである。然も一方には思ひ出したやうに、元の形式は守られて生命を續けて居る。此古いものと新しいものが、雜然と入混つて居た處が、花祭りの歌の一つの特色でもあつた。

今一ツ音調の上で自然に變化したものは、意義の解釋から來ることもあつたが、難澁な語法のもので、唱和に適しない爲もある。例へば語尾の「なるらん」であるが、之は「うたぐら」の形式上、音調を強める關係から「ん」の低音を嫌つて、「な」即ち「なるらな」と變化さす。之などは一小部分の事實に過ぎぬが、斯うした例は他にもある。次は意義の解釋の推移から來る變化である。例へば

おぶすなの御前に立てるあや杉は

まわりの衆生のゆはいとはなる

の歌である。脇線を加へた部分が殊に變化するので、例へば「あや杉」であるが、之は別に青

杉ともなつて居る。さうして一方に「あやすげ」として、菅とするものがある。次は「ゆはい」であるが、之は「いはい」「ゆはれ」等とするものもあるが、一方古い覺え書等には「ゆはぎ」となつて居る。「ゆはぎ」は祭祀に用ふる一種の淨衣であるから、之から段々變つて來た事が判るのである。即ち

おぶすなの御前に立てるあや菅は

まわりの衆生のゆはぎとはなる

といふのが、以前の形式であつたらしいが、おぶすな即ち氏神の語に對しては菅よりも杉の方が最もらしく且印象的であつた事と、一方「ゆはぎ」を菅で作ることは、土地の人々には思ひ及ばぬ事實であつた。而して衆生の語は他に適當に意識づける詞がないので、其まゝに保存されたと考へられる。斯うした例から推してゆくと、更に以前は、どんな形式であつたかも疑はれて來るのである。合理的意義を有つたものが必ずしも以前の形とは斷せられぬ。却つて後のものにその事實があつた。更に次のやうな場合である。

庭中に七ツ竈立てわかす湯は

こせさに召せば氷ひや水

之などは、全體的に意義も明瞭であるから大した変化はないが、唯「こせさ」の語は、意味が判らぬから、「ござさ」「こすせ」「こうさ」等と止度なく動いて居る。然も一方に古い口傳書には、「小笹に召せば」となつて居るのであるが、「ござさ」というては、謠ふ場合音調に変化が尠い事と、單に詞の上では、笹の小枝とする聯想は起らなかつた。従つて其儘の形は保ち難い。

記録の作製から 然し歌詞の變化は、之を口授にのみ據つて居る間はよいが、一度丹念な者が現はれて、覚え帳等を作つて文字に寫すと、其者の主觀から實際の形とは異つたものに固定させる。假に其弊が無いとしても今度後の者が之を讀む時は、全く變つた形に解釋した例は何程もある。之は村々にある覚え帳の記載と、實際に謠はれて居たものを對照すれば直ぐ判る。例へば「神道はちみち百綱」の歌の下の句の「神のかよみち」といふ詞である。之を文字に現すと「神の通路」と書き易い。それで不用意に之を讀む場合「神のかよひち」と解してしまふ。之などは何れでも構はぬが、斯うした例は他にもある。然も謠ふ者に取つては、内容の意義よりも音調であるから、之さへ間違へない限り、如何様にも隨いてゆかれたので、少しばかりの語句の相違は問題でなかつた事も、變化を生じた原因である。元々音調が基本である爲に、目前に謠はれて居たものも、之を合唱の場合、各人が悉く同一であるとは言ひ得ない。少し語句の難澁なものは、各人各様に謠つて居た事は、屢々經驗する處である。従つて同種の歌詞に於ても、一地内で、それぞれに語句を異にし意義を別にして居たやうである。其結果前に言うた如く、音調が勝れ意義も單純化したものが漸次勢力を得たのである。

今一ツは覚え帳を傳寫の際の誤である。歌詞は總て口授傳承と言ひ條、覚え帳に據る保存の力を無視する譯にはゆかぬ。今日各所を通じて歌詞に共通點があるのは、斯の覚え帳の傳播が大に與つて居て、一面には之が村々の歌詞の基本でもあつたのである。而して之を比較して氣の附く事は、各個が單獨な動機から筆録したものは極く稀で、多くは一方のもの、傳寫に據つたのである。まるきり口授の儘を記録したと思はれるものは、在つても稀で、多くは一部分を補つた程度である。而して底本と思はれるものと、一方後のものとを比較する時多くの誤を發見する。最も之には純然たる誤寫と一方傳寫の際に、當時謠はれて居た形に據つて、幾分苦心を加へたと思はれるものもある。

之を要するに歌詞の變化は、遂に止る處が無かつたと言ひ條、見方に據つては、外部からの甚だしい影響と變化は行はれて居なかつた、従つて流用された語句にしても全く限られた範圍であつたことで、根本の思想は總て嚴重な儀式の上にあつて、祭祀以外には猥りに謠ふ事を

厭んだ程であるから、元の型は比較的嚴正に保存されて居たので、之を他の一般の遊戯歌等に較べて同日の比ではない。

## 代表的の歌詞

兼置あるもの 村々を通じて形式を異にした歌詞の種類を假に百七十餘種として、之を一方個々の土地に就いて見ると七十種内外であるから、後の百種内外のものが、數の上から言ふと、餘計なものとも見られるが、一方七十種前後の種類は、或意味での必要數であつて、内容に於ても大部分は共通して居る。之に對して、村々を通じて最も多く繰返されたものは、其中の三分の一又は二十種前後で、之又内容に於ても略ぼ共通である。仍つて自分の耳にした感じから、其中最も共通性を帯んで居たものを、試みに十五種を限つて選んで見た。之等は各所を通じて殆ど何人も心得て居たもので、代表的人望のあるものであると同時に、一面「うたぐら」の歌詞としての勝れた要素を具へて居たとも言へる。餘計な穿鑿ではあるが、嚴密な理由は兎に角、之に據つて歌詞の保存され、或は消長の過程を考へる資料ともなれば幸である。尙此中には、土地に據り一部の語句に相違があつた事は言ふ迄もない。早く言へば此形式の歌詞が多く謠は

れたのである。而して其理由と變化の事實も思付いただけは言ふ事とする。

- 1 諏訪の池みなそこ照すこだま石  
袖もぬらさでこぐちゑをか
- 2 山の神育ちは何處深山なる  
遠山とやまの奥のさはら木のもと
- 3 尾も白し頭も白し尾長鳥  
清めて立つは鴨やおしどり
- 4 冬來れば渡る瀬ごてに氷橋  
かけや渡いた金かねのくれはし
- 5 伊勢の國高天が原が此處なれば  
集り給へ四方の神々
- 6 神道はちみち百綱道七ッ  
中なる道が神のかよみち
- 7 氏神の北や東が濱なれば

- ざいしよへおりて遊べはまぐり  
8 庭中に七ッ竈立てわかす湯は  
こせさに召せば氷ひやみづ  
9 秋すぎて冬のしきとは今日かとよ  
風ものろかでやよに咲く花  
10 峰は雪ふもとはあられ里は雨  
雨にまいての時雨なるらん  
11 しらかねの八ッ目の鈴をふりならし  
ごせのためとて舞ひやあそぶら  
12 氏神のおみとは幾つひだり八ッ  
右がこゝのつ中が十六  
13 あつたには女は無いかよ男みこ  
あれども舞ふよ神のちかひで

14 神々は今ぞみわたる長濱へ

葦毛の駒にたづなよりかけ(再出)

15 湯ばやしの湯もとへ上る湯ごろもは  
たけ六尺で袖が七尺

以上の中第一番諏訪の池の歌は、振草系で多く謠はれて居るもので、下の句の「こぐちゑをかく」は意義不明の處から、總て音調の赴くまゝに、「こごち」とぐち「こぶち」など、様々に變つて居る。之に對して大入系では「諏訪の湖」とするものもあるが、下の句は別で、「手には取れども袖はぬらさじ」と謠つて居る。之も前言うた如く、元は二者關聯せるものらしく、偶々土地に據つて其中の一方が保存されたと考へられる。

此歌が各人に親しみのあつた理由は、第一には多くの場合神下しの所謂「しきうた」の一ツとされて居て、繰返される機会が多かつた事、次に最初の句である諏訪は、信仰關係は別としても、地方的に聯想が容易であつた事、其他「こだま石」袖ぬらす等の感傷的語句から、延いて全體の語調も勝れて居た點にあつたらしい。

尙「こだま石」の聯想から、意義は別であるが、引續いて繰返されたものに、次のやうな大峯

讃仰の歌がある。

おかめ石寄るなさはるな杖つくな  
まはりて通れ旅のしんきやく  
のぼり岩のぼりて見ればくぶはちぶ  
ちるしておくは後の世のため

「くぶはちぶ」は覚え書等には「九分八分」と記したものであり「ちる」は何のことか判らぬが標の意とも解せられる。

一方諷訪に關聯して地理的親しみから、同様繰返される機會の多かつたものを次に舉げて見る。之にも一部語句の變化したものは何程もある。

風來寺十二ヶ坊で立つ煙

ちはや五色の香のかぞする

風來寺般若ヶ瀧に立つ鹿は

佛にならんと立ちやたもたふ

秋葉山すぎのこそだちおほけれど

やよすが中に思ふ杉あり

尙風來寺を歌つたものには、同一形式で、對照が大峯になつたものもある。次の秋葉山の歌にも各種の形式がある。

第二番山の神の歌も、やはり神下しの「しきうた」の一ツで、山の神といふ通俗的な語から、延いて其在所を説いたものだけに、何かしら心を捉へる力があつたらしい。尙第二句の「育ちは何處」を「棲家は何處」ありとはどこよ」等變つて居る。其他之と語調の似たものに、次のやうな歌もある。

山鳩のすみかは何處深山なる

若松小枝がすみかななるらん

次に之と類似して居たものに

村雀すみかは何處鈴鹿山

梅のこすえがすみかななるらん

前の山鳩の歌は、村雀の歌の鈴鹿山に對して、深山を都に變へたものもある。而して若松小枝の語は、一方湯立ての歌の

此てらし何處のてらし深山なる  
若松小枝のてらしなるらん  
に關聯し、更に

此てらし何處のてらし深山なる  
とやまの奥のさはら木の枝

斯くの如く一部語句の流用は、限られた範圍で極めて奔放に行はれて居たのである。

第三番尾も白し頭も白しの歌は、先づ最初の語の音調が母音に出發して殊になだらかである事が、謠ふ上にも記憶の點からも選ばれた有力な理由であるが、殊に最初の「おもしろし」の語は、「うたぐら」の最後に附ける嘆し詞の「おもしろ」に通じて居て、前の歌が終つて「やあらおもしろ」と附け、引續いて「おほもしろしかしらも」と繰返し出してゆく點が、殊に音調が自然だつたのである。尙下の句の「清めて立つは」は一方「濁めて立つ」とするものと混交して居る。次の鴨や鴛鴦の語は、一面に憧憬的情緒を唆る上にも有力で、忘れ難い語であつた。然し之と下の句を同じくするものに次の歌があるが、之は殆ど忘れられて居る。

紀の國の音無川の水上に

濁めて立つは鴨やおしどり

尙全體を通じて上の句に比して下の句に變化の多かつた事は、「だし」即ち發聲は禰宜又は「みやうど」で相當心得のある者が當つて居たに對して、下の句は難然とした多人數の合唱であつた事も一ツの理由である。

次の第四番は、各所を通じて多く湯立ての「しきうた」であつた事が、之又繰返される機會が多かつたので、殊に此歌は意義から言うても村々の地勢から之に聯想を取入れる事が容易で、従つて印象が強かつたのである。尙之と一對と思はれるものに次の歌がある。

冬來れば御前の軒端に氷はし

かけや渡した金のくれはし

冬來れば御前の軒端に氷はし

よくもかけたよ金のくれはし

尙茲にある「こせ」の語であるが、他の場合にも盛に用ゐられて居て、時には後世の意にも解せられて居た節があるが、一般的には御前の語の約つたものとなつてゐる。

次の歌も又之と類似して居たものである。

冬來ると谷にござしきおく霜は

冬の初とみるめかるらん

冬來ると端山はやまをござと降る雪は

冬咲く花とみるめかるらん

祭祀の中心神である「みるめ」の聯想が現はれて居る。而して更に

冬來ると谷に木の葉を八重がさね

一重に拜む富士の御嶽みたけを

等と變つたものもある。

第五番伊勢の國高天が原の歌も、意義が簡明で、全體から受ける感動も大きかつた爲か、誰知らぬ者も無い程有名である。之には次の如き形式も同時に詠はれて居た。

氏神の此處が高天の原なれば(以下同)

ちはやふる此處が高天の原なれば(以下同)

更に之に關聯して、伊勢を歌つたものは非常に多い。其中の二三を擧げて見る。

伊勢の國天の岩戸を押しひらき

花や神樂を舞ひやあそぶら

伊勢の國あなた此方で呼ぶ聲は

たいしや(大師共)が呼ぶか鳥がまねくか

伊勢の國阿漕が浦で引く網は

度かさなればあらはれたまへ

最後の下の句を「度かさなればあくとなるらん」としたものもある。

第六番神道は千道百綱の歌は、個々の語の意味が、舞戸の飾付けの敘述であつた事が、聯想を運ぶ上に容易であつた事と、今一ツ「道七ツ中なる道」の語は、やはり「みこ」の舞ひの分郡(ぶんこほり)の言立てと通じて居た影響もあるらしい。尙之と同型と思はれるものは

神道は黄道赤道道七ツ

中なる道が神のかよみち

或は

神道はちみち百道多けれど(以下同)

第七番氏神の北や東の歌は、意義としては實に請取り難い、多くの變化を経たものであるら



しいが、之が盛んに誦はれた處を見ると、理窟は兎に角、個々の語が通俗で、全體として或一ツの状景が、臚ろげながら展開される事にあつたらしい。尙之と同型のもものは幾種となくあつて、變化の過程も想像されるのである。之と同型のものには

氏神の北や南が濱なれば

小石におりてあそべ蛤

氏神の北の林で鳴く鹿は

ちゑてう聲を常に絶やさず

氏神が二の宮になり高天原となり、鳴く鹿が蟲となり、ちゑてう聲は、一方慈悲てう聲となつて、果は「父を戀しと云うて轉る」とするものもある。

第八番庭中に七ツ竈立ての歌も、多く湯立ての「しきうた」で、祭祀の實際状景の敘述に近かつた爲に記憶に容易であつた、又下の句の變化せる事實は前にも言うた通りである。

第九番秋過ぎての歌も多くの場合神下しの「しきうた」の一ツである事と、最初の句の音調が勝れて居た爲に、同一形式ではあるが、次の歌に比して多く繰返されたのである。

冬過ぎて春の初は今日かとよ

風もぬるかでやよに咲く花

之も春の初が「春のしき」となり、節となり、今日が今となり、風もぬるかは「のどか」と言ふ一方に「ぬるかせ」「のろかせ」となり、「やよ」は八重とするものも一方にある。尙之に關聯して、季節を讀込んだものは、非常に多いが、何れも春秋又は冬で、夏の歌の尠なかつた事は、祭祀の意義から言うても當然である。

第十番峰は雪籠はあられの歌は、別に籠は時雨となつたものもある。雪霰雨と聯想を運ぶ處が記憶を助けたのである。

第十一番白銀の八ツ目の鈴の歌は、やはり多くの場合「しきうた」の一ツで、然も舞ひに當る各人の美しく印象的に敘述されて居た事が、忘れ難いものにした大きな理由らしい。

第十二番産土の御戸帳は幾つの歌は、音調の勝れて居た事と併せて、八ツ九ツ十六等の數字的配列が記憶を助けたらしく、其結果下の句を他に轉用した場合が非常に多い。尙此歌の上の句の御戸帳の語は、古い覺え書には「ありと」即ち在所となつたものもある。例へば

村神の在所は何所ひだりやつ

右が九ツ中が十六

第十三番熱田には女はないかよの歌も、意義が單純で而も興味を唆る點と、敘述から來る聯想が、何かしらお互に關係がある如く感せしめた事に、心を捉へるものがあつたらしい。尙之などは古謡の「あづまには女はなきか云々」の歌から來たらしいが、由來花祭りの行事には熱田に聯想が多かつた關係から、熱田の宮を讀んだもの、多かつたことから、斯く轉訛したと考へられる。

第十四番神々は今ぞ御渡るの歌も、前言うた如く多くの場合「しきうた」の一ツであつた事と、全體に或鮮麗崇嚴な状景を暗示する點に於て、強い印象を與へたのである。尙之には、前に言うた如く、下の句を「葦毛の駒に手綱よりかけ」とするものと「九匹の駒に手綱よりかけ」とあり、「よりかけ」は「ゆりかけ」よらして「等共に區々であるが、前者は一般に大入系、後者は振草系に行はれて居たのも、何等かの事實を物語るらしい。

第十五番湯ばやしの湯元への歌は、儀式としては湯立て、舞ひとしては湯ばやしの舞のものであるが、他の舞ひにも盛んに流用されたのである。全體に語調が勝れて居た事が、第一の理由であつた。而して下の句は「丈七尺に袖が六尺」と逆に言ふ場合もある事は、他の轉訛の例から見ても當然である。尙之には次の如き類歌もある。之も多くの場合「しきうた」として湯立ての

場合に用ゐられて居たのである。

湯の母の湯元へ上る湯ごろもは

丈七尺に袖が六尺

湯の父の湯元へ御渡る湯ごろもは

丈七尺に袖が六尺

之又丈と袖の尺が逆になる場合のあつた事は言ふ迄もない。

### 節と囃し詞

囃し方 「うたぐら」の調子は總て喉音に據る精限りの聲で、所謂美聲とか妙音を目的としては居ない。之は合唱の場合に於て殊にさうである。而して其曲節は、拍子に據つてそれぞれ區別されて居る。拍子は二拍子三拍子を主として、舞ひに據り四拍子五拍子等のあつた事は、別に拍子の條に言うた通りで、之は土地に據つて必ずしも一律でない。

仍つて先づ最も多い二拍子の場合に就いて言うて見る。之は各所共殆ど調子は同じである。不完全ではあるが、之が大體の節を、語句の配列に據り試みると次の如くである。尙斷つて置き

度いのは、「だし」即ち發聲は樂即ち太鼓を打つ者である。(歌は前に掲げた第一番の類歌に據る)  
 スーワノウーミ ミナソコテラス コーダマイーシ  
 之迄を「だし」が誦ふと、引續いて全部(樂座)の者が合唱する。

コーダマイーシ テーニハトレドモ ソーデハヌラサジ  
 次に「だし」が受取つて

テニハトレドモ ソーデハヌラサジ おーもしーろ

最後に平假名で示したのは囃し詞で、土地に據り「やらおもしろし」とも言ふ。尙囃し詞は之又拍子に據つて異つて居たのである。

次に三拍子であるが、之は調子が幾分複雑であつた關係上、土地に據つて區々で、一方囃し詞から言うても、振草系大入系で區別がある。仍つて先づ振草系中在家の例を擧げて見る。(歌は前掲第六番に據る)

「だし」

カミ、チワー チミチーモ、ヅナよー さーミチナ、ツ

合唱

ミチナナツ ナカナルミーチーイガよーカミノカヨミチー

「だし」に返つて

ナカナルミチガー カミノーカヨミチえーよーおーん

以上の如く中間にも囃し詞が入るのである。之を大入系の場合で言ふと左の如くである。

「だし」

えんよーカミ、チーハ チミチモ、ヅナよー さーミチナーナーツ

合唱

ミチナ、ツ ナカナルミーチーイガやーカミノカヨミチー

「だし」

ナカナルミチガー カミノーカヨミチやあらしろ

斯くの如く囃し詞が前後にも入るのである。即ち振草系では最後にのみ附けて、然もおもしろの詞は三拍子にはなかつたのであるが、大入系では始めに「えんよー」の詞があつて終りに「やあらしろ」を附けて居るのである。此事實は一吋形式が異なる如く感せられるが、實際に繰返される場合、次々に後を續けてゆくと、前後の區分は無くなつて、最後の囃し詞が次の歌

から見ると、最初の如くにも感じられる。さうした錯誤から斯の結果に至つたかと考へられる。尙此場合最初の囃し詞は、同じ大入系に於ても區々で「えんよう」とする一方に「じえんよう」又は「さんえい」「なんえい」とする土地もある。一方振草系でも「えーよーおーん」の一方に、「えんよほう」とする土地もあつて、之又變遷の事實を物語つて居る。

次に四拍子の場合であるが、之は振草系大入系を通じて調子は略ぼ二拍子で、之に三拍子を加味した如きもの、而して囃し詞は中間がなくて、其他は三拍子と同じである。之は格別記述する迄もないから省く。尙「うたぐら」の曲節には、湯ばやしの舞等も振草系では特種のものとして居て、殆ど四拍子に近いものであるが、斯うした記述法では表現は不可能であるから之又省く事とする。

## 舞ひと場面に據る區別

舞ひの種目 舞ひに於ける「うたぐら」は、之に定つた順序と規則がある。何でも構はず、開始から終り迄定りもなく續ける譯ではない。之がは入る舞ひと場面には約束があつた。例へば一般に舞ひというて居るものでも、面形を着けた場合、即ち神格の表現とするものには「うた

ぐら」は無く、單に樂拍子だけである。而して之がは入る舞ひは左の六種である。

## 御神樂

|        |     |
|--------|-----|
| 地固めの舞  | 三折り |
| 花の舞    | 三折り |
| 三ツ舞    | 三折り |
| 四ツ舞    | 三折り |
| 湯ばやしの舞 |     |

以上の中御神樂は土地に據つて、之が取扱ひは區々であるから、一般共通のものは之を除いた五種目十三折りである。其他土地に據ると（大入系御園等）市の舞にもは入る場合がある。尙歌詞に於て湯ばやしの舞と四ツ舞に一部特種のものがあるが、其他は總て共通である。

場面との關係 舞ひに於て「うたぐら」の唱和される間は儀式と考へられて居る。従つて一ツの舞ひに「うたぐら」のは入る場面は三回あり、別に呼出し（舞掛り）と舞上げがあるから、前後五回となる譯である。然し呼出しと舞上げは、舞ひの開始と終りに對する説明的のものであるから、儀式としてはやはり三回だつた譯である。その順序を示すと次の如くなる。

## 一 呼出し（舞掛り）

- 二 ふりならし五方式
- 三 振替り(みやならし)五方式
- 四 へんべ(反問)
- 五 舞上げ

以上の中第一の呼出しは、一方呼出しの拍子に連れて舞子が神部屋即ち仕度部屋から出る時をいふ。或は舞戸に下り、神座から舞道具を受取つて竈の前に立つ時を言ふ場合もある。之に説明的な歌詞があるのである。

第二第三は共に五方禮拜の儀式と考へられて居る間である。此間は何れも時間にして十五分間位である。第四は反問式の掛りから其式の間をいふ。

第五の舞上げは、舞ひが一通り終つて、一旦竈の前に並び、更に竈を一巡して神座前に還る間を言ふ。此時神座前に還らず、再び竈の前に立ち、引込む場合もあるが、要するに舞ひが終つて竈を一巡する間で、之にやはり説明的な歌詞がある。

**約束ある歌謡** 以上の區分に基いて現在約束の守られて居た歌詞を言うて見ると、最初の呼出しであるが、之は舞ひと舞子の披露とも言ふべきもので、例へば地固めの舞ならば  
地固めの舞ひ出る姿花かよ

花とさし出て姿見らる、

或は下の句を「花とさし出て舞ひやあぞぶら」とする場合もある。呼出しの歌詞は他の舞ひに於ても形式は同一で、唯舞ひの種目に據つて最初の語を替へるだけである。

之に對して最後の舞上げも、呼出しと形式は同一で、之は舞上げだけに、其趣旨を敍べたものである。

地固めの舞上げるには千早振

ちはふる神がうけてよろこぶ

之又土地に據つて語句に一部相違するものはあるが、意味は總て同じである。

以上に對する一方儀式と考へて居たものは、歌詞に定つた約束はない。唯三ツの場面毎に最初の歌詞だけを、舞の種目と手に據つて定めて居る土地がある程度である。例へば「ふりならし」五方式は、呼出しに引續いて謠はれる關係から別に定めて居ないが、土地に據ると、之を神下しの「しきうた」の最初の歌詞とするものもある。

次に振替り即ち「みやならし」五方式は、各所で一定こそせぬが最初は定つて居る。假に振草系中在家の例で言ふと、地固めの舞花の舞は各折り共に前掲十五種中の第一番の歌に始めて、

後は自由である。之に對して三ッ舞四ッ舞の場合は、扇の手は前掲十五種中の第五番の歌詞で、「やちごま」「つるぎ」の手は次の歌詞で始める。

久方の國ことむけて御劍の

やまとの國にながく傳へむ

第三回目の儀式即ち反閉は、地固めの舞花の舞は次の歌詞から始める。

氏神の御前に立てるあや杉は

まゐりの衆生のいはひとはする（再出）

一方三ッ舞の扇の手では

二柱天の浮橋渡り來て

おのころ鳥をつくりやはする

同じく「やちごま」「つるぎ」の手では

御劍の光は四方に久方の

熱田の宮に鎮めまします

之を要するに、舞ひと歌詞の関係は、種目に據る區別と場面の約束とが考へられるが、之は

寧ろ各所の「しきうた」の種類と順序に大に關係があると考へられる。即ち神下し、湯立て、加持等の歌詞を、それぞれの舞ひの解釋に據つて順次出して居たもので、假に花の舞は神下しに關係があるとすれば、神下しの「しきうた」を最初から拾ひ立て、ゆく、更に舞の手で言ふと、「やちごま」「つるぎ」の手は、加持に關係をつけて、加持祓ひの「しきうた」を續ける類である。而して前言うた如く、舞ひの場面と、手に據つて、それぞれ最初の歌詞が定つて居たのは、以上の區分に基いて、順次拾つていつたものが、偶々最初のもものが形式化して残つたもので、之は各所に於ける「しきうた」の順位から偶然定つたと解せられる。例へば、前に第何番迄済し、次は第何番の歌とする類でなかつたかと思ふ。此事實が考へられるのは湯ばやしの舞で、四ッ舞にも一部分その痕跡が認められる。

#### 四ッ舞の歌詞

劍の由来を説く 四ッ舞の歌詞は、前言うた如く、現今では他の三ッ舞地固めの舞等と、共通として居るが、土地に據ると（大入系三澤古真立）別に區別したものがあつたものがある。最も悉く別種のものではなく三四種に過ぎぬもので、後は他の舞ひと區別は無かつたのであるが、其定つたもの

は何れも金山（かなやま）神に關聯せるもので、兼て劍の製作の過程即ち鍛冶の事を説いたものである。従つて之は元加持祓ひの場合のものかとも思はれる。例へば大入系の下黒川では、四ツ舞の「つるぎ」の手に限つて、舞ひに掛る前に、太刀を釜の上即ち湯の上に一旦渡し、之に湯を灌いで取上る事があり、又古真立に於て、舞ひながら舞戸の榊の枝を切る等の事である。之等は悉く劍の製作を説いた歌詞の意義に關聯を求めるとは無理としても、一面に何等かの傳統を遺したものと考へられる。尙一説には、此種の歌詞は、四ツ舞に限らず、總て「やちごま」「つるぎ」の手に用ゐたものと言ふが、此手に限つて、之に呪術めいた事があつたのも、まるきり縁のない事ではなさうである。

### 湯ばやしの歌詞

湯立てに關聯 湯ばやしの舞の歌詞は、總て湯立てに關聯せる意味を有つと考へられて居て、一般に湯立ての過程を説いた歌詞である。「こぎ」又は「こぎひろひ」と稱する九種乃至十四種のものを用ゐて居る。然し一方には必ずしも之に限ることはなく、或は湯立ての前に、之が初めの清め、即ち一種の神下しとして行はれる「しきばやし」の中の歌詞を用ふる場合もある。尙

湯ばやしの舞は「うたぐら」との關係が、他の舞ひとは幾分異つて居て、舞上げを除いては呼出しから多く一續きに出し居たのであるが、土地に據ると區分を設けて居た場合もある。

### 拍子に據る區別

舞ひの場面關係 歌詞が舞の種目と、手に據つて區別があるとする一方に、別に拍子に據る區分を言ふ場合がある。二拍子の歌、三拍子の歌など、言ふのがそれであるが、之は舞の場面即ち、五方式反閉等に據つて拍子に區別があつた事から、延いて斯く考へるに至つたと解せられる。最も歌詞に據つては、二拍子に調和するものと、三拍子四拍子等に適當のものがあつた事は事實であるが、之は寧ろ偶然であらうと思ふ。

其他土地に據ると（大入系三澤）三ツ舞に限つて、拍子は二拍子で「うたぐら」は三拍子の節で歌ふ事がある。斯うした例もあつたのである。

尙拍子と「うたぐら」の關係を、一例として大入系下津具の形式に據つて示すと次の如くなる。此中湯ばやしの舞には反閉は無く之に當る場合は湯立てだったのである。而して儀式以外の場合は、それぞれ特種の拍子だったのである。

| 種目   | 場面   | 種目 | 場面 | 種目 | 場面 | 種目        | 場面 | 種目 | 場面 | 種目 | 場面 | 種目 | 場面 |
|------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|
| 地固め  | 扇    | 二  | 拍子 | 三  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | やちこま | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | つるぎ  | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 花の舞  | 扇    | 二  | 拍子 | 三  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | 盆    | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | 湯桶   | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 三ッ舞  | 扇    | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | やちこま | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 三         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | つるぎ  | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 三         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 四ッ舞  | 扇    | 二  | 拍子 | 三  | 拍子 | 三         | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | やちこま | 三  | 拍子 | 四  | 拍子 | 四         | 拍子 | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 同    | つるぎ  | 四  | 拍子 | 四  | 拍子 | 四         | 拍子 | 三  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |
| 湯ばやし |      | 二  | 拍子 | 四  | 拍子 | (反閉ナシ)四拍子 |    | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 | 二  | 拍子 |

之を要するに舞ひの場合の「うたぐら」は、舞の種目に據つて、それぞれ定つて居たものが、一方舞の手に據る共通のもの、ある等のことから、後に次第に混交して、現在の状態に至つたもので、一部重要と考へて居る場合だけ、以前の形が保たれて居たものと解せられる。之に對して一方村々に保存された「うたぐら」の覚え書の順位は、舞ひと關聯して何等かの約束の現はれが考へられぬでもない、例へばその順位に據つて謠つた如きであるが、現在では其點を明かにする事は出来ぬ。

歌詞百三十九種

各種のもの 各所に行はれて居た歌詞の中、稍形式の異つたと思はれるもの百七十餘種を中心として、前の引用に漏れた分を悉く舉げて見る。之等は總て舞ひの場合の一方、純儀式の中の神下しを初め湯立て加持祓ひの所謂「しきうた」として用ゐられて居たものであるが、之又時代に據つて變遷があつた事は言ふ迄もない。

次に之が配列の順序には、格別根據があつた譯ではないが、以前の形を知る上に於て、五十年番程度迄は、振草系小林の覚え帳に據る事とした。尙一部語句の變化せるもの、定つた使用範



園のあつたものに就いては、別に註を加へて置いた。

1 しきなればしきをば申いつとも

しきをば神のひとへたまわな

註 所謂「しきうた」即ち神下しの最初のもとの考へられて居たもので、語句には比較的變化はない。第二句の「しきをば申」を「しきをと申」に、第五句を「ひとへたまわる」と變つた程度である。

2 見目こそあらめが浦におりをらめ  
うら吹よせよしかの浦風

註 見目は神名で「見目王子」ともいふ。やはり神下しの「しきうた」であるが、此歌詞は現在多く行はれて居らぬ。

3 月光のおりゑの御座を清むとて  
ようらの水は七瀧の水

註 月光は見目の日光に對するものとも考へられて居る。第二句の「おりゑの御座」は「下居の御座」ともいふ。第四句「ようらの水」は「やうら」即ち八浦とも、又「やうだ」ともいひ、一部分對照を代へて「うぶすなのお前の菖を清むには、ようだの潮で七瀧の水」等あり、氏神神々等、對照は様々に變つて居る。尙「月光云々」は現在餘り行は

れて居ない。

4 七瀧や八瀧の水を汲みあげて  
日ごろのけがれ今ぞ清むる

註 之には上の句が「津の國のかめゑが水を汲みあげて」とするもの、第四句を「日ごろのけがれ」又「日ごろの不浄」  
「けだい」とも變つて居て、下の句を「清めればこそしようじとはなる」とするものもある。尙此の歌詞は、多くの場合、前の歌詞から引續いて讀はれて居た場合が多い。

5 日月の氣高い神を知りながら  
ことなる神はみやのさむらう

註 第四、五句を「かみかとれらうは宮の三郎」又第五句を「宮の侍」とする一方に「宮にさむらう」とするものもある。之は同型のもものが四ッ舞の歌詞にある外、餘り行はれて居らぬ。所謂覺え帳の歌詞である。

6 伊勢の國まゐるは遠し衣なれば  
折りてたゝみて近く拜むら

註 第三句以後を「御前海うしろは岩いはで前は小田池」とするものもあるが、之は別種とする事をした。

7 紀の國やもらうが林まへばより

いそぎし御用は今ぞまゐるら

註 此歌詞もいろ／＼の分子が加はつて居たやうであるが、之が類歌と思はるゝものを未だ發見せぬ。

8 熊野山切目が森のなぎの葉を

かざしに挿して御前みまへまゐるら

註 初めを「ちこの山つゞみが森」と變へたもの、第二句「きどとが森」きるでが森と變つたもの、第四句を「さがしに挿して」とするものもある。

9 愛宕山苔の岩谷おしひらき

吾わがよかるらな住すまよかるらな

註 第一二句を「伊勢の國天の岩戸」として居るものもあつて、之と一對のものとも考へられるが、何れも現在に行はれぬ。而して前言つた「伊勢の國天の岩戸をおしひらき、花や神樂を舞ひやあそぶら」の歌が、専ら行はれて居た。

10 宮川にさし渡したる櫓かい舟

月の光で棹さしやさすらな

註 之には舟、棹等の語から、所謂「せいと歌」の猿姿なものがある。

11 あれを見よ津島ケ沖で漕ぐ船は

ゆけとは漕がで遊べとよこぐ

註 第一二句を「伊勢の國二見ヶ浦」に變へたものもある。而して此役に前掲十五種中の第十三番熱田には云々の歌を續ける土地でもある。

12 猿投山さなげおろすいからがことなれば

くれまつほどの松は久しや

註 第二句「おろすいから」を「おろすいかだ」と變へたものがある。猿投山は三河西加茂郡にある。

13 風來寺十二ヶ御嶽みづけで立つ煙

すはらごしきの香のかざする

註 第二句を「十二の御瀧」「十二の御坊」と變つたものもある事は、前に言つた通りで、別に「――般若ヶ嶽に立つ鹿は云々」の形式もある事は已に言つた。

14 御神妻の山の麓に下る、神

神あらはれてげきやうしたまへ

註 神下しの場合「しきうた」として第十四番風來寺の歌から、「御秋葉のおりゑの御座云々と、第三番日光を御秋葉に變へたものを讀ひ、次に之を續けた土地もある。御神妻は秋葉に近く、靜岡縣磐田郡浦川村字神妻（かづま）鎮座の神、一に「どんたり明神」ともいふ。第四五句は、神下しの場合多く繰返される形式で「げきやう」は顯形である。

15 東方いかなる神のちかひにて

渡る瀬毎は八瀧なるらん

16 伊豆箱根かけて照すはてるかゞみ

五尺のかづらかたの掛帯

17 神々は今ぞこざます西の海

さがきを申して風をあはせな

註 之も口傳書にあるのみで、餘り行はれて居らぬ。第四句さがきは「さかき」となつたものもある。

18 北方の小笹の露は雨かとよ

雨にまいたる時雨こそする

註 第一句北方を「この宮」「おぶすな」「天王」等と變へたもの、第四句「雨にまいたる」は「雨にまいての」「雨にましての」となり、第五句「時雨こそする」を「時雨とはなる」「――なるらん」ともなつて居る。尙此形式のものでは前掲十五種中の第十番峰は雪蓋は云々の歌が専ら行はれて居たのである。

19 うぶすなにしほもりかけてをすごろも

みくしをそめて色やますらな

註 第二句「しなもりかけて」を「しもおりかけて」となり、第三句「をすごろも」が「をしごろも」「こしごろも」と變つたものもある。

20 日月のげきやうの帯のもゝゆすび

御前ごまへより外に誰がとくべし

註 日月を白山「げきやうの帯」を「——の松」と變へたものもある。

21 みだいさまの御前に育つあやすげは

まゐる衆生のゆはぎとはなる

註 之も「みだいさま」を氏神又は神々と替へて、あや杉青杉等と變つて居た事は、前に言つた通りである。

22 八幡の西のとびらにくろおかせ

今日くりそめて千代とこそくれ

註 之も口傳書にあるのみで、殆ど行はれて居らぬ。第一句八幡を御八幡とせるもの、第三句は「くろうがせ」とあるものもある。

23 観音のねよりきしよりいづる水

あさくいづるを深くたもたな

24 不動尊の西の扉にすむ蟲は

智慧てう聲をつねにたやさす

註 前二種共殆ど行はれて居らぬ。尙第二十四番は、第一二句を「おぶすなの北の林」又「二の宮云々」と變へて、讀はれて居た事は已に言つた通りである。

25 守護神しゆごのかざをの松はしげくとも

うらさしわけてみやとかいせな

註 第五句を「ござと參らす」と變へたものもある。

26 村荒神むらかうじんのよりとはいいくつ左八ツ

右がこゝのつ中が十六

註 最初を「おぶすなの御戸帳」——ありと「——みと帳」神々のありとはいいくつ「神々の御前の折戸は」等變つて、盛んに讀はれて居た事は前に言つた。

27 遠山で太鼓の聲のおとづるは

28 十二が御前ごまへにてあそびをぞする  
水神すいじんのすみかは何處いづく河瀬なる

一の柳がすみかなるらん

29 むら神をきよしきよしと行へば

瀧より下はにこりけとゆく

注 之は餘り行はれて居らぬ。

30 神々へ今日ぞ吉日綾をはへ

錦を敷きて御座ござと請じる

注 多く誦はれた一つである。初めの一二句を「氏神の御渡る道に」「神々は今ぞ御渡る」等變つて居る。

31 しゃうじやのしゃうじのおこもは幾重しく

七重も八重もかさねやへしく

注 之も一部分の語句を變へて、多く誦はれて居たものである。例へば初めの句は「お嶽へのしゃうじの」又は「おぶ

すなの御前のお菰は幾重敷く」「神々の舞戸のおしめは幾重張る」の類である。

32 馬もそよ鞍も轡もそなれども

どれが大師たいしの御駒みこまなるらな

33 伊豆の國島は七島その中に

まづさし出たは伊豆の大島

注 之も盛んに行はれたもので、神下しの「しきうた」とする場合もある。尙下の句には大した變化はないが、上の句には各種ある。例へば「東から島が七島その中に」「三島だに島は七島多けれど」等である。

34 宮川に差せども潮のたまらぬは

御前ごまへのみせばへたまらざるらな

35 宮川みやがわのその水上みなかみのせぎ男

そのせぎ七瀬堰せせきぎやせぎせな

36 宮川の池のすゝきが穂に出でゝ

いかに駒がた食はみよかるらな

註 以上三種宮川は之を伊勢と變へた場合が多い。例へば「伊勢の國いりこのすゝき穂に出でゝ云々」とする類である。

37 伊勢の國な、をのすゝき七ながれ

八ながれ折りてりやうの花菱

註 第三十六番と同型とも思はるゝもので、此二ツが混交して居る。

38 伊勢の國橋の上なる八重つゝじ

花のさかりにござへまゐるら

註 或は「——二見浦に咲くつゝじ、花は咲けども黄金なるらん」等もある。

39 宮川にむれ竹植ゑてもと取れば

うらさきさかえてやまとくれ竹

註 之と對歌とも思はれるもので「氏神の舞戸を飾るおしめ竹、うらさき榮えてやまと笛竹」とするものが盛んに詠は

れて居た事は前に言つた通りである。

40 嶺渡りは嶺をこそ渡れ澤へ下り

みさはへ下りてみさきかひせな

註 之も殆ど行はれて居らぬ。

41 一と二と加減かげんのりやうを比ぶれば

一に増まいての二こそおほけれ

42 一と二と花と神樂とそなうれば

一に増まいての二こそおほけれ

註 第四十番の變化と見るべきものであるが、前者が殆ど行はれなかつたに對し、後者は盛んに詠はれて居た。尙上の句を「いちとにかげんと花とくらぶれば」となつたものもある。

43 おやまどを下りつ登りつみろうこぎ

44 はかまはきせずはをりかさねて  
氏神へ下りつ登りつする御子は  
袴を着せてかさねがさねに

註 第四十三番は見え帳にあるもので、誤字があるらしく意義も又判じ難いが、第四十四番の方は盛んに詠はれて居る。

45 かきたるらしでの葉毎はこに下る、神  
神あらはれてげきやうしたまへ

註 「かきたるら」はかき垂るらしい。

46 神々へおとづる巫女は帯もせず  
たすきも掛けず御前へまゐるら

註 以上二種殆ど行はれては居ない。尚後者の下の句は見え帳に「――掛けすまへはほどなる」と訂正したものもある。

47 神々の御前にそだつ玉蟲は  
ちゑてう聲をつねに絶やさず

註 第二十四番と同型のものである。

48 法華經のまきゑの中におる、神  
神あらはれてげきやうしたまへ

49 よろこびの鳴瀧川を渡り来て  
いかに大師たいしやはうれしがるらん

50 あなうれしやら喜ばしかくあらば  
夕立峯へ飛ぶとこそいへ

註 以上二種共各所に行はれて居たものである。第四十九番は上の句を「神々は」と變へたものが多い。第五十番は上の句を「よろこびややら喜びや斯くあらば」と變つたものあり、下の句は「夕立峯は御座とまゐるら」又は「夕立道は神のかよみち」とするものもある。

51 所<sup>ところ</sup>では所の神ぞおゝはすれ

われに増<sup>ま</sup>いたるおほやまします

52 東から五色の雲が西へさす

いかにひがしはさむしかるらん

註 第二句の「五色の雲」が「むらさき雲」と變つたものもある。

53 吉野なる金の鳥居に手を掛けて

花の淨土に入ぞうれしき

54 吉野なる御山<sup>みよま</sup>の奥のかくれどは

本來空のすみかなるらん

註 最初の句が「伊勢の國」と變つたものもある。

55 行者石まわりて見ればあくたにの

死する命は不動くりから

56 しでかけと問ふてたづねて来て見れば

しでゝはなくて神の梵天

57 かねかけと問ふてたづねて来て見れば

金ではなくて神の鳥居ぞ

58 伊勢の國あくるあしたに告げそめて

今は八聲<sup>とせ</sup>の刻を給はる

59 香具山の峯より落る瀧津川

彼<sup>あ</sup>の世此世の境なるらん

60 大峯の護摩の岩屋で立つ煙

昔の護摩の煙なるらん

註 上の句が風來寺に變つたものゝあつた事は前言つた通りである。

61 愛宕山おろす嵐のはげしくて

谷なる霧を吹きや拂ふら



62 比叡ひはの山太鼓の音のする時は

山王七社がうけてよろこぶ

註 第一句を「稚見の山」第五句の「うけてよろこぶ」を「舞となるらん」と變つたものもある。

63 津島路つしまちに八ッある牛が八ッながら

鼻をそろへて御座ござとまゐるら

64 高嶺より港を拜む御前より

うしろは岩いはで前は御在所ございしよ

65 熱田こそみなとを拜む前は海

うしろは陸くで中は舞戸よ

註 第六十四番の變化らしいが別に第五句を「前は小田池」としたものもある。尙第五句の「中は舞戸よ」は後の第六十八番の變化らしい。

66 霜月のあからが霜に逢はうとて

峯の神をおりやあそぶら

67 おぶすなの御戸帳おみとをござと巻上げて

氏子繁昌と守りこそすれ

註 初めの「おぶすな」を神々に變へ、第五句を「拜めこそすれ」としたものもある。尙六十六番の霜しもの語には特別の意があつたらしい。

68 おぶすなの湯殿はどことさし下くだる

下しもこそ湯殿中が舞戸よ

註 湯立ての「しきうた」である。

69 三笠山通り天狗が止りて

若松小枝に羽を休めよ

70 劍たつ熱田の宮に吾入らば

日頃のけがれけづり清むる

註 加持歌ひの「しきうた」で又四ツ舞の歌詞である。

71 稚兒共の神につかへるしたらまひ設樂舞

大和の道を古く傳へん

72 わが庵いほは戌亥の隅に神ぞすむ

高天原と人はいふらん

73 ありがたや萬の神が入りそめて

入りての後は神や守らん

註 第五句を「福やたまわる」とするもある。尙之は神下しの「しきうた」として用ゐられて居る。

74 霜柱氷の桁に雨たる木

木の間を出づる風はふき萱

75 神々も花のみゆかに渡り來て

御子みこもろともに舞ひやあぞぶら

76 氏神の北の林に松植ゑて

松もろ共に氏子繁昌よ

77 東より小松かきわけ出る月

西へもやらでさよも照さん

註 之も盛んに誦はれて居たものである。

78 伊勢の國天の岩戸で立つ霧は

昔の庭火の煙なるらん

79 秋風に松引雲の絶間より

もれ出る月の影のさやけさ

80 春梅に夏はさつきに秋萩の

冬の神に雪の花咲く

81 宮ならし誰をか請じ伊勢の國

やうだへ通ふじやうの若禰宜

82 伊勢の國高天原の群雀

羽うちそろへてげきやうしたまへ

83 白瀧やみしめをあげて落る水

落ちては清むしやうじとはなる

註 別上の句を「ふじさばよとさばの水をまきあげて」又第二句を「みしめをわけて」とし、下の句を「ひごろのけ  
だい今日ぞきよむる」とするものもある。

84 月も日も西へ西へとおさしやる

いかに東はさむしかるらん

註 第五十二番と同型のものである。尙之にも所謂「せいと」の模擬歌で猥褻なものがある。

85 一月は燈明とぼすおり給へ

しやうじのあらはで回向したまへ

86 あたらしき年の始に年男

年毎まゐる美濃の上品じやうはん

87 あたらしき年の始に空見れば

空こそよけれ米よねぞふりくる

88 年男かきがね持ちて御藏みくらにぞ

御藏の戸明けて富とみやいりくる

89 門はやし松を祝うて立たれば

千歳千代と築えまします

90 ゆづり葉に齒朶とりそへて祝ふ松

ゆはう松には目出度かりける

91 ゆづり葉の若さに似たる吾なれば

われ諸共とむわかに常若とむわかの尉

92 秋の田に染め干す絲の染まらなば

御前ごまへのみそばで染まらざるらな

93 秋山は皆くれないに紅梅こうばいいろ

- 衣脱きぬのぎさげて元の羽衣  
94 春田打卯月種播うづきき五月植うゑ  
長き長穂を作りそだつる  
95 東向き太郎の神を拜むれば  
青馬せうばに乗りてお、やまします  
96 南向き次郎の神を拜むれば  
赤馬しやくばに乗りてお、やまします  
97 西向きて三郎の神を拜むれば  
白馬に乗りてお、やまします  
98 北向きて四郎の神を拜むれば  
黒馬くろばに乗りてお、やまします  
99 中なかににます五郎の神を拜むれば  
黄馬わうばに乗りてお、やまします  
100 天津日の光り照そふ御鏡は

- 101 幾世ふるとも曇らざるらん  
八雲立つ出雲の國の大祭り  
天津御神の祭りなるらん  
102 明けて見よ神の祠に何もなし  
祭りし處に神ぞまします  
103 ゆるむともよもや切れまじ神道かみちは  
結びの神のあらん限りは  
104 氏神の前の鳥居のしめ繩は  
氏子繁昌と張つた一筋  
105 いにしへの神の傳へし式舞まひを  
萬代までも踏みてゆくらん  
106 天津世の式を忘れずありませる  
大和神樂をおこたらずして  
107 千早振神の御徳を受けし人

心ゆるさず神につかへよ

108 神々は花が所望か御湯なるか

御湯が所望で渡り来るらん

109 引渡すしりくめ繩に木綿かけて

眞神立つも神のおしへぞ

110 秋すぎて冬のはじめに花開く

開いた花で神ぞまねくら

111 ひもろぎの尊き傳へわすれじな

萬代までも式を守らん

112 御殿山登りて見れば姫神が

千代も八千代も御殿守らん

註 御殿山は御殿村振草村の境界に聳えた山である。第九十五番以降之迄は、振草系月の口傳書にあるのみで、殆ど他に行はれて居ない。或は近世加へたものかと思ふ。

113 鶯は未だ巢の中に居たかよ

春はくれどもおとづれもなし

註 第五句を「ほげる日もなし」と變へたものもある。

114 父母に貰ひ受けたる唐衣

洗ひ清める吉野川原へ

115 おきなどは如何なる神と問ふなれば

天の御中と答へきかせよ

註 以下百二十番迄の六種は、一に「舞こぎ」の歌と稱し、成るべく扇の手に謠ふと、振草系月の口傳書には記して居る。然し月を除いては、未だ行はれて居た事を聞かぬ。尙之には別に舞の由来を説いたものが五種ある。

116 ひのねぎとは如何なる神と問ふなれば

春日之神と答へきかせよ

117 姫神は如何なる神と問ふなれば

- 118 日の大神と答へきかせよ  
 茂吉とは如何なる神と問ふなれば  
 大國神と答へきかせよ  
 119 鹽吹きとは如何なる神と問ふなれば  
 手力神と答へきかせよ  
 120 おゝかめとは如何なる神と問ふなれば  
 銅女の神と答へきかせよ  
 121 地固めの踊りはねくる此庭に  
 悪魔を除けて神ぞ入りくる  
 122 金山は如何なる神かしらねども  
 神かどねらうは宮のさむらう

注 之は一に四ツ舞の「やちこま」「つるぎ」の手の歌詞と考へられて居るもので、即ち加持験ひの「しきうた」である。以下第百二十五番迄同様である。勿論他の舞ひにも用ゐる。

- 123 金山かなやまは火の山入りて今日七日  
 八日といふ日は劍打つるぎつらな

注 下の句を別に「八日といふ日は常にたやす」とするもある。

- 124 金山は如何なる神かおきなかに  
 ほど八ッ立てゝ加持をしたまふ  
 125 金山は如何なる神でおゝはすれ  
 われに増まいたる神でおはする  
 126 このこぎいづくは何處のこぎか山越えて  
 のう山越えて富山のこぎ

注 湯立ての「しきうた」で所謂「こぎ」の歌である。以下總て同じで、之を次々に數へ上げる事を「こぎひろひ」と言つたのである。

- 127 この庭は何處の庭か庭越えて

128 のう庭越えて伊豆の八重庭  
 この石は何處いづくの石か塚越えて  
 のう塚越えて七塚の石

129 この土は何處の土かくね越えて  
 のうくね越えて七くねの土

註 下の句の「七くね」を「伊豆の」と變へたものあり、此種歌詞の語句は各所で殘分宛異つて居る。

130 この寸紗すさは何處の寸紗か藁越えて

のう藁越えて伊豆の田の藁

131 此釜は何處の釜か國越えて

のう國越えて伊豆の八重釜

132 このまげし何處のまげし飛驒ひょうとのなる

飛驒のたくみのまげしまげ桶

註 「まげし」は桶ともいふ。

133 このさし柄何處のさし柄か飛驒ひょうとのなる

飛驒のたくみの指いたさし柄ぞ

註 「さし柄」は柄杓共言ふ。

134 この水は何處の水か瀧越えて

のう瀧越えて七瀧の水

135 この蓋は何處の蓋か山越えて

遠山とやまの奥のさはら木の蓋

136 このてらし何處のてらし深山なる

若松小枝のてらしなるぞよ

137 この火打何處の火打か熊野なる

三條小鍛冶のむすぶ火打ぞ

138 此かどは何處のかどか澤越えて

のう澤越えて七澤の角

この笹は何處の笹か杜越えて  
のう杜越えて二の宮の笹

註 「こぎ」の最後に多く前掲十五種中の第十五番湯ばやしの湯元云々の歌詞を用ゐるとして居る。

### 七 祭りに與る者

主體となるもの

二派に區分 祭りに與る者は、直接行事の遂行に當る者、即ち之が主體を爲すものと、一方外部から之が促進を期する者即ち一般の見物がある。花祭りに於ては見物も又祭祀の一ツの要素となつて居て、主體に對する複體とも言ふべきものである。而して之にも又、それぞれに區分があつたのである。先づ順序として、主體となるもの即ち直接祭りに與る者に就いて言ふ事とする。

祭りの神人 花祭りは一般的には氏神の祭りとなつて居て、之に與る者は總て地内の氏子となつて居るが、一度祭祀の組織に立入つて觀察すると、祭祀の形式が歌舞中心にあつた關係から、

主體となるもの



氏子が與ると言ひ條それは一個の概念に過ぎぬもので、直接祭祀に當り之が主體を成すものは或限られた範圍で、延いて一種の祭祀團即ち神人とも言ふべきものが存在したのである。之は一般村人なり氏子の意識から一步進んで、其中から特に選ばれた者、又は屋敷なり部落が認められて居たのである。

然し現在では、此慣習は悉く一樣であつたとは言ひ得ないから、今各所の現状に據つて之を類別すると、略ぼ次に掲げた三ツの場合に分れるのである。

甲 一般氏子中より選ばれし者——禰宜

乙 特種の家系の代表者——地内の青少年——禰宜

丙 特種の家系の者——禰宜

以上の内、甲と乙の相違は極めて微妙であつて、甲の場合でも、實際上には特殊の家系に類するもの、存在を否定する譯でもなかつたのである。又乙と丙の場合もさうであつて、乙の場合の地内の青少年は、特種の家系に縁を引く者が大部分であつた。尙丙の場合は、禰宜がその中に含んで居た事は言ふ迄もない。而して此特種の家系の者を「みやうど」と呼んだのである。扱て全體を通じて、禰宜の権能に變りはなかつたから、之は別にして、一般氏子の場合、特種

の家系即ち「みやうど」に就いて言ふ事とするが、其前に、祭りを行ふ上に、之が役柄に於て階級のあつた事を言ふ必要がある。

一 禰宜に次いで共に行事に與る者

二 行事(舞ひ)の中特に重要な役に當る者

三 一般舞ひに當る者

以上の区分は或は適當でないが、一先づ此区分に據つて説明を試みると、一は多く純儀式即ち神勸請、湯立て等と、樂人としての場合を指したもので、二と三は舞踊の場合を言ふのである。而して二の特に重要な役とは、一般に神格の現はれと考へて居る、面形を著ける役で、役舞ひ等の稱を以て呼ばれて居るものである。三の一般の舞ひは、之は面形を用ゐる事もあるが、其場合は役舞ひに従屬せる特別のもので、多く地内の青少年を選定して充てた場合を言ふのである。それで當事者を一般に舞子の名で呼んで居る。扱て之を前に言つた各所の状況によつて、即ち前の甲乙丙の場合に當嵌めると、禰宜は別にして、甲の場合では、二から三迄を總て一般氏子から選任するもの、乙の場合は、一と二を特種の家系即ち「みやうど」の役とするもの、丙の場合は、一から三迄を總て「みやうど」の役とするものである。以上役柄の擔當は、必ず

しも分業的に行はれて居た譯ではなく、祭りの次第順序に據り、又土地の状況に従つて、兼任は時に行はれたのである。之を要するに、祭りに與る者は、以前は悉く「みやうど」と禰宜であつたらしい事は、傳承の上からも、又實際の例からも判断されるのであるが、それにも拘らず尙斯様に管々しく言ふのは、實は現在の各所の状態を根據にして、之に對する變遷の跡を幾分でも記述に留め、延いては以前の意義なり形式を索め、何に因つて斯くなつたかの、手懸りとも思ふ微意に過ぎぬ。仍つて次には、之に對する實際を見てゆく事とする。

## 禰 宜

禰宜に對する稱呼 初めに先づ禰宜に就いていふと、之に對する稱呼は、各地を通じて區々である。禰宜と云うて居る一方に、別に太夫とも宮太夫（みやたいふ）とも言ひ、通例一個の祭祀に二名を以て充て、居るので、其場合は一を大禰宜、次位に在る者を副禰宜とも言ふ。又現在では他の一般の禰宜と區別する爲に、特に頭に花の字を冠し、花禰宜又は花太夫とも呼んで居る。さうかと思へば先達せんたつなどの稱を用ふる場合もあり、或は以前の儘に、鍵取（かぎとり）幣

取（へいとり）の名を用ひて居る土地もある。此場合には、鍵取りを單に太夫、幣取りを宮太夫とも言つて居る。要するに禰宜に對する稱呼は、甚だしく區々であるが、之は各地共通の事實であつて、特に何處の村では何の稱を用ゐるといふ風な、嚴密な區別はない。

禰宜屋敷の變遷 現在各地に於ける禰宜の待遇は、大禰宜即ち鍵取りを主とする事は勿論であるが、幣取り即ち副禰宜を併せ重しとする土地もある。又大禰宜即ち鍵取り本位の土地でも、現在では唯屋敷名があるだけで、祭事一切は、擧げて幣取りに委せてしまつたものもある。例へば振草系では、小林を初め月、足込下栗代等は、在來の鍵取り屋敷が繼承されて居たから問題はなかつたが、古戸を初め申設樂にしても、幣取り即ち副禰宜から、更に縁故の者が代つて居る。大入系の上黒川は、正副昔のまゝに揃つては居たが、現在では何れが主位にあるものか、已に不明にならうとして居る。下黒川は在來の禰宜屋敷は依然として存在したが、實際の行事は之が血縁の者に繼がせて居る。古眞立は在來の鍵取り屋敷は、神社脇に嚴存して居たが、祭事に關する一切の業務は、一代前を最後として今は他の者が當つて居る。其他御園西齒目大入等も、行事の實権は在來の禰宜屋敷から離れつゝ、あつたやうである。傳説に若し誤がなかつたなら、現在も尙昔の儘に、鍵取り幣取り揃つて恙なかつたのは、大入系の三澤位のものである。

三澤の鍵取り幣取り 三澤に於ける鍵取り幣取りは、字山内(やまうち)に何れも屋敷があつた。鍵取り屋敷を一に「もんばら」といひ、昔からの親方屋敷であつた。當主を榊原銀太郎といひ、先祖といふは鎌倉時代に此地に隱遁した、藤原の某と名乗る公卿であるといふ。當時佩用の太刀装束を初め、特に履いて來た木履を家寶として保存して居た。屋敷は谿谷に臨んだ山の中段に、前に段々畑を控へた構へで、一段下つてさんじやく(參事役)と稱する從屬屋敷があり、祭りを初め事ある時は、總て鍵取りの指圖で働いて居た事は、今も昔の儘である。而して屋敷後ろの森には八大龍王と稱する神を祀り、家の神であると同時に又字内の氏神ともなつて居た。神影といふのは「ひのう」「みづのう」と稱する二個の面形で、祭りを通じて最も重要としたしづめ(鎮め)祭りに用ふるもので、之を一に「しづめ」と言うたのである。之に對して一方の幣取りは、鍵取り屋敷からは谿一ツ隔てた位置にあつて、一に「しも」と言うて居る。屋敷後ろの森に「いづの八天狗」(いづな共)と稱する神を祀つて居た事も已に言うた通りである。祠の脇に一本の榊が茂つて居て、祭事の度に此榊の枝を折つて神迎へをなし、之に據つて行事が開始されたのである。而して「ひのう」「みづのう」の二個の面形の内、「ひのう」は鍵取り、「みづのう」は、幣取りが被る事になつて居た。其他祭事に際して、一部重要な神事を除く以外

は、總て幣取りの處理であつた。一般にいふ宮太夫の稱は、禰宜即ち鍵取りに用ゐられて居たのであるが、同所で特に幣取りにのみ之を用ゐたのは、その爲とも考へられる。因に同所に於て此二ツの屋敷を重視した事は、兩家の何れかに服忌があれば、其年の祭事は中止となつたのでも想像される。他の土地に於ても、立前は總てさうであつたが、一時他の者に代らせる等の便法も、已に行はれて居たのである。

由來花祭りの禰宜の行法は、火伏せ、湯立て、神下し反閉等、多く口傳祕密に掛るもので、一面體験に俟つ修法であつたから、家系繼承の場合、後の者が之を悉く修得して居れば故障は無いが、さもない場合は、特に重大とする儀式の外は、自然他の行法を心得た者に代らしめたのである。況して村々の鍵取り屋敷は、その部落中でも最も上級にあつて、親方と呼ばれる程の者であつたから、年を重ねるに従つて、所謂唯の親方なり旦那になつたのであらう。

禰宜の表徴は面形 前述の三澤の場合でもさうであるが、禰宜即ち鍵取りの資格として、第一に考へられたのは世襲に據るもので之は各所共通であつた。其屋敷に産血を零した者で、初めて資格があつた。延いては祭祀一般の故實に通じた事も勿論であるが、之が世襲に據る家系を表徴するものは、第一に面形であつた。それは前言うた「しづめ」の面形で、一般の稱呼や、數

に異同はあつても、總て禰宜屋敷に祀られてある事は各所共通で、之は家系を嗣いだ者以外は着ける事は出来ぬと考へられて居た。現今の如く、花祭りは氏神又は村社の祭典で、兼て氏子一般の行事と考へられ、其祭具面形等も、神社或は公共の建物内に保管を改めた二三の土地でも、尙此「しづめ」の面形だけは、禰宜屋敷が存続した限り、其處から分離する事は出来なかつた。

「しづめ」の面形は龍王 前言うた三澤の場合で言ふと、「しづめ」の面形は「ひのう」「みづのう」の二面から成つて居て、之を祀る社を八大龍王と稱した事は已に述べた通りであるが、この面形を一に龍王面とも稱したのである。「しづめ」の稱は、「しづめ」祭りを行ふ事から來たことは當然であるが、一方「ひのう」「みづのう」の稱呼が、何に據つたものか、一段と面形の持つ意義に近い稱とは考へらるゝが、之を以て直に面形に象徴された者の名とするには何等の根據は無い。寧ろ面形に象徴された神の名としては諸冊二神の言傳へがある。之は専ら三澤を中心に行はれて居た説であるが、之もおそらくは神の名として尤もらしかつただけで、後の附會説であつたらう事は容易に想像されるのである。従つて各地共通せる稱呼としては龍王又は龍神とする説である。此説は面の製作過程とも獨立して、所謂朱面鼻高の天狗面をも同一の稱で呼んで

居た處を考へると、その説の根據は案外深い事を思はせるのである。其他祭りの次第を通じて、中心を龍神又は龍王とする事には、各種の根據もあつたのである。

禰宜屋敷の没落による一面 祭りに與る者の中心は總て禰宜屋敷であつた事は言ふ迄もないが、之が没落の場合を考へる事も一面必要であつた。然も其處には各種の世相が現はれて居たのである。其一例として、長野縣地内下伊那郡神原村大川内がある。最も同所では祭祀を多く花祭りとは呼ばず單に「まひ」というて居たが、祭祀が昔の如く盛大に至らなかつた原因は、之が中心であつた「しづめ」の面形を著けるべき禰宜屋敷の衰亡にあると謂ふ。今一部に傳へられる儘を言ふと、面形の有つ格式が餘りに森嚴なる爲に、之を被りこなすだけの有資格者が無くなつた。禰宜の系統はあつても如何ともする事は出来ぬといふ。斯うなつては其儘に納めて置くより外なかつた。徒らに面形のみ残存しても、之を用ゐる事が出来なくてはもう如何とも致方ない。然し一方には、同所の「しづめ」の面形は、昔より嘗て被つた者は無かつたともいふから、その傳承を直に禰宜屋敷の没落と關係を附けてしまふ譯には參らなかつたが、傳統に忠實であれば斯うした結果を辿るのは當然考へられる事で、此一例から想像しても、現在衰運に傾き或は已に亡び去つたものも、一概に信仰の衰へとのみは斷定されぬ、一面には眞に亡ぶべき時代に

巡り合せたものもあつたのである。此家運の盛衰と後継者の有無は、如何とも爲難い運命であつたから、現在三河の各地に盛大であるものも、一部の例外を除く外は、師弟又は縁類を求めて、新たな権限の延長を認めて、現在に享繼いで居た事は想像に難くない。要は祭事重きか傳統重きかの歸結に至るのである。

次に祭事繼承の上から、殊に同情に堪へぬのは、由來の古いと傳へらるゝ振草系の某村である。明治二十年時代、重代の禰宜屋敷の衰運に臨み、後継者は未だ幼年の處から、先代に恩顧を受けた隣村の某禰宜が、一時役柄だけ預つて、面形は村で保管し、後継者の成長を待つ事として日を送つたと聞くが、今は或事情からそれも實現は危ぶまれて居る。斯うした経緯は、現在傳統を誇る土地にも、屢々繰返されて居たと思ふが、言傳への無い限り、敢て穿鑿の必要もなかつた。

禰宜の魅力か 現今の花禰宜又は花太夫の稱呼には、一種陰慘な呪術的聯想を伴つた事は事實である。之は一面には、其行法から受ける印象にも據つたらしい、其爲か近世禰宜屋敷の後継者が吾から之を厭ふ傾向もあつた。さうかと言つて又一方には、吾々の想像以上、根強い傳統の力も潛んで居て、嘗て祭祀の故事式作法等、一向に頓着なく、次代の禰宜に就いて、村の人

人を寒心せしめた者が、一度其父なり祖父の跡を襲つた場合、家權の有つ魅力とでも言はうか、不思議な執著が蘇つて、翻然態度が革り、故老に糺し見聞を辿つて、慣れぬ手に九字を切り、呪文を唱へつゝある事實も、屢々あつたのである。

尙言ひ残したが、現今の祭典では、神社に於ける行事は現行法に據る神職が當り、以後の行事は、總て在來の禰宜が當つて居たのである。

## み や う ど

「みやうど」系 花祭りの舞ひは、所謂神事舞などの如く、型が固定したものとは異つて、技藝として特種の發達を爲しつゝあつたものである。従つて形式の遂行と言ふよりも巧拙が問題で、面形を著けたものは勿論であるが、青少年の舞ひに於て殊にさうである。仍つて行事の進行に連れて、次々に展開される少年から青年の舞ひは、舞子の縁者は元より一般見物の血を湧かせたのである。それでそれ等の少年や青年の舞振りに對して様々な批評が交されるが、さうした際に、舞子を評して、あれは「みやうど」系だから道がに巧いとか、やれそれにしては下手だな

どと言ふ言葉を屢々耳にする。祭りの行はれて居た土地では、「みやうど」系の者は、舞の手などが自づと他の者に勝れて居るとは、殆ど共通の常識であつた。假に「みやうど」屋敷に生れた者でなくとも、其處に血統を引いた者は、何處か體のこなしに勝れた處があり、又性格の上からも、さうした歌舞や囃しに對して、特別の感受性を持つと考へて居て、延いては顔容迄が、他のさうで無い者とは區別があるやうに信じられて居る。此地方に近世盛んに行はれた地狂言（村芝居）に、藝の巧拙を系統に據ると言うて、一に狂言系キヤウケンセイなどの言葉があつたが、正にそれに通ずるものであつた。一圖に嚴肅そのもの、如く考へようとした祭りの行事にも、やはりこの傳統があつた。仍つて藝の巧拙が系統を引くといふ事は、聽て「みやうど」系か否かといふ結果に至つたのである。

さうするとこの歌舞に對して、特別の優越性を持つて居ると考へられた「みやうど」又は「みやうど」系といふのは何であるか、之を先づ村々の事實に就いて觀ると、或限られた人々を指して「みやうど」の名を用ゐることは、實は花祭りの場合に限られて居なかつた。別に田樂、御神樂（みかぐら）等の、歌舞即ち一種の技藝を對照とする祭祀には共通に存在したのである。

「みやうど」といふこと 村々の「みやうど」は前にも言うた如く、禰宜を中心として之と共に祭

祀に關與して、之が根幹をなすものであるから、祭祀の行はれて居る土地には、何れも此名稱を持つ屋敷があつた。之等屋敷の戸主又は一定の年齢に達した男子を「みやうど」衆とも呼んで居る。而して禰宜も又「みやうど」の一人である場合もあつた。然らば此名稱はどういふ意味から出たものかといふと、それが全く判らない。仍つて先づ其稱呼に就いて、土地々々の慣習を糺して見ると、之が又區々であつて、一樣でないのである。自分の知る限り各所を通じて、凡そ四通りの稱へ方がある。例へば「みやうど」「みやうどう」「みよど」「みをど」である。以上土地に據り人に依つて、發音も異つて居て、何れが以前から稱へ來つたものかも定め難い。「みやうど」の名稱に就いて、振草系の某地では、「みやうど」を宮人（みやびと）として口傳書等にも記して居り、一寸最もらしくも聞へるが、何等根據があるので無いらしい。一方二三の土地に傳へて居る、古い祭事の役割帳等を見ると（古真立、中設樂古戸等）充字であるから意義に關する點は問題とするに足らぬが、御用人、宮用人又は身用と等の文字が見えて居る。之は「みやうど」と讀んだらしい。而して實際に於ても、最も共通點があつたのは「みやうど」と發音するものであるから、一まづ之に據る事とする。

ニツの場合 「みやうど」に就いて、土地々々の慣習と、祭祀の場合の待遇等から考へると、前

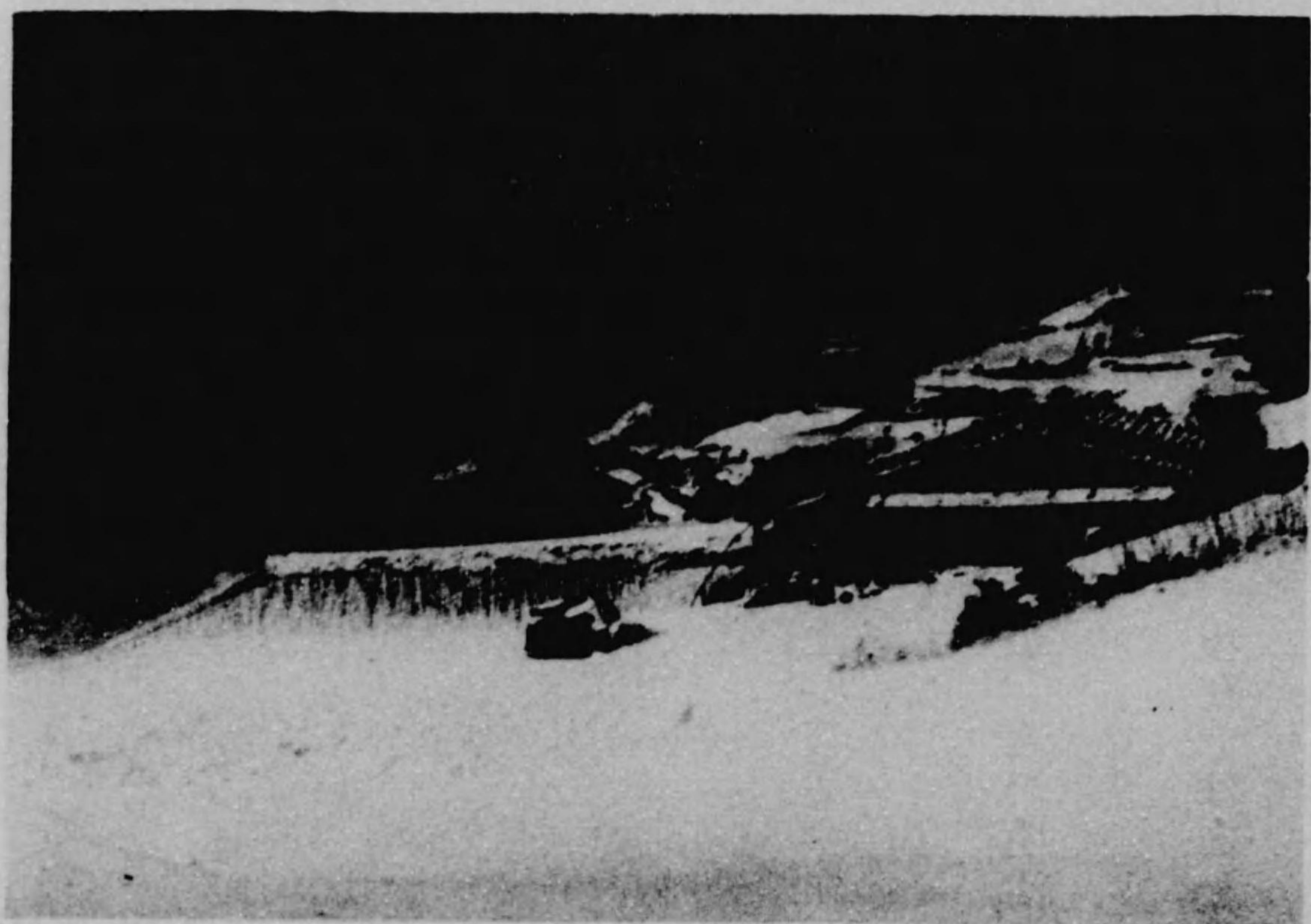
にも言うた如く、現在では略ぼ二通りの區別がある。其一ツは、祭祀の全般に互るものでなく、特に重要と考へて居る部分に關與するもので、一は祭祀に關與する全部の者を言ふ場合である。従つて前者の場合には、屋敷を代表する者の意が伴つて居て、一個の祭事に何人といふ風な規定があり、後者は其屋敷内の一定の年齢に達した男子をも含むのである。仍つて後者に於ては戸主を標準とする世襲よりも、もつと廣汎に解釋されて居て、其屋敷から分れた者にも及ぼす場合があり、系統を追つて同一地内に分家した者も又「みやうど」である。従つて此方は、部落即ち或限られた土地が基準となつて居る。之を要するに前者に於ては、在來の屋敷の離散の場合を除く外、數に於て變同はなかつた譯であるが、後者の場合では、分家別居に依る權能の延長が行はれたので、その數も年と共に増加する傾向がある。例へば振草系を初め、大入系の多くの土地では、一個の「はな」即ち祭祀に對して、或定つた數であるが、之に對して大入系の三澤は年々不同があつたので、現に昭和四年には二十八戸であるが、之が明治十年前後には二十一戸であつた。

「みやうど」屋敷の數 三澤を除いた他の土地の「みやうど」屋敷は、現在では之を悉く明かにする事は出來ぬが、一部分判明するものを擧げると次の如くである。

(昭和四年一月早川作)



(昭和二年一月早川作)



上・北設樂郡園村足込 下・振草たがね峠の中途

|             |      |
|-------------|------|
| 振草系古戸(ふつと)  | 七戸   |
| 同 小林        | 六戸   |
| 同 足込(あしこめ)  | 九戸   |
| 同 月(つき)     | 五戸   |
| 大入系御園(みその)  | 三戸   |
| 同 上黒川       | 九戸   |
| 同 古真立(こまたて) | 二十九戸 |
| 同 下津具       | 十八戸  |
| 長野縣地内大川内    | 十六戸  |

以上花祭り

此外田樂御神樂の場合では

|       |             |
|-------|-------------|
| 黒倉田樂  | 九戸(振草村大字平山) |
| 古戸田樂  | 七戸          |
| 大谷御神樂 | 七戸(富山村)     |

以上の如く各所悉く不同で恰も氏子の數の如く、之に對して何等の統一も聯絡も認め難いのである。然し以上の内、古真立の二十九戸、下津具の十八戸に就いては、別に説明を要する點  
みやうど



がある。

之を先づ古真立に就いて言ふと、同所は明治年間に至つて略ぼ三個の獨立せる部落を合併の結果成つたものである。仍つて以前の部落に還元して「みやうど」屋敷の數を索めると、田鹿(たしか)十二戸、小谷下(こやげ)八戸、曾川九戸となるのである。次は下津具の十八戸であるが、之は現在何の字に何戸と詳細に知り難いが、溜淵(たまりぶち)能知(のうち)北方(きたがた)等の字に散在して居た事實から見て、之又字々で區分があつたものと考へられる。長野縣地内の大川内等も、十六戸の數は幾つかの小字に分類する事が出来たのでないかと思はれる。

今一ツの問題は之に禰宜屋敷の算定如何であるが、之は一戸の場合と二戸の土地とあり其點に於て區分を究め難いが、前表の中古真立下津具大川内を除いた他の土地で言ふと、月、上黒川、平山が、共に二戸の禰宜屋敷を含んで居て、其他は之を除いた算定である。

「みやうど」屋敷の變遷 以上の如く、現在各所の「みやうど」は、其屋敷の數と共に權能も又區區で、何れが以前の姿を率直に傳へたものか遽に定め難い。仍つて先づ土地々々の實際に就いて、之が變遷の跡を辿つて見る事とする。

初めに先づ古戸の事實で言ふと、同所には前にも言うた如く、花祭りとは田樂の二ツを合せ行つて居て、共に「みやうど」があり、何れも七戸である。此七戸の「みやうど」屋敷は、双方同一であつたか否かが先づ問題である。之を一方の花祭りに就いて、現在の事實から見ると、現今同所の「みやうど」の制は、大分他と趣が變つて居て、一年を期して交代制である。即ち地内を七組の小字(こあざ)に分つて、各組一戸の振合ひで祭祀毎に交代に之を勤める。勿論此制は近年の改革で、明治初年期に、恰も禰宜屋敷の衰運を機として斯く定めたもので、其以前は各組に一戸宛世襲の屋敷があつたのである。

古戸は土地の開發も古かつただけに、「みやうど」屋敷に於ても家運に消長を受ける期間も長かつたと見え、當時已に「みやうど」として、祭りの中心に立つ事の困難な者もあつたらしい。従つて祭祀の遂行に支障を來す等の事實も、此改革を促した一ツの原因であつたと傳へられる。然し其改革の跡を見ると、從來の世襲から、一舉に各家交代制を用ゐた事は、極端な權限の解放とも見らるべきもので、「みやうど」本來の意義如何に據つては、全然傳統を抹却するものとも危ぶまれる程であるが、之が改革の跡を見ると、「みやうど」に對して或代表權を認める事で、小字即ち一組に一人とする點にあつたと解せられる。假に改革に際して傳統を生かしたものと

すれば此點である。

之に對して一方田樂の「みやうど」に就いて見ると、同所の田樂は明治六年を最後に亡びた爲に、「みやうど」屋敷を直に何處と知る事は困難であるが、幸に慶應三年筆録の田樂覚え帳が遺つて居て、之に各「みやうど」の名前も載つて居る。それで其名に就いて、現在の屋敷を索めると、血統の存続如何迄は判らぬが、どうやら屋敷だけは残つて居る。記述が餘りに微に偏する嫌ひがあるが、之を現在の戸主に就いて擧げると次の如くで、此人々が田樂の「みやうど」屋敷に當るのである。

## 大字古戸

|    |          |       |
|----|----------|-------|
| 小字 | 下(しも)組   | 伊藤新助  |
| 同  | 折(をり)組   | 伊藤與作  |
| 同  | 浅井組      | 笹竹政十  |
| 同  | 寺脇組      | 伊藤彌平  |
| 同  | 日向(ひなた)組 | 金田竹次郎 |
| 同  | 日陰(ひかげ)組 | 佐々木祐助 |
| 同  | 川合組      | 青山直十  |

之に對して一方花祭りの「みやうど」の改革前の屋敷を尋ねて見ると、何れも此人々の屋敷で、實に花祭りも田樂も「みやうど」は同一である事が判つた。然もそれのみでなく、例年陰曆七月に行はれる地内八幡神社の掛踊りを勤める少年も、やはり此屋敷から出て居た。(現在は花祭りの「みやうど」と同じく各組内交代である)要するに田樂の方は明治六年を最後に亡びた爲に「みやうど」の名は當時の儘に残り、花祭り(掛踊りも)は、其儘繼續されて居た爲に、現在の如く變遷を遂げたものであつた。唯花祭りの方は、田樂の如く、各「みやうど」に階級を附ける等の截然たる區別がなかつた事と、一方田樂に比べて祭祀に参加の人員も多かつた關係で、以前から「みやうど」屋敷以外の者も青少年の舞ひに限つて採用して居た事實はあつた。

同所の花祭りに於ける現在の「みやうど」は、從來「みやうど」の役として居た所謂役舞ひ(特に重要な面形を著けた舞)は、改革の際に「みやうど」とは分離して、祭り毎に適任者を選む事とし(規定として)其他の一般の舞ひは、在來の儘地内の青少年を充てる事とした。之を結果から言ふと現在の「みやうど」は、各組の代表として純儀式のみに當つて居た譯である。然し事實は純儀式も又相當の習練を要するので、此形式一片の「みやうど」は、一層具體的に言へば、單なる氏子代又は組頭といふ意識が強く、改革の目的も又其處にあつたらしい。従つて

純儀式には自然作法を心得た者が當ると見るのが事實の真相に近かつた。

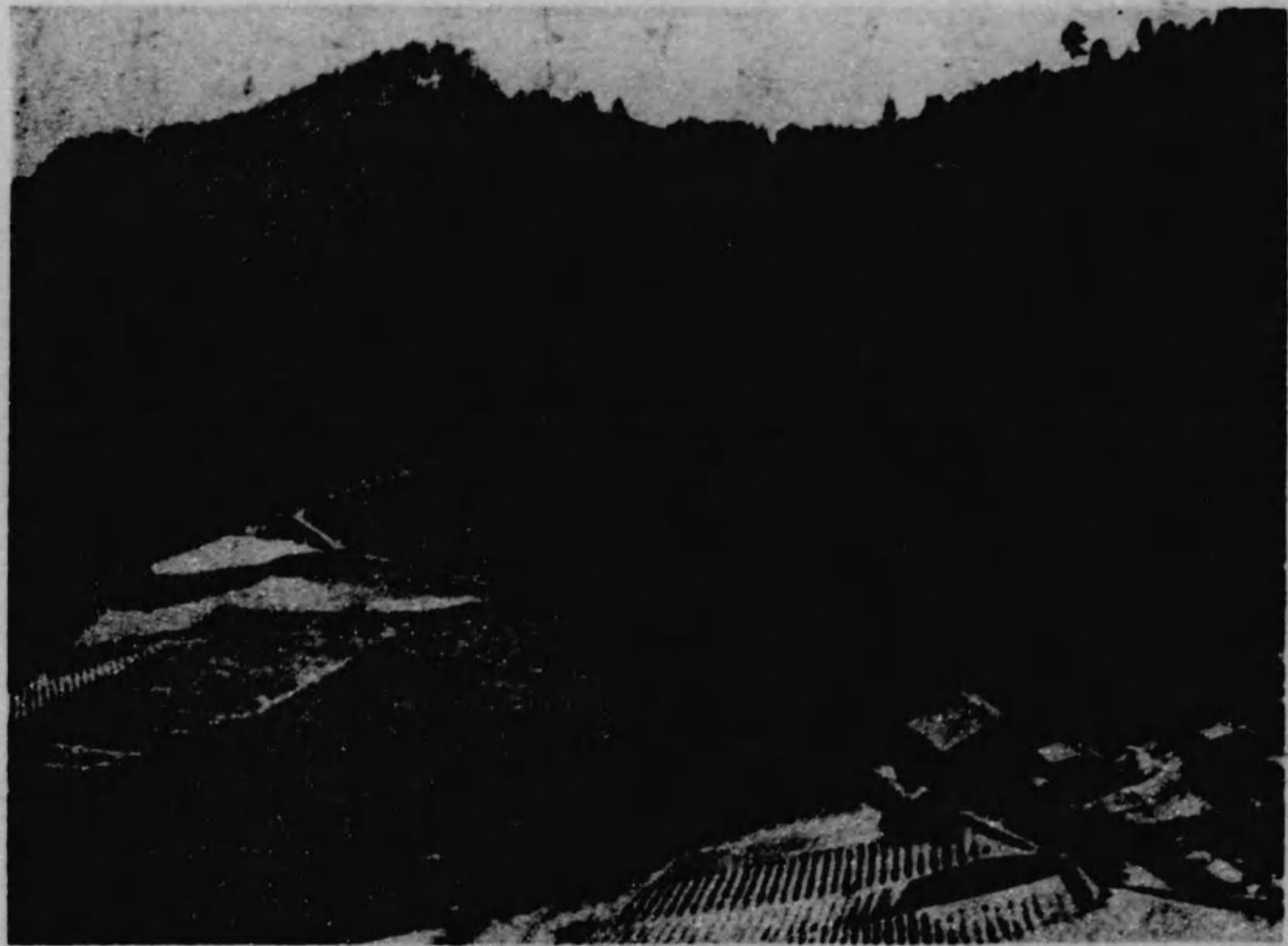
次に同じ系統の小林に就いて見ると、同所は地勢上にも古戸が街道沿ひであつたに對して、一段山深く隔離されて居た關係もあつてか、從來の「みやうど」屋敷六戸は、悉く昔日の面影はなかつたにせよ面目だけは保つて居た。此處も又地内を六組に分つて、各組に一戸宛の割合で存在した事は、古戸と同様である。而して祭りの際は先づ之等屋敷の主人が最上位にあつて、神勸請を初め重要な舞ひにも當つて居る。而して一般の舞子は、地内全部から採つた事は古戸と變りはない。尙之に依つて見ても、一方古戸の改革が、まるきり根據の無いものでなかつた事が判るのである。

次に足込の九戸は、之又地内九組の小字に分れ、従前の儘に存續して居て、其權限に於ても前の小林と大した變化はない。而して同所の「みやうど」屋敷は比較的順調にあつた爲に、新しく家を嗣ぐ人々が、土地としても有力者で、所謂新知識への接觸者であつた爲か、反つて此古風な祭りを煩はしがる傾向もあつて、事實上の權能を放棄するさへあつた。さう言うて未だ古戸の如く制度を改革する程にも至らなかつたから、それ等の補充は、縁故の者で適任があれは當り、其他の場合は何れの土地にもある、祭りの愛好者所謂「はな好き」が、自然故實等に

も詳しい處から出でて當つて居た。代理と言へば代理であるが、さうした改つた解釋を爲すに

も及ばなかつた。尙現在では、各所を通じて此「はな好き」が一面祭りの維持者であり、事實上の不文の「みやうど」でもあつたのである。其他、月下粟代等も、前記の土地と略ぼ同じ状態にあつたと言へる。現在では村の區劃も變つてしまつたが、振草系の奈根(なね)等も明治初年の改革以前は、「みやうど」は各小字に一戸宛の割合であつた事實がある。

次に大入系の下津具であるが、同所の「みやうど」屋敷は、前にも言つた如く、其小字との關係に就いては未だ正確に知る事は出来ぬが。此處も近世に至つて在來の屋敷との間に變化が行はれて居た。即ち同所の十八戸は



第一三〇圖 岡村足込の「みやうど」屋敷

悉く昔の儘に祭りに與つては居ない。現在「みやうど」として行事に當つて居る者は、従前の屋敷の一部分に、別に新しく參加したもので、内容に於ては以前とは異つて居たのである。斯の改革の動機は、明治初年期に恰も警察署の干渉等があつた際、一方内部にも祭祀廢止説が擡頭して、一時存続を危ぶまれた事がある。其際祭祀の根幹であり柱石であつた筈の禰宜が、事情あつて先づ廢止説に傾き遂には縁を絶つに至つた。そこで「みやうど」中の保存論者は、從來よりの血縁を辿つて、新たに補充を爲し、之等の者が相結東して今日に至つたと謂ふ。今に言傳へて居る處では、當時此一派の者は、よく／＼の舊弊者で、遂に濟度すべからずと、一部の者を慨嘆せしめたと言ふが、此機を境に、從來の「みやうど」で有識階級の者は多く縁を絶つに至つたと言ふ。同所の祭りに於て、他の者は兎に角禰宜が縁を絶つた事は大きな打撃で、其爲に祭りの第一の行事である湯立ては中絶の止むなきに至つた。同所の祭りに、舞戸に籠の無かつたのは其爲で、斯く迄にしても尙續けねばならぬ處に、花祭りの大きな謎があつた。

因に同所の改變の結果、當然考へられるのは、其後氏神の祭祀に當つて、此一派の「みやうど」を如何に取扱つて居たかである。之が頗る曖昧で、一面には各所共通の問題であるが、例祭は一般氏子の式典として、新しい法規の下に祠官が之を執行し、從來の祭祀即ち花祭りは、其一

派が行ふ一種の餘興位に考へて觀過して來たのが真相らしい。

以上下津具の變遷を、結果から見ると一種の「みやうど」制の改變であつたが、前言うた古戸とは、動機が殆ど正反對であつた爲に、別の半面の意義を傳へ遺したものと云へる。即ち古戸が「みやうど」の意義を組（小字）の代表即ち氏子代とする點に重心を置き、之を根據として改革したに對し、之は行事即ち歌舞に重きを置き、此點を固執したもので、其結果字又は組としての、表面の代表的意義は失つたが、内實に於ては傳統を護持した譯であつた。斯の古戸と下津具の改革に現はれた意識が、聽て「みやうど」の有つ兩面の意義とも言へた。

「みやうど」とは、前言うた如く、「みやうど」の一面の意義が歌舞にあつたとして、之と役舞ひ即ち特に重要とする面形を著けた舞ひの關係から考へて見る。現在各所の「みやうど」屋敷には、其中に「さかき」屋敷「おきな」屋敷等の名がある。「さかき」屋敷は「さかき」の役を勤める屋敷で、「おきな」も同意義である。之が悉く屋敷名と共に世襲であつたか否かは、村人の説のまゝ、單純に決せられぬ問題であるが、然も以前は之等重要な役が「みやうど」以外になかつた事は明かで、已に述べた事實でも充分判斷される。

大入系の上黒川等も、確かな事はもう判らぬが、明治三十年前後迄は、役舞ひは「みやうど」

の権限で、唯「さかき」と「やまみ(やまわり)の役だけは、禰宜屋敷二軒で交代に勤めて居たと言うて居る。それで此二役を除いた役を、後の「みやうど」七人で勤めて居た譯であるが、其他の役は、地内の氏子即ち青少年から採つた。此點は前言うた各地と何等變る事はないが、其事から當然考へられるのは、「みやうど」と氏子の關係、それに一方舞ひの區別である。其事に關聯して一ツの挿話がある。明治初年上黒川の隣地に當る坂宇場は、出火のため祭具一切を焼いて、一時祭りは中絶して居た。當時同所の某は生來の「はな好き」で、土地の「みやうど」屋敷の生れであるだけに、囃しの音を聞いただけでも昵として居られぬ程の性分であるが、吾土地には祭りが無いので何としても舞ふ譯にゆかぬ。そこで上黒川に縁者を辿つて其處に氏子入りをなし、漸く舞子の列に入る事が出来たと謂ふ。然し役舞ひの方は、さうした形式位で済まされなかつた事は勿論で、現在の如く「みやうど」が一片の形式と化し去らうとする際でも、役舞ひだけは滅多なものには當らせなかつた。それに就いて長野縣地内新野の雪祭り等では、面形を著ける役は、こたつ(後立カ)の舞(青少年の舞)を三回以上勤めて、年次にして舞ひに當つてから七年以上経過せねば資格は無いとしたが、花祭りに於ても此傳統はあつて、花の舞(稚兒の舞)から地固め三ツ舞等を勤めて、最後の四ツ舞を舞上げた者でないと役持ちの資格

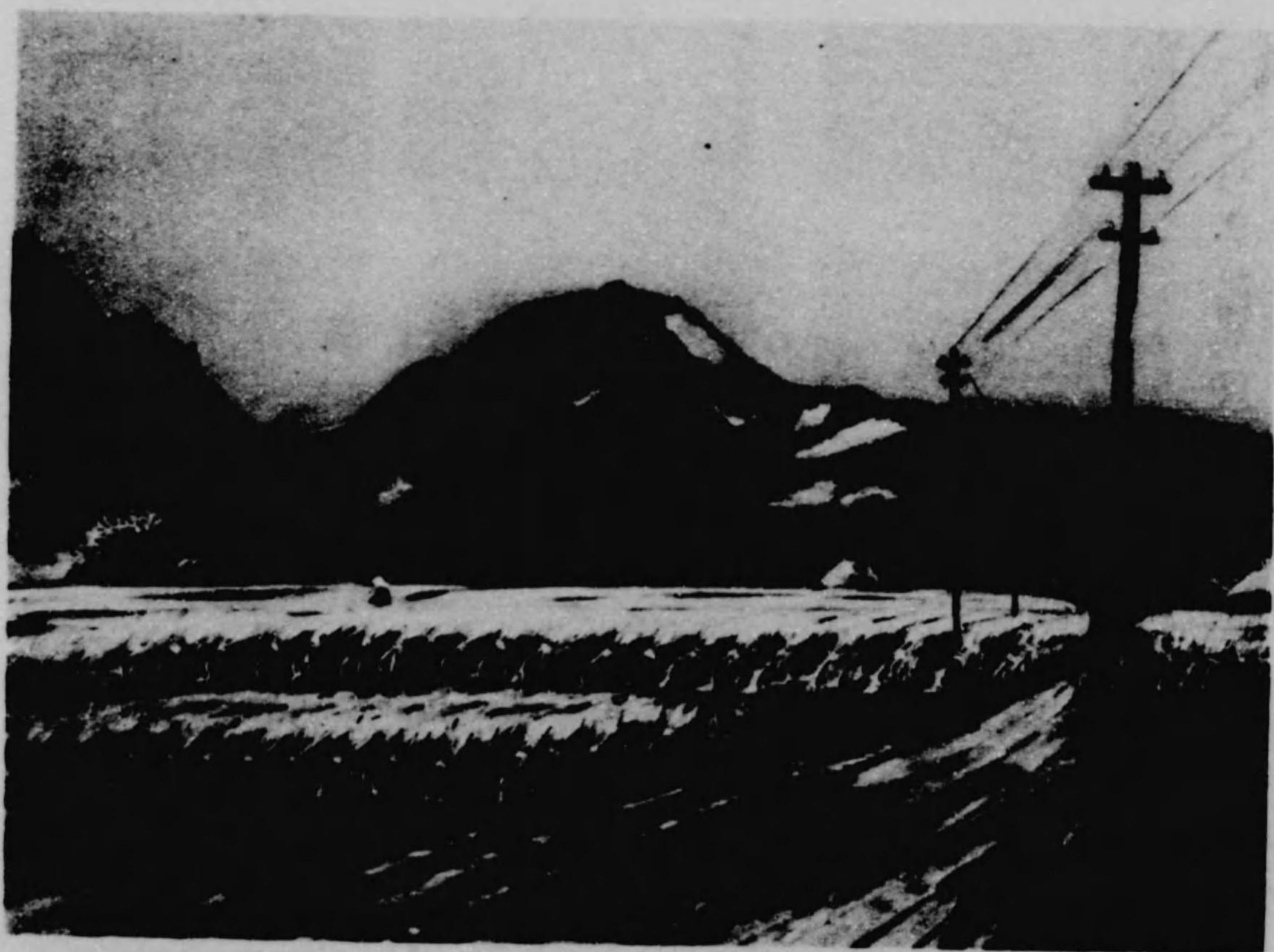
はなかつた。斯うして見ると、假に「みやうど」屋敷を嗣いだ者でも、一定の年限に達する即ち四ツ舞を舞上げる迄は未だ一候補者に過ぎなかつたのである。以上の事實から觀ると、役舞ひは一定の階梯を踏めば、理窟としては勤められた譯で、従つて役舞ひを「みやうど」の世襲又は役權とする傳統は、或時代の形式を其儘遺したに過ぎぬとも考へられる。仍つて一方部落即ち土地を基準として之が數に制限を設けなかつた場合は問題は無いが、或定つた數に限られて居た土地は、役舞ひとの關係を離れて、之に別の意識の存在があつた事も考へられるのである。舞りの圖として 前言うた振草系の多くの土地では、各々祭りの及ぶ範圍も狭く、「みやうど」の數も少なかつたから、「みやうど」は祭りの重要な部分を管掌して、其他の一般の行事を其子弟又は地内の青少年に充て、居たのであるが、一方大入系の如く、「みやうど」屋敷の遙かに多かつた土地は、祭りに與る者は總て「みやうど」と其子弟に限られて居た。例へば前言うた下津具の場合で言ふと、從來の「みやうど」時代も、又改革後に於ても、行事に與る者は總て此一派の者に限られて居た。現に同所では「みやうど」以外の者を、舞ひに對して一般に素人とさへ呼んで居る。又古真立に於ても、現在は大分慣習は崩れたが、祭りに與る者は立前として「みやうど」屋敷の者に限られて居る。更に三澤の場合では、現在も一層其制は劃然として居た

のである。従つて三澤に於ける祭りの次第は「みやうど」の一面を知る上にも必要である。

三澤の祭祀組織 三澤は豊根村の一大字で、字内を更に小字六ツに分つて居る。而して此大字の所謂氏神は、字粟世（あはよ）に祀つてある熊野神社であつた。例祭の場合は、各々の小字に據つて役柄に分擔がある。其中直接行事に當る「みやうど」は、字山内（やまうち）の者に限られて居て、其他の字は、總て間接の事務にのみ當つて居る。例へば三澤の本郷である粟世は總て三面出る獅子の中の一画と、それを囃す「おかめ」の役があるだけで、他は當日必要の薪の負役である。字牧の島はやはり薪の負役があり、別に祭場である花宿の設備と庭燎（せいと）の番役、字榎谷下（かしやげ）及明金（みやうがね）は、必要の筵と履物全部、字淺草は松火の負役である。而して山内を除いた各字を通じて、各二名宛のせんじ（饌事）役を出す定めであつた。今之等の分擔を各字の戸數に據つて示すと次の如くである。

祭事分擔 (昭和三年度)

- |      |      |                                    |
|------|------|------------------------------------|
| 字山内  | 二十八戸 | 「みやうど」全部。                          |
| 字粟世  | 二十三戸 | 獅子一。其他一戸につき薪約十貫宛。饌事役二名。            |
| 字牧の島 | 二十一戸 | 一戸に付薪約十貫宛。庭燎番二名。其他祭場の設備及取片附。饌事役二名。 |



上・本郷 下・御殿山遠望

圖版第二八 本郷と御殿山

字櫻谷下。明金 七戸

筵及履物全部。僮事役二名。

字淺草

十四戸

一戸に付松火十把宛。僮事役二名。

以上の如き振合ひを以て行はれて居たのである。而して祭りの中心となる者は、山内の鍵取り幣取りであつたが、尙此外に、祭祀全般に亙つて、之が代表となり統轄を爲す者があつた。之を旦那と稱し、一と二の二人ある。説明が大分煩雜に亙るが、要するに一二の旦那が統轄して、鍵取り幣取りを中心とする「みやうど」が執行して居たのである。その次第を一通り言うて見ると、一の旦那は字櫻谷下に在つて現在の夏目若平家、二の旦那は字粟世の熊谷喜曾次郎家で、共に三百年以上の由來を持つ舊家である。此二軒の旦那が、交代で各一年間の氏神の管理と祭事を代表したのである。仍ち祭祀當日を満期として、祭祀の開始に當り神座に於て、鍵取り幣取り立會の上で、責任の任免を行うたのである。此時誓約の盃を取交したが、之を「へいじつくわい」と言うて居た。此時誓約に使用する酒は、花宿の主人から出す規定で、量は一升である。因に誓約に使用の残部は、當夜鍵取り屋敷に在つて、留守番に當る者に下げ渡される。留守番の者は之を先づ屋敷裏の八大龍王に獻じ、残りを頂戴したのである。此留守番は二名の規定で終夜鍵取り屋敷の土間に焚火をして過すので、別に背中焙りの名があつた程榮えな

い役廻りであつたが、此事が唯一の役徳としてあつた。扱前に戻つて、誓約に據つて新たに一年間の代表権を獲た旦那は、面形を除く他の一切の祭具等、翌年の祭事迄管理の義務があつたのである。説明が大分岐路に入つた感があるが、之を要するに、祭事次第の組織立つて居た事と「みやうど」制の嚴守された事は他に比類が無い。

八大龍王の氏子 三澤の氏神熊野神社の祭典に、直接祭祀に與る者は、小字六組の中の山内の「みやうど」であつたが、山内には別に、此處だけの氏神があつた。即ち鍵取り屋敷の裏山に祀つてあつた八大龍王がそれで、祭りの場合最も重大とされた「しづめ」の面で表徴されて居た事は、禰宜の頂に言つた通りである。因に此八大龍王は、同じ豊根村坂宇場の「みるめ」明神、振草村古戸の「ひじり」神と共に、花祭りの三開祖とも傳へられて居るものである。一説には山内部落の者は、此神の氏子なる故「みやうど」たるの資格があると謂うたが、實はさうばかりも決められぬ節があつた。山内と山一ツ隔てた檜谷下、明金部落七戸の者は共に此龍王の氏子であつたが「みやうど」ではなかつたのである。然し之も解釋に據つて、同じ氏子であつても、土地を變へて住めば、已に「みやうど」としての資格はなかつたとすれば問題は無い。

二ツの團體 之迄の事實から判断すると、「みやうど」は一個の氏神又は神社を中心として、之

が祭祀に關與するものである事は各所共通であるが、同時に一般の氏子又は或限られた地域内の者を代表する意味があつた。従つて總括的代表的意味の一方には、或限られた範圍の代表である。仍つて前者の場合では、一ツの集團を指して言ふ意があつたとすれば、後者には各個獨立せるもの、意味が濃厚で、集團としての名には意義が一段遠かつたのである。

「みやうど」の名に就いて、祭祀の形式が總て歌舞を基調として居た關係から、土地に據つては歌舞を行ふこと——即ち技藝に關聯せる名の如く、解せられる場合も生じたが、代表祭祀に當るとする事に意義が強かつた事は、各所に於ける之が改變の跡に徴しても察知されるのである。

そこで次には、別の事實から、村人の之に對する意識の現れと、更に其稱呼の據つて來つたと思はる、事例を言ふ事とする。

中在家(なかんせき)の一例 各所の祭祀はそれぞれの歴史と傳統に據つて「みやうど」に於ても又一様でなかつた。例へば「みやうど」は祭祀に離るべからざる名であつた一方には、之を全然言はなかつた土地もある。それは振草系の中在家で、同所は傳來の歴史が新しかつた爲か、已に「みやうど」の名は行はれて居なかつたのである。然しながら「みやうど」の名は無くとも、



祭祀組織の關係上之に對する意識感はやはり持つて居た譯である。而して傳來が新しく、當時の狀況が明瞭なだけ、反つて發生傳播の一模型を見る如き興味もあるのである。

同所の「はな」は約六十年前即ち明治三年に、當時の奈根村字長峰の花祭りが一時衰微した際、同所の熊野神社を奉遷して、同五年から創めたもので、現在行はれつゝある中では、歴史は最も新しい一ツである。然し同所にこの祭りの興る因縁は已に充分あつたので、中在家は當時奈根村の一小字で、戸數十戸あり、内一戸の「みやうど」屋敷に據つて之を代表されて居た土地であるが、神社合併等の事から村内悶着の際に、敢然吾が地内に神社を遷し迎へると同時に、之迄の關係を斷ち、新たに中在家だけの氏神として祀つたものである。花祭りも又之と共に移したと言へば言へぬ事もないが、實は其系統は振草系ではあるが在來の奈根とは別で、園村足込の分れである。當時神社は移したものの、在來の「みやうど」屋敷は已に家勢も衰へつゝあつてどうする事も出来ぬ。況して當時は一部に祭祀廢止説も擡頭しつゝある時期で、奉遷の動機となつた神社合併説も其影響から來て居た際であつた。其處へ一方の花祭りの全盛地である、足込の一「みやうど」屋敷から、地内有力者へ婿養子に來たのが、現在の禰宜屋敷である佐々木嘉一氏の祖父源五郎氏であつた。即ち同所に於ける更生の花祭りは、此源五郎氏の縁

から足込の庇護に據つて生れたのである。

此事は當時の關係者で現存する者もあり總て明瞭である。何分當時の中在家は言ふに足らぬ小部落であつたばかりでなく、部内悉く祭祀の更生に共鳴して居た譯でもなかつたから、多くの隱忍と苦痛が伴つたらしい、従つて「みやうど」も禰宜も問題にする場合でなかつた。最初源五郎氏の説く儘に、先づ之に賛し與つた者は三人であつた。然し三人や四人の人員では、如何に兼務をしても行事の遂行は出来ぬ。一方地内の之に對する迫害もあつて、舞ひの傳授を受けるにしても夜間竊かに開始したといふ程で、單に之だけの事實でも一編の物語を成す程である。それで愈々開始の際には、里方である足込から大部分の見舞を受け、禰宜も又招いて其等の力を假りて遂行したのである。此慣習が今に遺つて居て、中在家と足込は祭り毎に互に往復して居る。之を一に「おつきあひ」と稱して居て、話は別になるが、振草系の祭りには各所を通じて殊に此風が盛んであるのも、最初の因縁を思はせるものがある。

中在家の祭りの草創數年間は、面形も未だ持合せがなく、足込から借用して居た程で、重要な役は總て足込の者が當つたらしい。然も之も次第に調つて、「さかき」やまみ(やまわり)「おきな」と、先づ重要な役は、發頭となつた者から勤めたと言ふ。そんな譯で、役舞ひだけ決定

してしまへば、後はどうとも遺縁りは付いたのである。其後地内の有力者で、新に参加する者があれば、之に重要な役を振當てる襟度も勿論持つて居た。斯うして現在の如く、一部落十七戸が、悉く参加する事となれば、最初の四人なり五人の者の屋敷を、他の土地の例に倣つて譯もなく「みやうど」衆など、呼ぶ者もあつて、又「さかき」屋敷、「おきな」屋敷などの名も何時となしに用ゐられるやうになつたのである。之と事情が似て居たのが大入系の間黒である。三「みやうど」の事 之迄の事實で、「みやうど」が略ぼ如何なるものかは大體想像されるが、然もその稱呼の由來に就いては未だ充分な根據は無い。従つて何れとも判断はつかぬのであるが、それに就いて、前言うた大入系御園で、之に特に三の字を冠して、「三みやうど」と言つて居た事は、別の事實を物語るものとして注意を惹くのである。御園の「三みやうど」は、地内を三ツの小字（組）に分つて、それに各一人とする意味で、前擧げた一組一人とするものと共通せるのであるが、特に之に三の稱を冠した事には、之に對して何等かの意識が働いて居たと見るべきで、例へば之を一個の單位とする如き事實の伏在はなかつたかと思ふのである。

六名（ろくみやう）の事 前言うた「三みやうど」の事から、注意せられるのは、花祭りには直接交渉はないが、此地方に行はれて居た六名の事實である。此六名の名（みやう）が、「みやう

ど」の「みやう」と、共通であつたか否かが、問題になるのである、仍つて一通りその事例を言つて見る。

六名は或一ツの土地を、別に「ろくみやう」の名稱を以て呼ぶ事で、例へば茲に本郷といふ土地があつたとして、之を單に本郷とのみ言ふ事なく、本郷六名と、わざわざ六名を附けたのである。此事に就いて仔細に各所に互つて索めたならば、或は尙多くの類例が発見されるかと信するが、現在自分が知る範圍では、此稱の附く土地が此地方に四ヶ所程ある。第一は今言つた郡内の本郷町で、古くは之を本郷六名と言つたのである。六名とは地内に六ツの名（みやう）のある事を示したもので、名は一に小名（こな）とも言ひ、村に對する大字、又は大字に對する小字で、之を本郷の場合で言ふと、六名の各一名は現在は多く大字になつて居るが、以前の本郷村で言ふと小字即ち小名であつて、早く言へば村又は土地を指したので、本郷六名は本郷六村とも言ふべきものであつた。而して各小字には、之に年老とも又組頭とも言ふべきものが各一人づゝあつたらしい。今各の小名とその年老を記録にあるものから引いて見ると左の如くである。

本郷六名 小名 岡本

年老 次郎 兵衛

みやうど

|   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
| 同 | 淺井       | 同 | 右門五郎  |
| 同 | 赤屋       | 同 | 五郎右衛門 |
| 同 | 頼近(よりちか) | 同 | 左門五郎  |
| 同 | 正廣       | 同 | 馬四郎   |
| 同 | 則實(のりさね) | 同 | 右衛門五郎 |

外に

|    |    |    |     |
|----|----|----|-----|
| 小名 | 別所 | 年老 | 慶四郎 |
|----|----|----|-----|

以上の記録は、本郷町淺井の伊藤家即ち此處にいふ淺井の右門五郎家に保存されて居た本郷の古地圖欄外の記事に據つたもので、地圖作製の年代は不明であるが、自分の實見した感じから言ふと、略ぼ徳川末期のもので、各小名の境界を目的に作製されたものである。尙同家は現今伊藤を名乗つて居るが、古くは淺井を名乗つた時代もあつたらしい。次の小名赤屋は現在赤谷の文字を充て、居るが、此處の年老であつた五郎右衛門家は、今加藤を名乗つて居て自分などもよく知つて居る。而して正廣則實は飛地であつた。尙此記録に據ると、六名實は七名になつて居るが、その中の別所は其名の如く別所であるから、加へなかつたかと考へる。斯の六名が事實七名であることに就いて、辯白を試みたものに、慶應四年六月時の裁判所へ差出した設

樂舞由緒書なる上申書がある。其寫しが、今本郷町三ツ瀬の原田清氏の家に保存されてあるが、それに據ると、本郷六名といひて、事實は七名であるが、之は一ヶ地だけ人別帳に漏れて居た爲に、斯く相成つたと言つて居るが、説として根據あるものか否か疑はしい。

註 設樂舞は花祭りの別稱と考へられて居るもので、由緒書起草の動機は、花祭りの元設樂舞に端を發して居た考證から設樂郡との因縁を説き、本郷の氏神を振草七郷の總社に認定を求めんとし、一派の者の企圖から出發したらしい事は、其全文を通じて充分察知せらるゝのである。尙その起草者の中井大介氏は、當時本郷諏訪神社にも關係を有し、中設樂の花祭りの改造にも間接に參畫し、實は其運動の發頭であつた人で、三河國神名々帳の著者羽田野翁なども、此人の説を同書中に引用して居るが、其説には迷に信じ難いものが多い。殊に本由緒書は、全文を通じて牽強附會の甚しいものであるが、單に六名の事は、此人の想像で無い事は前掲の記事でも判るのである。尙同書中には、六名の事實に就いて六名主(ろくなぬし)の支配下にあつた地として、之を左の村々に充て、振草六郷(實は七郷)の或時代の區劃となして居る

別所村。三ツ瀬村。中設樂村。奈根村。西蘭目村。寄近(頼近)村。以上六ヶ村。

然し本郷六名の區域は、寛保二年に筆録した中設樂の神樂祭文の神名帳にも、又小林の花祭り口傳書にも、共に本郷ろくみやうと記して、單なる本郷村だけの地域を指して居るのである。假に以上の土地を言つた傳へがあるとするれば、諸種の點から一層古い時代の事實かと思ふ。



第一三一圖 下川村下田

次は本郷から川一ツ隔てた下川村下田である。同所は此地方でも開發の最も古い地であるが、此處も又六名と稱したらしく、下田ろくみやうと、やはり神樂を初め花祭りの神名帳にあり、前記本郷淺井の伊藤家の地圖にも、年老の名が記してある。唯此處には小名の記載がなく、一二の番號を用ゐて居る。

- 下田六名
- 一 助右衛門
- 二 兵衛太夫
- 三 次郎左衛門
- 四 七郎兵衛
- 五 太郎右衛門
- 六 同人

以上の内五と六は同一人になつて居るが、之は絶家等の爲に一方が兼務して居たものかと考へられる。尙花祭り神樂の祭文神名帳中には、

本郷六名下田六名合せて十二名云々とする事實もある。

大野六名のこと 花祭りの行はれて居た地とは少し隔つて居るが、地理から言へば相接して居た八名郡大野町も、古くより大野六名と稱した事が、此地方の口碑を集めた太田白雪の大野邊聞書に記載がある。因に太田白雪は有髮散人と號し、芭蕉の門人であるが、一方三河國二葉松の加筆を初め、三河に關する地誌をも多く遺した人である。

大野六名

大野。井代。野戸瀬。名越（なこえ）。名號（みやうごう）。一色。

尙白雪は、六名合せて小名の一ツである大野の稱を用ゐた事に就いて、次の如く註解を試みて居る。

例へば大和國吉野郷ニ吉野宿アルガ如ク。近クハ名倉（註北設樂郡）二十四村ニ名倉村ガ入ガ如シ。又作手三十六村ハ三十六ノ小名アツテ。作手トイフ名ナシ。此類モアリ。

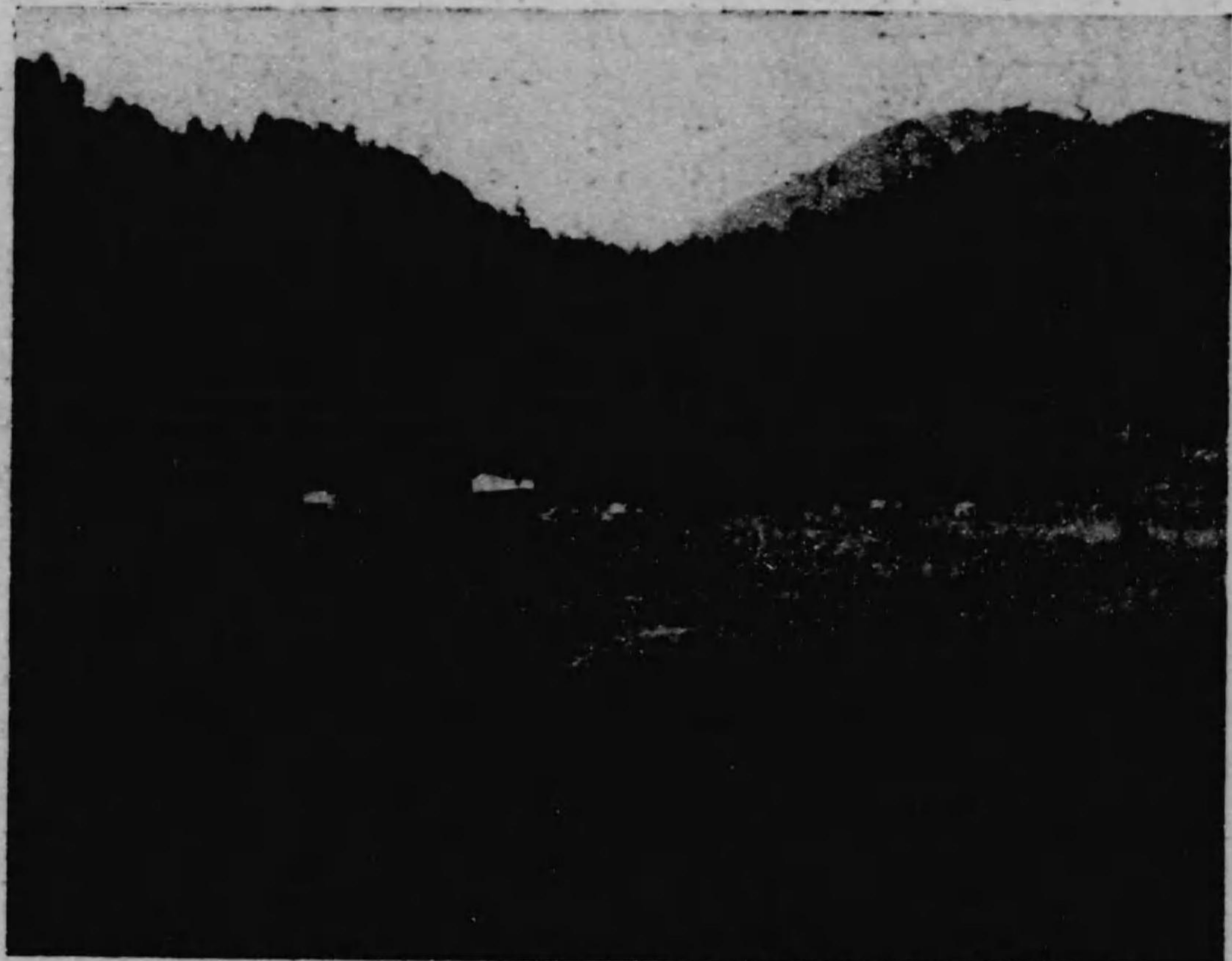
南設樂郡鳳來寺村大字玖老瀬も、古くは黒瀬六名と稱したと見え、花祭り祭文の神名帳に、黒瀬ろくみやうには大かめ六社云々とあつて、現在の小名に充てると、葛（かづら）御領（ごりやう）、鹽谷（しほのや）金王（こんのう）朽下、市場に當るが、勿論之が六名の各小名であ

つたか否かは断言出来ぬ。

以上の事實から、前言うた各小名の年老は、一面から言うて名即ち小名の頭で、名頭の文字が充て、考へられる。之に據つて、一方祭祀の「みやうど」が、組又は小名に一人づゝであつた事實と共に、之が一面の意味だけは解ける心地がする。さうすると、次は名（みやう）とは何に因つた語か、祭祀を執り行ふ者を何故に名の代表と同じ稱を用ゐたかの問題が残るのであつて、之を單に代表の意に引くるめてしまへば問題はないが、勿論事實はそれだけ簡單なものでない。従つて名（みやう）の意義を先づ究める必要が生ずる譯である。仍つて全國各所に今も傳へて居る村の名を「みやう」の稱で呼ぶ事から先づ類例を求め、延いて語原をも知る必要があるが、茲では單に祭祀に現はれた事實のみに就いて事例を求めに止める。

七人の「みやうど」 「みやうど」の稱の半面が名（みやう）即ち字又は組の代表の意があつたとして、之に六人を單位とする六名（ろくみやう）の在つた一方に、その内容に於て共通せるか否かは未だ判らぬが、別に「みやうど」を七人とすることがある。花祭りの根本である神樂の祭文中の「わかごのしめ」又は「神樂申付」等に、「みやうど」七人、又は十二人の「みやうど」八人の花の八乙女等の事があつて、六名の事實に對し注意を惹くのである。勿論祭文詞章の性

質から、之を單に唱和を目的とした語調の癖として決めてしまへば問題にはならぬが、一方事



第一三二圖 振草村神田にて

實に現はれた「みやうど」の數と比較して見ると、偶然かは知れぬが七人とするものが案外多い。古戸の例を初め、大入系上黒川、黒倉田樂、大谷の御神樂等、禰宜を別にした「平みやうど」は各組に分れて七人であつた。此事實を一方六名の事實から推すと、之に七名の稱があつても敢て不思議でない感もあるが、それ等に就いては未だ聞いて居らぬ。之から考へられる事は、或種の土地を六名の名で呼んだことは、偶々古くよりの稱呼の殘存とするよりも、特に六名を言ふ必要か又は理由があつたものとも解せられる。従つて六名に對して、七名

等の稱は或は用ゐず共、村又は部落の單位を七人とするもの、在つた事が、自づと想像されるのである。その事から信濃浪合記（此地方に交渉多い尹良王の傳説を記せるもの）の記事の、吉野から王子の後を慕つて辿り來つた武士を「七名字」とする事も何等か七人の「みやうど」に關聯を持つ如く考へられ、延いて此地方の村々に夥しくある七人塚の事實も或點迄は關聯が考へられるが、餘りに一地方の事實に據つて問題を多くする如き嫌があるから、一先づ差控へるとする。然も斯の六乃至七の數が、何等か社會組織上特に信仰中心の基調即ち單位を示したものでないかとも疑はれるのである。

「みやうど」は神の世繼 前言うた富山村大字大谷の熊野神社の御神樂（みかぐら）に關聯して、同所の言傳へに據ると「みやうど」の由來を左の如く言うて居る。初め熊野權現に立願して、宿つた子供が成長十三歳に達した曉に、御神樂の神事を勤め「生れ清まり」の式を果した者が即ち「みやうど」であると言ふ。「生れ清まり」の式は花祭りの場合を初め、此地方各所に行はれて居た御神樂及び神樂に行はれて居た同名の行事と同一で、之を一に氏子入りの式とも言つたのであるが、唯同所で言ふ立願に因り宿るとした點が他の土地と異なるのである。而して感應あつて宿つた事の徴は、何に據つて知るかといふと、其點も未だ明瞭でない。

尙「生れ清まり」の式に就いては、別に御神樂の條に述べたから、茲には便宜上其梗概を繰返して見ると、式に遇ふ者に白の「ゆはぎ」を着せ、舞戸中央の竈の前（或は社殿前）に立たせ、「いち」と「をと」の二人が介添に立つて舞ひをするのであるが、其前に禰宜が湯立てをして、湯東（ゆたぶさ）を以て、釜の湯を其者の頭に灌ぎながら、神の子即ち神の世繼として生れ更る意味の歌を、樂に合せて繰返し唱へるのである。

此場合介添となる「いち」を一に湯の母、「をと」を湯の父といひ、古くは湯浴みの事があつたとも言ふが、今は其事は唯湯立ての歌詞に残るだけである。

尙同所の「みやうど」の由來として傳へらる、説は、長野縣地内の大川内の祭祀にも又言うて居るが、同所の言傳へには立願に據り宿るとする點はやはり缺けて居る。然し茲に問題となるのは、兩所共に「みやうど」の數は古くから定つて居たのである。然も一方年々「生れ清まり」の式に遇つて、神の世繼即ち神の子となる者は、其動機は格別として、幾人ともなくあつた事實から考へると「みやうど」は次から次に増へた譯であるが、事實は限られて居た處から見ると、之とは又別であつたか、さもなければ屋敷に限りのあるものは單に或時代の名残りを止めたもので、以後の者は所謂「みやうど」の數に入らなかつたものか、之等の點は共に曖昧である。然

し言傳へに誤の無い限り、之も又「みやうど」であつた譯で、即ち神の子又は神の世繼であらねばならぬ結果となる。

「みやうど」「みやこ」 前舉げた事實から言ふと「みやうど」は神の子又は神の世繼として新たに更生した者で狹義の所謂氏子であつた一方に、字なり組を代表する者の名であつた譯であるが、之に對して、意義を同じくすると考へられるものを、別に「みやこ」と稱する場合があつた。三河八名郡黒澤の田樂を初め、更に國境線に續いた静岡縣地内の鎮玉村澁川、寺野、同じく熊村神澤(かんざは)等の田樂では、祭祀に與る者を「みやうど」と言ふ一方之を「みやこ」とも言うた。其事から當然考へられるのは「みやこ」から更に「うじこ」の觀念である。それで

みやうど——みやこ——うじこ

此間には果して意義に區別があつたか否かである。假に意義は同一として對照神に據つて區別があつたものか——花祭りを中心とした御神樂及び神樂の傳承に據ると、佛説の所謂何等結縁ない者でも或定められた階梯を踏めば、その神の子又は世繼として、新たに誕生の道はあつたのである。斯くして「みやうど」は村の人即ち名(みやう)の人、更に一個の名(みやう)として、神に齋き祭りを行ふものとなるのである。

### 一般參與の者

神座と「せいと」の客

花祭りに於ては、見物も又祭りを遂行する上に重要な分子である。而して

此見物が、兼て祭りの事實上の對照でもあつた。見物の種類は、豫め定められた席に據つて略ぼ二ツに區分する事が出来る。即ち一般に言はれて居る神座(かんざ)の客と「せいと」の客である。「せいと」の客は之を「せいと衆」又は單に「せいと」とも言うて、神座の客に比べると、幾分軽い意味に考へられて居たが、さうかと言うて、決して粗略にする譯ではない。場合に據つては此方が却つて大切である。神座の客が之を内容的に分類して、第一に一般部落内の婦女子、それに祭事に直接關係を有たぬ有力者即ち旦那衆と、其他特別の招待客であるに對して、「せいと」の客は、大部分が所謂他所者で、祭りにも何等交渉の無い唯の見物である。「せいと」はせいと(庭燎)から來た稱呼で、庭燎の周りに終夜立通して居る處から言つた名である。それで此場所の淋しいと賑やかさで祭りの景氣が左右されたのである。従つて「せいと」が賑やかな程、景氣は引立つたのであるが、然し時にとつては、少し迷惑な場合もある。

兼厚と狂燥と 神座の客が、樂座の後に位置を占めて、靜肅に見物して居たのに對して、庭燎を圍んだ「せいと」の客は、何の節制も統一も無い群集である。舞子に對しては勿論、其他神座の客や樂の座に對して、ある限りの惡態を浴びせる。而して其暇々には、お互同志も又惡態の吐き合ひをやつて居る。何所の「はな」でもさうであるが、日の暮方未だ神座で神下し等の儀式を行つて居る頃は「せいと」は至つて淋しいもので、早出の子供達が遊んで居る程度であるが、懸て行事も進んで、竈に火が入り、神座には提灯や電氣が點いて、そろ／＼舞ひが始まる頃になると、羽織を頭から引被つたり手拭で頬被りしたやうな連中が、中には立派な二重廻しなど著て二三人づ、一團になつて、次々に表の暗がりから姿を見せて来る。殊に雪でも降り出した時などは花宿に馳込む勿々、先づ楮の火を圍んで立ちながら、神座の方を見詰めて居る様子など、何の事もない極めて穩やかな見物衆である。斯んな人達が、あの聞かれもせぬ惡態を吐くのかと思ふと少々不思議に感ずる程であるが、時刻の移るに連れて場内がざわついて來ると、先づ樂の座の者などを目標にして、突拍子もない聲で惡態の口が切られる。土地の人達はそら始まつた位で済して居るが、事情を知らぬ者は何事が起つたかと吃驚する程である。

惡態の文句には約束がある 「せいと」の客の惡態の文句には一定の型があつたやうである。例へば

烏帽子狩衣姿の禰宜が祭文をやつて居ると、やい其處のめんばを被つた爺ぢやいとか或は「文句を胡間化すと承知せんぞ」などと、一方太鼓を打つ者には「爺しつかり摺古木を叩け」又笛を吹く者には「しつかり竹んつばを吹け」と言ふ類である。即ち烏帽子を「めんば」(曲物にて農家で使用する辨當入)太鼓の撥を摺古木、笛を竹んつば又は吹つばなどと言ふのは「せいと」の常套語である。烏帽子の名を知らぬのでも、撥の名稱が判らぬ譯でもない。洒落と言へばさうも取れるものである。嘗て民俗藝術誌上で、小寺融吉氏の發表された花祭りの見聞記は面白く拜見したが、あの中の一の感想は少しばかり誤解があつたやうである。振草系小林の「はな」で、太夫の年配が若く、狩衣の肩の切れて居るのを見て、「「せいと」の客が「われも嬬貫はんと叶はんはな肩綻びとる」とやつた事實を評して、現代の農村青年は、狩衣の肩を、綻びと誤解したと言つて居られるが、實は此惡態などは、あの童顏の太夫さんには正に金的に値する諧謔であつた。用語は粗末で下品でも、内容としては秀逸である。何等の意識を用意せぬ、自然に刹那の感想が迸り出た處に「せいと」の面目があつたのである。斯うした舌鋒で、相手に據り時に應じて汚い事やさましい生活などの有る限りを並べて、満場を笑はせ回こませる事を得意としたのである。

舞子から見へ 祭りの次第が進行して、地固めの舞から花の舞に入る頃には、「せいと」は押せ



押せの混雜で、濤のやうに揉返して居る。その中から絶えず惡態の突撃が續く。舞子が代る度に、其恰好から舞振り迄あらん限りの酷評をやる。やれ其腰付はどうしたの、そんな手振りぢや嬢が嘆くだろのと、假に激勵としても、遙かに度を越えた文句である。さうかと思ふと、ふつと氣が變つて「やあれ舞つたよう舞つた」と囃し立て、一緒に舞子の中へ飛出して、躍り且舞ふのである。鬼が出ると又やる。「さかき」「やまみ」などの重要な役に對しても決して遠慮はせぬ。然し此場合には氣持が一寸變る。鬼に對する評で、殆ど極り文句になつて居るのは「恐ろしく赤い面だな」とか「えらく鼻の高い奴ぢやないか」など、態と覗き込んだりして、感心したりさも驚いた振りをする。其内段々驚愕から平靜に復つた様子を見せて「變に靜かにしてけつかる」とか「偉さうな振りをする」とか何がな難癖をつけて酷評に移る。斯うした「せいと振り」も、教へるでも又習ふ譯でもない。祭りの度に繰返される、永い傳統の一端であつた。

「せいと」の囃し詞 前言うた如く「せいと」は惡態と、狂燥を繰返して居たのであるが、一方又舞ひに對して、特有の囃し詞を用ゐる。殊に鬼が出ると必ずやるのは次の文句である。

鬼が出たにたあふれたふれ

此文句を繰返しながら、拍子に乗つて舞ひの眞似をする。「たあふれ」は、別に「てえふれ」



昭和五年一月早川作



昭和五年一月早川作

上・さかき 下・同上裏面(古戸)天地一尺四寸

ともいひ、鬼の舞には若者が前後にあつて松火を振る處から、たい(松火の略稱)又はてえを振れといふ意味ともいふが、以前の意義は別であつたらしい。次手に「せいと」の囃し詞の二三を擧げると

- 一 ハア鹿でも喰つたかよう飛ぶな
- 二 ハア鳥でも喰つたかようまふな
- 三 ハア香煎喰つたかよう飛ぶな
- 四 ハア猿でも喰つたかよう飛ぶな

以上の囃し詞は、鬼舞ひよりは、青少年の舞の場合に多く用ゐられて、言葉の尻に、ハアよう舞つたよう舞つたと附けては、各自も又、舞道具の代りに、御幣餅を振つたり、二重廻しの袖を持ち毛絲の襟巻の端を掴んで、拍子に合せながらそれが千切れる程踊り狂ふのである。

囃しの「うたぐら」 何分簇氣で、節制のないのが立前としてある「せいと」の事だから、眞面目に舞つて居る者の傍に立つて、手出しをせぬといふだけで、有らん限りの邪魔をしたり茶化したりする。さうして舞ひばかりでは無い、神座から出る「うたぐら」の眞似もやる。近頃の「せいと衆」は、流行歌をやつたり、神座と同一の歌を出したりして居るものも大分見受けるが、

古くは模擬の「うたぐら」を盛に出して居たやうである。其文句が又「せいと」一流で聞かれたものでなかつた。嚴肅な神事の歌をやつてゐる一方で、猥褻極まる文句を並べ立てるのである。此文句も以前は神座で出す「うたぐら」毎と言つて宜い程澤山に記憶して居た者もあつたらしいが、現今は大分尠くなつてしまつた。試みに其中の一ツだけ紹介すると

娘たち禰宜の前では〇〇出すな

〇〇出すと禰宜の〇〇〇が棹となるらん

一流の名乗する

「せいと」の特長としては、今一ツ妙な名乗りめいた事がある。散々悪態の吐

合ひをやつた後で、かう見えても阿兄様（にいさま）などは、名古屋の黄金の鯨銚で逆立ちをしたの、米の飯で御育ち遊ばしたとか、時には籤の影の道陸神などもやるのである。此場合に自己稱呼を、今では吾輩など、言ふのも出て來たが「にいさま」といふのが通例である。勿論名乗りといつても、吾は何村の某などと、實際生活に絡んだものでは無い。平素は碌々口も利かないで、むつつりした青年が、此處に立つとまるつきり態度が變つて、飛んでも無い事を言ふのである。神座の客から樂座の者舞子へと散々當り散らして、そんな下手な笛なら「にいさま」に渡せ、扇の持方を知らねば教へてやるのと聲を囁らして言ふ態度は、承知しつゝ、も正氣の沙汰と

は思はれぬ程である。自分なども度々見物する間には、幾度となく此洗禮を受けた。背廣など著て居るものだから、そんな可怪おかしな著物を何處から盗んで來たとか、高い所に座つて偉さうな面をするな、研究なら「にいさま」に頭を下げて來いとか、時には村方の振舞ひの御幣餅（ごへいもち）に手を出して、東京から御幣餅を食ひに來たかななどとやられて、閉口したものである。

今ではそれ程でもないが、一頃神座の客などに對して、私事を露き立てる風があつて随分迷惑する者もあつたといふ。村の誰様と言はれる程の者が、何處の誰とも知らぬ者に頭から吐き下されても、唯笑つて居るより他策はなかつた。一種の社會制裁の名残りとしても、之ばかりは實際問題として困つたらしい。然し現在でも、意趣を含まぬ程度の事は盛にやつて居る。

「はな」好きの集り 終夜土間に立通して、悪態に聲を囁す程の者は、何れも「はな」好きの集りである。舞子の顔ぶれは代つても、此方は何時も同じだから、よく體力が續くと感心させられる。尤も時折間を見ては、そつと拔出して其處いらの露店で酒など煽つて元氣をつけるのである。それで村方としては随分手を焼く事もあるが、決して之に制裁は加へぬ。よく／＼整理のつかぬ場合は、土地の者が中に紛れ込んで、好い程に按配してゆく。實は斯うした振舞ひをやり度いばかりに、一里二里の山坂を越して來て居る事は、お互に承知して居たから、考へ方に據つ

てはありがたい客であつた。

黎明と共に退散　斯うして夜を徹して、あらん限りの狂態を盡して居るうち、扱段々黎明が近づいて、夜の明ける頃には湯ばやしの舞になり、此處で又一渡り騒いだ果に、聴て湯ばやしの湯を頭から浴びて、散りぢりに蜘蛛の子を散すやうに退散する。之が最後で、皆んな疲労れた顔をして村へ還るのである。四邊が明るくなつては、もう「せいと衆」の存在の意義はなかつた。土地に據ると、夜が明けても行事は未だ中途にあるが「せいと」の客は、退散しない迄も態度が改る。明るくなつて顔中を煤煙にして居た處は、前夜の人とは全然別であつたのも不思議である。

尙前に言ひ残したが、「さかき」「やまみ」の鬼の舞には、伴鬼とも子供ともいふ名も無い鬼に限つて、此「せいと」の中から選んで舞はせる事がある。振草系の土地では、大體其場の顔振れを見て舞はせるので、時には辭退するのを、無理に引上げて面形を被せる等の事もあるが、大入系の多くの土地では、澤山の希望者の中から、抽籤に據つて決めたりする、そして舞戸に出たとなると、之に精限りへとくになる迄舞はせたのである。尙「せいと」の客は、悉くと言ふ程下駄履きである事、それから舞ひの切れ目には、特に之に拍子を入れて舞はせたのである。

### 祭りに添へて

形式の種々相　祭りを中心にして、一般信者即ち參會の者の爲に、祈願の方法は各種の形式があるが、その一面の思想は、前言うた一力花に出發して居た。一力花の思想を推擴めて、これが遂行を期するにあつたので、従つて其方法形式も、之が中心となるものに向つて、各自の願心を表はすとしたのである。

其一ツは「そへばな」即ち湯蓋奉納の祈願である。祭祀の中心が舞戸の中央に飾られた「びやつけ」と考へたことから、之と略ぼ比しいものを添へ飾るを目的としたものである。之は前言うた一力花が、「びやつけ」一個を添へる事に據つて、聴て一力に據る祭祀遂行と、同一の結果に至ると考へた事實を出發點とすれば判るのである。

次には「花の御串」である。之は前の「そへばな」から見ると、一段軽い意味の簡便法を表はしたものであつた。

「そへばな」「花の御串」の一方には、之に附隨して舞ひ奉納の事がある。之も一力花の意識が

掛つて居るものである。其他「はな」見舞の事もあるが、之は前言うたものとは自づから別であつた。要するに「びやっけ」を中心として、善の綱、百綱（も、づな）の續いて居た事は、一般信者の神の世界への途が展かれて居た事を示すもので、之を出発点として各種の形式が生れたと考へられる。以下その形式に就いて現在行はれつゝあつた事實を述べるとする。

そへばな 「そへばな」は、祭祀當日に立願の者が、幾干の布施を寄進する事を言ふのである。之を「そへばなの願」と言つて、最も一般的のものとなつて居る。「そへばな」の寄進があると、祭祀関係者の方では、別に一個の湯蓋（前に説明した）を作つて、立願者の名札を付け、舞戸の天井に「びやっけ」に添へ飾つたのである。布施を寄進するといひ條、此湯蓋の奉納が根本の意だつたのである。それで祭祀関係者の方では、此祈願に充てる爲に、初め準備の際に（さいかづくりに）當日の數を豫定して用意して置くのである。

振草系の各所では、此「そへばな」の湯蓋が、三五十を數へる事は珍しくない。それで舞戸の天井は、之等の湯蓋で一ぱいになる。其一方には、前言つた一力花の「びやっけ」も幾つとなしく飾られて居たのである。尙湯蓋の製作は此「びやっけ」を幾分簡略化したもので、以前は布施の多寡に據つて、大小精粗の區別があつたと言ふが、現在はその事はなく總て一樣である。

「そへばな」の祈願が、祭りに添へ與る意味で、一力花を簡略したものであつた事は、一方之に對して必ず一折りの舞ひ奉納の意を含んで居た事である。奉納の舞は、之を願主（ぐわんぬし）舞とも又舞上げとも言ひ、多くは「みかぐら」の舞であつたが、立願者の希望に據り花の舞三ッ舞等を充てる事もあつた。此場合の舞ひは總て竈の前だけの式である。

次に湯蓋であるが、祭祀の行はれて居た地方では、事ある毎に神佛に向つて「そへばな」即ち湯蓋奉納の祈願をする風がある。祭場に飾つた湯蓋を後に其神佛に奉納するのである。

「そへばな」の願を爲した者は、翌朝祭りが終つて、「ひいなおろし」に、それぞれ湯蓋を渡される。さうして次の「花そだて」に、其湯蓋を捧げ又は被つて、先達に隨つて、竈を巡つた事は總て「花そだて」の條に言つた通りである。

因に此「そへばな」の立願者には、別に振舞ひがある。此振舞ひを受けて、神座に案内され見物する事が、現今一般の慣例である。

花の御串 花の御串奉納の祈願は、前にも言つた如く、湯蓋奉納より一段簡略の方法と考へられて居るもので、やはり一種の「そへばな」で、土地に據り單に「はな」とも又みくし（御串）とも言ふ。之も「花そだて」の折に、杖に突いて竈を巡り、宮渡りのあつた事は、湯蓋の場合と同一

である。又土地に據つて(大入系御園)家に持返り佛壇又は神棚に飾つて置く風がある。而して翌年の祭りに、更に新しい物を受けると、前のものを役済みとして、氏神の境内又は屋敷の裏などの清浄な場所を選んで納めたのである。

尙「花の御串」にしても、前の湯蓋にしても、寄進の場合は別に賽銭として幾干でも添へる事が、念の入つた作法と考へられて居た。

「はな」見舞 「はな」見舞は一般立願とは意義が異つて居た。祭りの場合縁故の者が、幾干の金を包んで関係者に贈る。即ち纏頭の意が多分に含んで居た。之をやはり「はな」又は「はな見舞」と言うたので、一方之を受けた場合は、それぞれの金額と寄進者の名前を書出して、之を神座に貼り出したのである。此種の見舞客も又別席に案内して振舞ひがあつた事は、湯蓋寄進の場合と同じである。

斯うして金銭寄進の一方には、特に縁故の深い土地同志は、手助けの人を送るもあつた。さうして之を受けた場合は、接待の意味で、鬼舞ひの一ツか、或は立願の舞ひなどを之に舞はせたのである。以前は此風が村々に盛んであつたと言ふが、今も堅く行つて居るのは、振草系の土地に多い。

「はな」見舞の風は、一般に振草系が旺んで、殊に嫁取り婿取りの関係ある者は、必ず缺かすことはなかつたので、何處の祭りにも「せいと」が賑やかであつたり、接待の客で混雑するのはその爲もあつたのである。

## 八面形雜記

一 花祭りを初め田樂御神樂等に用ゐる假面は一般に之を「おもて」又は「おもてがた」というて居る。「めん」「おめん」等の稱呼は、以前は餘り用ゐなかつたものらしい。老人の、殊に律義な性格の持主程、如何なる場合でも「おもてがた」と明瞭に言うて居る。

二 花祭りでは、各所を通じて重要とする面は、一通り揃つて居たが、中にはそうでない場合もある。大入系の大入（おほにふ）は、今では炭焼などが他から入込んで、字大入としての戸數は九戸あるが、茲十年前迄は、親方屋敷と言はれた花山宇一方を加へて四戸しかなかつた。さうした事情からでもなかつたらうが、兎に角同所の祭りには「やまみ」の面は無かつた。従つて「やまみ」の役も無かつたのである。それが近年に至つて、他の土地に倣つて「やまみ」の面を新調したのである。斯うして——面形の完備せぬといふ事以外に、無くても濟んだものがある。つたのでなかつたか——さうして今一時代前には、各所にその事實が繰返されて居たのでない



第一三三圖 振草系中在家の面

かと思はれる。

三 面形も又他の一般の祭具と同じく、淨く新しい事が根本の條件であつた。即ち祭りの度毎に之に彩色を施し、髻髪を新しくして總てを更にする事は、一個長野縣地内の新野(にひの)の雪祭りのみではない、花祭りに於ても、其事實はあつて、祭りの前の「さいかづくり」には、面形の髻髪等は、年々新しい紙を以て取代へたのである。斯うした一方には、面の實用的方面からも新製の物を歓迎する風が遣つて居た。例へば「さかさ」や「まみ」等最も神聖とした面にして、よく／＼製作技巧が勝れて居るか(之を被る上に)或は特別の傳統を持った場合以外は、

一個のものが永く命脈を繋ぐ事は出来なかつた。其表情威嚴等の點から、新しく時代の趣味嗜

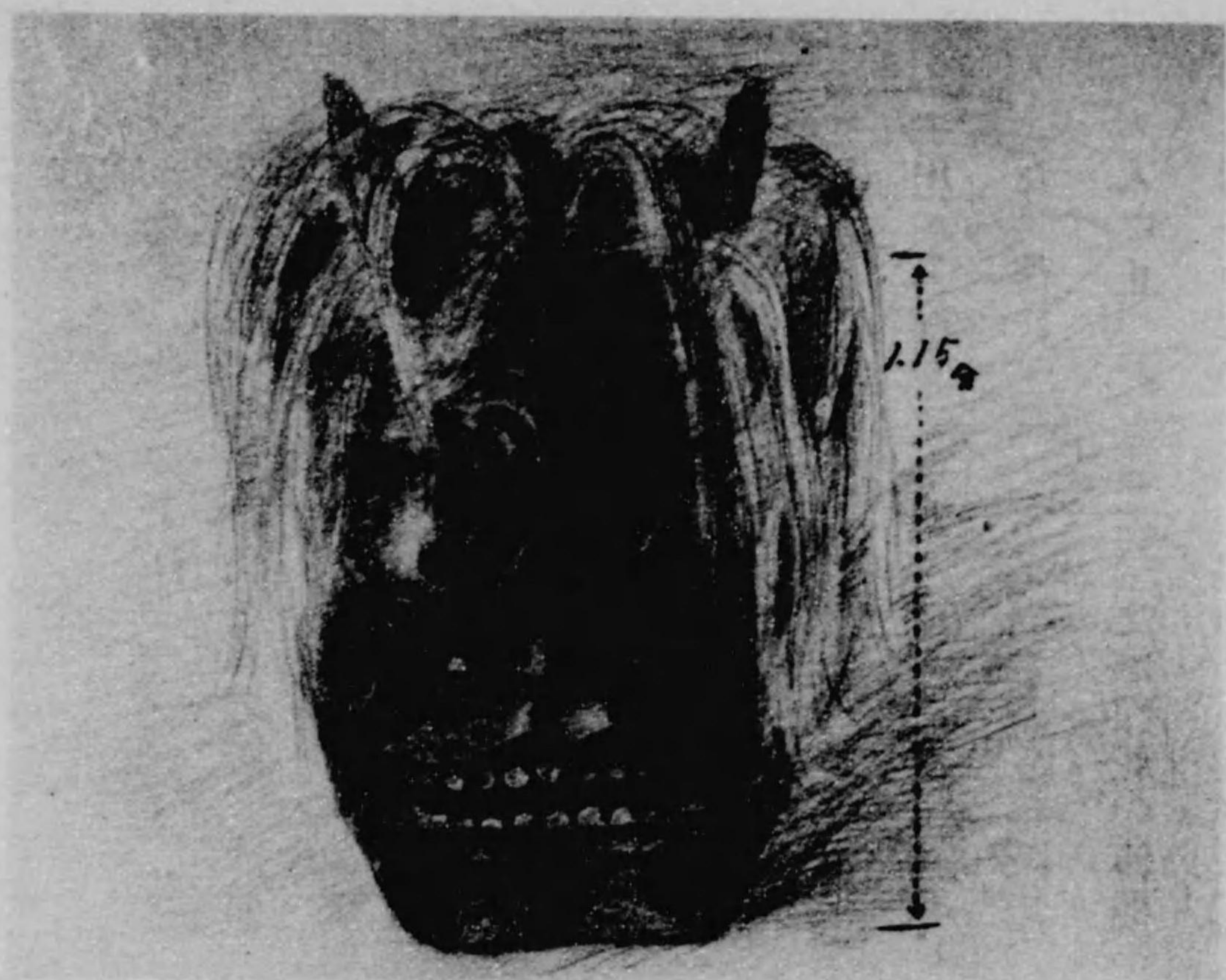
好に適つた物が寄進されたりすると、在來の物は、其地位を後からの者に譲らねばならなかつた。然し斯うして役済みとなつた面は、其儘面箱の中に朽ちたかと言ふと、さうではなく、新にお伴の列に加へられるか、或は隠居面等の稱を與へられて、一種特別の待遇を受けて居た。然しそれも、事情の判つて居る間こそ幾分鄭重にも扱はれたが、元々役済みのものであり、永い歳月を経る間には、唯の伴面に成り下る事は、多くは免がれ難い運命であつた。況して鬼舞ひは荒々しい労働であつたから、之に對して永く形骸を保つ事は望まれない。花祭りの面形に比較的古い物が遣つて居ないのは、此事實も影響して居たのである。従つて發祥の古い土地程、伴鬼の面が多かつた譯で、之等の中には、嘗ては役面の中心として、畏敬尊崇の的となつたものもあつたのである。何れかと言ふと伴面の中に、却つて古いものが多いのも其爲である。振草系の古戸(ふつと)等は、發祥も古いと言はれて居ただけ、鬼面にしても伴鬼が非常に多く、殆ど二十個近くを數へて、其製作表情等もそれぞれ異つて居るが、最初から斯く多數でなかつた事は容易に想像されるのである。

然し鬼面の方は、お伴といふ收容所があつた爲に、新しいものが寄進又は調製され、在來のものは隠居からお伴へと造作なく始末が附いて、結果に於てはお伴の數が増へただけで済



んだが「しづめ」の面等になると、それに對する畏怖と信仰が強烈であつただけに、お伴といふ譯にゆかぬ。然も之にはお伴といふ役廻りが無い。そこで別に面箱に納めて置くが勿論被る事は無い。祭りの度に所謂風を當てると言つて、出して飾るだけである。「しづめ」の面は、一個又は二個に限られて居たのが、三面もあつたりするのは、斯うした事情の伏在も考へられる。而して一方之等重要な面が、其地位を後の物に譲つた一方には、古い物を別に新しく發願の地へ移して、其處の中心と爲した場合もある。花祭りが各所を通じて、系統を追ひ因縁を云々するものは、單に之が關係者の緣故ばかりでなく、斯うした面形流轉の結果もあつたのである。

■ 前に言つた大入に、現在用ゐられて居る「さかき」の面は、全面黒塗の極めて古い物であるが、此面に就いては一ツの挿話がある。何でも言傳へに據ると之は元同じ系統である三澤の「さかき」であつた。それが餘りに古くなつたので、別に新しい物を作つて、之を地續きの下黒川へと譲つてやつた。それ迄下黒川には花祭りも何もなかつたのが、それ以來行ふことになつた。後に下黒川も又同じやうな譯で、之を地續きの御園へ譲り、それから東菌目を経て今の大入に止つたと言ふ。之は祭祀の傳播が一ツには面形に據つた事實を物語るもので、長野縣地内新野の雪祭り等も、抑々の發祥は、静岡縣地内の、水窪(みさくぼ)から脊負つて來た面に始ると



昭和五年一月早川作



昭和五年一月早川作

上・やまみ 下・さかき (下黒川)



第一三四圖  
庄太面 綠色塗(振草系月)

言傳へて居る。其時途中の向方(むかがた)へ一面忘れて来た鬼面があつて、それを新野の祭りの度に、其方へ向けて祀るなど、も言うて居る。却説大入の面は、前言うたやうな因縁から、經過した土地間の祭りの關係は、他に比べて一段と濃厚で、今も互に相往來する風が盛んである。何れかの一方が祭りの度、先づ此關係の土地の者が出て來ぬと始らなかつた。所謂「おつきあい」祭りの奥には、斯うした事情もあつたのである。尙最初の地である三澤と、一番末の大入との間は、自然縁も遠くなつて、語草だけが残つて居た事は、屋敷關係に於ける人の家と同じであつた。

五 何處へ行つても、面箱の中に貝數外の所謂やくざ面が、一ツ二ツは必ずある。自然木に少し位手を加へたり、或は斧でも刻んだかと思ふ程粗末な出来である。斯うした面も鬼舞ひや「みこ」の出には、定つて誰かしらが被つて出た。まるきり顧みぬといふのも、義理が悪いでと



第一三五圖 茂吉面 朱塗(振草系月)

述懐した人もあつたが、斯うした面に限つて、定つて人の名が附いて居る。例へば振草系月の庄太面、下津具の吉作面など、其一例である。之等の人名は何れも作者と言ひ條寄進者の名であつた。  
人名の附いた面で、一般的に有名で、懸て其名が神そのもの、名と迄考へられて居



第一三六圖 茂吉面 朱塗 角齒黃色(振草系古戸)

たのは茂吉(もきち)の面である。朝鬼(四ツ鬼共)の頭領と考へられて居るもので、花宿の主人が被り、槌を以て舞ふところから、一に大國主神の象徴ともいひ、其爲に眞黒い面であるとも言ふが、事實は黒朱とりどりで振草系の茂吉面は多く朱塗である。之などもとうやら元寄進者の名から來たらしい。其事に



第一三七圖 右より茂吉 伴鬼(大入系御園)

る事は明瞭であるが、他の土地のものは遽に之を以て律する譯にゆかぬ。然しながら各所の事

就いて現今ある古戸の茂吉面には、裏に

元祿九年十一月 寄進 中原 茂吉

家内守護の爲

の文字が彫り込んである。之に據ると、古戸の茂吉面は、明かに茂吉なる者の寄進であつた。因に古戸には茂吉屋敷の跡と稱する地が字中原にあるから、おそらく此茂吉の屋敷であらう。街道端に今は畑になつて居る。

此事實だけでは、茂吉の名は元祿九年以降のものか、或はそれ以前にも、此面の前身はあつたのが、偶々茂吉が寄進した事に因つて、以來其名を言做はしたかは判らぬ。單に古戸だけの事實で言へば、茂吉面は茂吉の寄進た

實を綜合すると、此名は或點迄は古戸の面の彫銘が元らしい根據がある。先づ手近の振草系で言ふと、一二の土地を除く以外は、發祥は元祿より多く遡る事はなかつたから、此點かう言うても、古戸を最初とする事に、大した誤は無さうである。而して茂吉面の特長から言うても、その表現感は古戸の型の崩れと見る事は無理ではない。それに對して一方大入系の茂吉であるが、面の特長としては振草系が多く朱塗であるに對して、黒面が多い、而して茂吉と呼ぶ一方に單に黒とか、朝鬼とする稱もある。又土地に據ると(古真立)全然無く、之に當る面を才次と言



第一三八圖  
茂吉 青色塗(振草系小林)

うて居る。さうして他の土地で茂吉鬼が持つ槌は「さかき」の伴鬼の普通に五番鬼といふのが持つ。之で見ると大入系には、茂吉の名は忘れられたと言ふよりも、まだ充分普及して居なかつたとも考へられる。

六 茂吉と言へば鬼面の中で、最も重要とした「さかき」「やまみ」に次いで所謂役鬼で、唯のお伴などは異つて居る。黒倉田樂の三ツの

鬼面は、第一と第二は兄弟鬼といふが、第三はやはり茂吉である。新野の雪祭りの鬼面も三ツあつたが、之には茂吉と言ふ名は勿論無い。大谷の御神樂の鬼面は、二面はやはり兄弟鬼というたが、別に一個形式の異つた朱塗の面があつて、之を鬼神様と言つて持物は棒である。斯うした事實から考へても、斯の對立した兄弟鬼に對して、茂吉の前身に關係あるらしくも思はれる。然し茂吉などと言ふ名稱が、何れにしても人の名に異ひないが、どうしてあゝも傳播したものか、何か理由があつて宜い譯である。その事に就いて斯の茂吉の面が、後に新しく面形の中に加へられた話がある。事實が面白いから言うて見ると、それは大入系の下津具で、明治の初年迄は同所には茂吉の面はなかつた。勿論強いて茂吉に當嵌めれば、當嵌る物がないでもないが、茂吉とは言はなかつた。處が或年の祭りに、偶々見物に來た振草村の者があつたが、祭りが終つて家へ歸つてから氣が變になつて妙な事を口走る。何か憑物がしたらしいとあつて、家人が其道の者を招いて座を立て、伺ふと、俺は下津具の花祭りへ來た「おきな」だが、彼所に茂吉の面が無いのが心残りで、どうしても行くべき處へ歸つてゆかれぬとの託宣である。早速手器用な大工に頼んで、寄進したのが現今ある茂吉面である。彫刻も粗末だが年代が未だ新しい爲か、他の土地のやうに、役鬼としての待遇は未だ受けて居らぬ。面形寄進の動機には、斯うした例